

運輸大臣官房長 梅崎 壽君
運輸省航空局長 楠木 行雄君
労働大臣官房長 渡邊 信君
労働省職業安定局長 征矢 紀臣君
建設大臣官房長 小野 邦久君
建設省建設経済局長 五十嵐健之君
自治大臣官房総務審議官 香山 充弘君
自治省財政局長 二橋 正弘君
自治省税務局長 成瀬 宣孝君

事務局側
常任委員会専門員 志村 昌俊君

参考人
日本銀行総裁 速水 優君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を開会いたします。

財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案、平成十年分所得税の特別減税のための臨時措置法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案、地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律案、地方交付税法等の一部を改正する法律案、以上四案を一括して議題といたします。

○委員長(遠藤要君) この際、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております四案の審査のため、本日、参考人として日本銀行総裁速水優君の出席を求めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○委員長(遠藤要君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(遠藤要君) これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○片山虎之助君 自由民主党の片山虎之助でございます。

当委員会の質問が大会派順でございますので、私が一番バッターで総括質疑をさせていただきます。こういうことでございます。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

毎回こういうことを申し上げてまことに恐縮なんです。私は、この委員会の総括質疑のテレビ中継というのは、生の生きた国会審議を国民に見せるまたないチャンスだ、こういうふうに思っております。したがって、ごらんになって国民の皆さんにわかつていただかなきゃいけません。そういう意味で、できるだけわかりやすい質問に心がけたいと思っております。答弁の方もできるだけわかりやすい答弁、できれば簡潔にお願いいたします。こういうふうに思います。

まず、本論に入ります前に、インドネシア問題について二、三点お尋ねいたします。

インドネシアの状況は御承知のとおりでございます。スハルトさんがおやめになったんですけれども、ハビビさんという副大統領が大統領になられて、組閣を完了されて、何かきょうの報道によりますと近々に、一年以内に総選挙をおやられる。私は、いろんなあれがあると思っております。な、なだらかな安定化の方向に向かいつつある。持っておりますわけですが、総理の総括的な御所見をぜひお伺ひいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) こしはらくのインドネシア情勢、これは国会でも、また国民の中にもいろいろな御心配をかけておったと存じます。しかし、インドネシア憲法の手続にのっとり、先日、スハルト大統領が大統領を引かれ、ハビビ新大統領が就任をされた。そして、その後の状況は大変心配しておりましたけれども、二十二日にインドネシアの新内閣、閣僚が発表されました。

開発・改革内閣という名前にふさわしい、その点では私も新内閣にぜひ残っていただきたいと考えておりました。ギナンジャール調整大臣、これは経済閣僚としてIMF合意をまとめていく上での中心的な役割を果たしてこられた方です。こうした実務に強い布陣が示された。同時に、社会の各層を取り込んだ内閣が生まれました。

この内閣の発足を踏まえて、インドネシアがIMFとの間で合意したプログラムをきちんと着実に実施していただくこと、また政治改革を進めていけることによつて民生の安定と国民経済の回復が一日も早く実現することを我々としては願っております。そのためには日本としては、これは御承知のようにたくさん島で構成されている国ですから、ややもするとその輸送に困難を来すと非常に多くの苦しい生活に追い込まれる方々があります。そうした社会的な弱者を初めとして、インドネシアの国民の民生の向上、社会的な安定に資するようなそうした協力を重点にしながら、インドネシア国民の改革努力に対して引き続き日本としては協力を惜しまない、そのような姿勢で臨んでいきたいと考えております。

○片山虎之助君 そこで、カナダのカナスキスという難しいところでAPECの蔵相会議がございました。松永大蔵大臣、大変御苦労までございました。

そこで、インドネシアの経済開発について支援をやる、共同声明等を出したったようでありまして、ポイントだけ簡潔に御紹介いただければいいでしょうか。

で行われたAPEC蔵相会議に出席してまいりました。私は、大部分の会合が終わって、そして土曜日の分がまだ残っております。その会合が翌日の分がまだ残っておりますけれども、これは共同声明を最終的に決め、記者会見をするという行事だけでありましたから、共同声明の内容については、財務官がちゃんとフォローしてくれるという約束になっておりましたので、土曜日の夕方、向こうを立てて、そして日曜日、すなわちきのうの夕方日本に帰ってまいりました。

インドネシアの関係では、参加すべての国が、インドネシアがハビビ大統領のもとで民主的な政権として順調に発展することを期待したい、そしてインドネシアの政治・社会情勢の安定ぶりを見ながら必要な支援をやっていく、こういう共通の認識ができたというふうに言っております。

○片山虎之助君 この点については別の機会に同僚から質問があるいはあろうかと思っております。

そこで、今回のインドネシア政変で、スハルトさんを中心にいろいろなことが言われたわけでありまして、その中にODAのあり方が、現地を初め、正確かどうかはわかりませんが、いろいろ取りざたされた。

インドネシアは東南アジアの大国ですから、我が国との関係もいろいろある。円借款なんかは我が国は最大の供与国にあるとかという話ですね。したがって、向こうにとっては日本が最大の援助国。ところが、そのODAがちゃんと末端まで使われているかどうか怪しいんだと。それがよくわかりませんけれども、インドネシアのこの一連の汚職や腐敗や縁故主義や、そういうことで何か幾らかつながつているのは私は日本にとつてやや遺憾だと、こう思うんです。

そうしますと、今度も援助する、こういうことになりまして、今までのODAのあり方をこの機会に見直すお考えは、外務大臣、ありますか。

○国務大臣(小淵恵三君) 基本的には、インドネ

シアは我が国にとりまして、天然ガスあるいは石油等、大変大切な国でございます。また民生の安定のためにODAは、昨年は中国でございまして、従前第一位の地位を占めてきたわけでございまして、いよいよ今、委員御指摘のようないまじいように最大の留意を払ってきたところでございまして、今後とも十分注意をいたしなさいと思っております。

特に、こういう事態になりますと貧困者にそのしわ寄せが来るといふことでございまして、今御指摘のありましたように、お米の問題とか医薬品とか、こういう品物を早急に援助いたしまして安定のために力を尽くしていきたい、このように考えております。

○片山虎之助君 よろしくお願いたします。

そこで、本論に入りますけれども、私は調べてみますと、去年の十一月十日に当委員会、財政構造改革推進法の制定審議のこの委員会代表質問をさせていただいておるんです。今から思うとちょうど六カ月前であります。今と六カ月前と比べてみますと、私は大変状況も認識も変わってきたと、六カ月前が長いのか短いのかよくわかりませんが、そこで、前回、十一月十日に質問させていただいた事項を少し参照しながら今後のことをお聞きしたい、こういうふうに思います。

最初に、財政法制定はいけれども、景気との関係でどうなるんですか、大丈夫ですか。財政構造改革は進んだけれども、日本経済が沈没するといふようなことでは困りますよ、大丈夫ですかと尾身経済企画庁長官に御質問しました。尾身経済企画庁長官は、民間需要を中心に景気は回復過程にあるんだ、こういうお言葉があった。そこで、経済企画庁の話は、これはなかなかいろいろ問題があるという説があつて、尾身長官なんかは党におるとき一番あなたは経企庁の物の見方に反対だったでしょう、そういうことを申し上げた。そこでまた御答弁があつて、大変歯切れがよかつたと言えないんですけれども、いやいやなるほど

ど回復過程だけれども足踏み状態だ、しかし経済のいろいろな状況の数字を見るとファンダメンタルズはこういうことなんだ、大丈夫なんだ、こういうお話がございました。

六カ月前だった今の時点で、あのときの答弁は全くそのとおりとお思いますか。かなり苦しかったんだ、少し無理したんだと、こうお思ひになりますか。いかがですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 十一月十日前後に十一月の月例経済報告というのをを出しまして、その時点では、「民間需要を中心とする景気回復の基調は失われていないものの、企業の景況感に厳しさが見られ、景気はこのところ足踏み状態にある」といふような表現でございました。その前の十月が「民間需要を中心とする景気回復の基調は続いている」といふことでございましたので、十一月の段階で、足踏み状態といふふうには実は直しておりました。ただし、全体として見ると、やはり設備投資も消費も輸出もそこそこ好調でございました。

ただ、その後の十一月のいろいろな企業関係の倒産、破綻等がございまして、十一月三日が三洋証券、北海道拓殖銀行が十一月十七日、山一証券が十一月二十四日というような連続の相次ぐ金融機関の破綻、それからアジアの経済状況が非常に厳しくなつてまいりました。その二つの大きな要因で、秋口から一月、二月、三月にかけて景気が非常に厳しさを増してきた、そういうふうな状況であったと認識しているところでございます。

○片山虎之助君 私はそう答弁されると思つたんです。山一や拓殖の破綻により金融不安が高じてきた。アジアの状況がずっと悪くなった。実は十一月に入つてすぐアジアの株式が暴落しているんですよ。東京株式市場も十一月七日に一万六千円を割っているんですよ、何カ月ぶりに。そこで、そういうことはなるほど予測できない事情はあつたかもしれぬけれども、経企庁としてはそういうことがわからなかつたんでしょかね。深追ひしませんよ、私は野党ですから。(発言する者

あり)簡単に答えてください。

○国務大臣(尾身幸次君) 野党、与党を問わず、景気の現状につきましては、経済企画庁といたしましてはできるだけ客観的に公平に現状を把握し、それを国民の皆様に伝えるといふことで御理解をいたしたいと思ひます。

ただし、先ほど申しました十一月の幾つかの企業の破綻等によりまして、それ以後急速に景況感が悪化してきています。そしてその景況感の悪化そのものが株価等に反映しているとも見えているわけでございまして、特に十一月の相次ぐ金融機関の破綻等によりまして金融機関に対する不安感といふものが出てまいりました。これに対して十二月から一月にかけて三兆円金融システム安定化のための対策を決定し、これを国会に提出するといふことになりました。そのことによりまして一月半ばごろから株価が一万四千円台の水準から戻して、金融機関に対する不安感といふものはある程度解消されてきたといふふうに考えておりますが、しかし、例えば生産とか雇用、失業率等に対する、つまり実体経済の面に対する厳しさは昨今一層増しているといふふうに考えているところでございまして、それがまた今回、総合経済対策を決定し、議会で審議をお願いしているゆえんでもございます。

○片山虎之助君 何か今、与党と野党を間違えたようでございます。私はもう与党でございまして。ただ、参議院は衆議院より与野党の垣根がやや低うございまして、ついそういうことを言つたかもしれません。与党といふことに議事録をしっかりと訂正させていただきます。

そこで、今回の思い切つた景気対策、十六兆六千五百億、真水が十二兆、こういうお話でございまして、これが補正予算その他で形を整える。そうしますと、政府の御発表では、名目で二・〇％ぐらい国民総生産を押し上げると、こういうことでお話しになっておりますけれども、大丈夫でしょうか。それと、景気の回復の兆しが見え、顕著になつてくるのはいつごろでございでしょうか。今までは桜の咲くころという話が十分ありまして、ことの桜は早かつたんですよ。だから、何が咲くころがどういふふうになるのか、経企庁長官の御所見をお伺いします。

○国務大臣(尾身幸次君) 先ほど申しましたように、実体経済、生産、雇用等への面におきましては非常に厳しい状況が続いているわけでございまして、消費等一部やや明るい兆しが見られてきているかなといふふうに現在の状況を感じております。ただし、厳しさが実体経済の面で続いているといふことは確かでございます。総合経済対策を決定したところでございます。

総合経済対策の中心でございまして、一つは景気の状況を一日も早く抜け出すための景気刺激策をやるということでございますと同時に、もう一つは、二十一世紀に向かって我が国の経済社会を民間活力を中心として発展させていくという意図におきまして、経済の体質を改善強化するといふところにもかなり重点を置いているわけでございます。

そして、この効果でございますが、財政出動的な意味、真水十二兆といふことでございまして、二兆円は次の年回しといふことでございまして、十兆円の真水、社会資本の整備で約八兆円、減税で二兆円といふことでございまして、これを乗数効果等を入れて計算いたしますと、少なくとも向こう一カ年で二％の経済に対するプラスの効果があることは確実であるといふふうに考えております。

この経済対策が国会で承認をいただきまして、予算、税制等があるいは公共事業の支出等が行われることになりましたら、早ければ一、二カ月の遅くとも三カ月ぐらいで実体経済の面にプラスの効果及ぼしてきます。そして、それによつて経済が、不良債権の処理あるいは経済構造改革等の対策もあわせ行つておりますので、中長期的にも順調な回復軌道に乗っていくものと私も考えている次第でございまして。

○片山虎之助君 秋口にと、こういうことだろうと思います。この点につきましてはまた同僚その他から質問があると思いますのでこれ以上あれしませんが、きょうは日銀総裁に参考人として御出席を賜っております。

先般、日銀が金融経済月報で景気全般に対する予測をされている中に、経済全般に対して依然厳しいんだ、下押し圧力が強い、しかし今回の経済対策でそれが緩和される、歯どめがかかると、こういうことを言っておられるんですね。しかし、そこは歯どめがかかっても後の持続効果があるのか、あるいはどうなるのか、その辺の見通しをお聞かせいただきたいと思っています。

その前に、実は私は、日銀給与の水増しその他が報ぜられまして質問させていただこうかと本当に思ったんですが、総裁には大変い部下がたくさんおられます、ぜひやめてほしいというお話がございましたし、また日銀も正式に発表されたわけですから、きょうは質問させていただきませんが、今までの日銀というのは最もディスクロージャーに遠い機関なんですよ。何も発表しない。それから、今までは国会に対しては大蔵省というクッションがありましたから、直接国会と云々ということも余り御存じない。そういうあれなんです。

ぜひこの機会に、日銀も独立性を強めたんですから、しかも世の中は今ディスクロージャーの時代なんです。給与を初めてしてきつと国民にわかるようなディスクロージャーを徹底していただくことを重ねて要望したいと思います。総裁、よろしくお願いします。

○参考人(遠水優君) ただいま大変私どもにとってこれからは最も注意を要するところを御指摘いただきましてありがとうございます。

最初の御質問で景気をどう見ているかということですが、我が国の景気を見ますと、やはり最終需要の弱さというのが背景にあります。生産が減少を続けております。企業の収益や雇用・所得環境も悪化してきております。このよ

うな生産、所得、支出をめぐるマイナスの方向への循環を踏まえて、私どもは現在の景気は経済活動全般に対する下押し圧力が強い状況にあるというふうな判断をしておるわけでございます。そして、もしこうした状況に対して何も政策的な対応を打たなければ景気が悪循環に陥ってしまうリスクも皆無ではなかったように思っております。

しかし、今般政府が打ち出された総合経済対策、これは十六兆円を上回る総事業規模をもつてかなり大きな有効需要をつくり出す効果があると考えております。また、対策のメニューの中には土地や債権の流動化という不良債権処理に資する重要な施策が盛り込まれておることに私も是非常に期待をしております。これはやはりゼネコン等の一般企業の財務の改善はもちろんのこと、金融システムの安定化という点からも欠くべからざる最も急を要することではないか、この土地の流動化ということ。私どもは、これだけの規模と内容の対策が打たれていけば経済がどんどん悪循環に陥っていくということは回避し得るのではないかとこのように考えております。これが下押し圧力に歯どめがかかると申した意味でございます。

ただ、こうした動きがさらに民間経済を主体とする一段の力強い回復につながっていくかどうか、このところのところがこれからの課題であります。

企業や家計のコンフィデンスがどの程度改善されていくかということにかかっているように思いますが、この点につきましては、現時点ではなお確たることは言えません。私どもとしては、今回の対策をきっかけに、こうしたことが実現することを期待しながら今後の情勢の展開を注意深く見守ってまいりたいというふうな思っております。

○片山虎之助君 金利、公定歩合の関係につきましては、後ほど時間があれば質問させていただきます。そこで二点目は、十一月の質問で私は、景気対策もやる、経済構造改革もやる、こういうことな

んですが、それは財政構造改革に支障のない範囲で、それをやるがせにしない範囲で景気対策をやるということですね、そうすることが当面はつらくとも中長期的には経済の活性化、構造改革につながる財政もよくなるんですね、こういう質問を総理に申し上げました。総理はそのとおりだと。改革には痛みを伴うんだ、しかしこの痛みを耐えれば中長期的には明るい未来が築けるんだ、問題はその痛みの期間をできるだけ短くすることだ、こういうふうにお答えになりました。支障のない範囲、ゆるがせにしない範囲で景気対策をやる。

ところが、少なくとも今回の景気対策では財政法はいじらないとぐあいが悪くなったわけでありますが、その限りでは私は支障が出たと言わざるを得ない。しかし、衆議院その他の総理、大蔵大臣の御答弁を聞いておりますと、これは短期の緊急避難なんだ、財政構造改革の骨格は維持したんだと、こういうふうに言っておられる。私もそう理解したいと思っています。

その御所見と、それから今の日本経済というのはもう痛みを耐えるような体力はないんだ、瀕死じゃありませんけれども相当弱っている。重病な状況なんだ、当面は痛みを耐えろといってもそれは無理なんだと、こう認識すべきでしょうか、総理。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今ちょうど手元に持っておりますのが十一月に議員とその問題についてやりとりをした部分であります。そこでも私は、財政構造改革は何としてもやり上げなきゃならない、同時に一方では経済構造を改めていく、そして新しい土地の有効利用とか新しい業が起こり得る土壌とかいろいろ申し上げてまいりました。しかし、本当に今年になりましてインドネシア、一月に一回IMFとの合意をいたしましたものが三月から四月にかけてまたやり直しといううな、これはインドネシアだけではございませう。アジアの金融・経済混乱というものは、我が国における金融機関の大型倒産、その前後から起

こりました強烈な貸し渋り現象、こうしたものとあわせて非常に深刻な状態をつくってまいりました。そして、そういう中でまさに緊急避難的に適切な処理を行える弾力的な仕組みをというところで、今そのための財政法の枠組みを弾力条項を挿入する等の改正を加え、同時に総合経済対策、補正予算の御審議を願おうとしております。

私たちは間違いなしに、こうした経済対策あるいは補正予算、この中には社会資本整備と減税という柱を置いておりますけれども、こうしたものによって我が国経済が自律的な回復軌道に乗ることを期待いたしますし、いずれにしても従来から内外の経済・金融情勢の変化に対応して臨機応変の措置をとる、それは当然だけれども、二十一世紀を考えると財政構造改革というものを捨ててはおけないということを申し上げてまいりました。その必要性というものは今も私は変わらないと思うんです。

その上で、今私どもがここまで不良資産というものについてとってまいりました対応だけでは本質的な解決にならない、これは何としてもバランスシートから落とす。先ほど蔵相からAPECにおける議論を御紹介になりましたけれども、今までは金融機関のバランスシートにおいて、片方に不良資産が計上されればもう片方にそれに見合う引き当てをということで対応してまいりました。しかし、ディスクロージャーのおくれ等々の中でなかなかその引き当てを計上するという方法だけでは不安が消えないならば、この三ヶ月決算からアメリカのSEC基準、より厳しいルールでの決算を指示し、各行これを公表しつづけます。

当然ながら、今までもその不良債権の中は明らかになっているわけですから、これに見合う引当金を計上しただけでは不良債権をバランスシートから消せませんので、こうしたことを可能にするような措置も総合経済対策の柱の中に置いて臨もうとしていることを御理解いただきたいと思っております。

○片山虎之助君 今、総理が言われました金融機関の不良債権処理、都銀八行の決算状況を見ましても六兆何千億は償却したということになっていきます。

今、総理のお話のように、引き当てをふやしているだけで現実には土地が処分されて動いてはいないんですね。そういう意味で、抜本的な策を講ずるといふのは私たちも大賛成ですし、それがひいては金融再編につながりもあるいはやむを得ない、いいことになるかもしれない、こういう気がいたします。

そのために何か与党と政府で協議会をおつくりになったようであります。その目的、意図は今お聞きしましたが、大体どういうスケジュールでどういうふうなやられますか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私もこれからの作業スケジュールまでは細かく存じておりません。

しかし、今申し上げましたような中で日本の経済というものを早急に立て直していく、そして再び活性化するためにはまさに金融機関の不良債権問題について、その実態を明らかにするだけではなくて、担保不動産の有効利用に至る総合的な対策、施策というものを必要とする。そして、その不良債権の実質的な処理を、今申し上げましたように引き当てと見合ってバランスシートに乗っているという姿じゃない、そのためには、本当に不良債権の実質的な処理を早急に進めて資金の円滑な供給という金融機関の本来の機能を回復させなきゃなりません。

そうした考え方のもとに、不動産担保付きの融資をめぐって権利関係を整理しなければなりません。そのための仕組みづくり、あるいは不動産担保付き債権を証券化していく、こうした総合経済政策で盛り込みました施策を具体的なものとして推進を図っていきますために、またその上で出てくる金融機関のシステムの再生のための実効性のある施策に取り組むために、政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会というものをスタートさせました。これは早急にこれからその具体化を

図るべく、政府、与党一体となって取り組んでまいります。

ただ、これは法務省ももちろんありますし、大蔵省もありますし、建設省もありますし、経済企画庁、省庁にしましても実は関連するところは多数ございます。そして、内閣がこれを引っ張っていくことになるわけですから、与党側においてもそうしたための体制づくりをお願いし、既に第一回の会合は終了いたしました。

国会の開催中でありまして、私自身が出られる日を選ぶのではなく、もつと実働的に動けるような日程をつくっていただきたいということをお願いしております。

○片山虎之助君 今、総理のお話の権利関係の調整のための委員会その他の仕組み、手続あるいは不動産の証券化、そういうことは私はいずれも法案が必要だと思うんです。しかも早い方がいいんです。この間第一回の会合ですから、この国会では間に合いませんね。しかも法案は要るんです。そうすると、後はどういふふうには、それは国会のことだ、こう言われるかもしれない、できるだけ早く、こう理解してよろしゅうございませうか、法案化。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは当然法案化をし、国会で御審議をいただかなければならないものをたくさん含んでおります。ですから、私は、実はその第一回の会合ではできるだけ早くということとともに、できたものから具体化にということをお願いを申し上げました。またまりましたものからどんどんという言い方を申し上げております。

○片山虎之助君 総理、私が言っているのは、この国会で間に合いませんので、できたものから法案化すればいいんです。臨時国会ということに政府としては期待されるわけですね、通常国会はこれで終わるんですから。その臨時国会の時期を、おまえ、それは言いくいぞということかもしれない、国会が、言える範囲で、申しわけありません。○国務大臣(橋本龍太郎君) これはむしろこれから先、今国会が終了し、参議院選が終了し、その

後の状況ということですから、私が予測をしているものかどうかわかりません。ただ、いずれにしても、政府もまた与党もこの問題について既にスタートを切ったわけですから、私はその作業は半年も一年もかかるものとは思いません。

その上で、まあ普通常識的な時間というのはおのずから頭に浮かぶんじゃないでしょうか。

○片山虎之助君 常識もいろいろあるものですが、それであれでございますが、何となくわかりました。そこで、次の問題は、私は十一月に、財政構造改革推進は法律事項じゃない、法律にしないで開議決定なり何とか宣言なり何とか声明で足る、こういうことを申し上げた。むしろ、こういう法律ができることは内閣の予算編成権を制約するし、国会の予算に対する審議権、議決権を拘束する。修正できるといふ法制局の御意見ですけれども、自分でつくった法律を破るなんということは自己矛盾ですから、拘束される。アメリカにもあるじゃないか、アメリカは連邦議会に予算編成権があるんですから、法律で支出を決めていくんですから、何本も何本も法律を出して、だから包括財政調整法みたいなものが要るんです。フランスの法律はふわっとした目標だけで、あるいは法律かどうか、まあ法律ですけれども、よくわからない。日本は事情が違うんだと。

しかし、当時の三塚大蔵大臣に、日本の今の非常事態という状況や政治的な効果、意味、国民に対するいろんなPR、そういうことは意味がありまますよとお聞きしましたら、時々前大蔵大臣は大変哲学的なところを交えられるものですから必ずしもよくわからなかったんですが、自分の行動を国会に法律を出すことによって、御決定いただくということは大変な決意でやることにつながるの、いいんだ、国会のサポートと励ました、こういう御答弁をいただいたんです。

そこで、法律ができて、今度改正する。これは全く私個人の意見でございますけれども、財政構造改革法が大切なわけじゃなくて、財政構造改革

をどうやるか、景気回復をどうやるかというのが私は大切だと思っております。法律じゃなくて実態が。そうすると、財政法制定にかけた手間と時間とエネルギー、財政法改正にかけた手間と時間とエネルギーというのが、私個人はけちですけれども大変もったいないような気がするんですね。むしろ、財政構造改革、景気対策は内閣がその権限と責任と自信を持ってどつとやる、それについて国会は議論を大いにしていって、そして国会の権限の中で決めていく。法律じゃありませんよ、法律じゃなくて、最終的には是非は私は国民の審判に仰げばいいと思う。その方が国民から見えずつとわかりやすい。

法律をどうする、法律をどう直す、法律をどうつくるというところの方にあるいは行っているんじゃないかという気が大変いたしますが、三塚大蔵大臣の御後任の松永大蔵大臣の御所見を伺えれば。

○国務大臣(松永光吉君) 委員のおっしゃったような考え方で財政構造改革を進めていくという手法も、実は手法の一つとしてあり得ることだと思っております。

しかし、今日の日本の財政の置かれている状況、世界最悪と言われるような財政状況を念頭に置き、かつ国権の最高機関たる国会においても財政構造改革を進めていくという意思の決定を国会の議決、法律という形で出していく、それにその法律を守りながら予算を編成する等の仕事をしていくという仕組み、これは財政構造改革を進めていくという国の意思を国内外に明らかにするという意味で非常に意義のあることであると思っております。

そしてまた、もう一つは、内閣の予算編成権を縛るという批判もありますけれども、この法律がある以上、そのときそのときの内容が自由な意思で放漫的な予算などは組めない、こういう縛りがかかるわけでありまして。そういう縛りをかけながら必死の思いで努力をしていかなければ、日本の置かれているこの財政の苦しさ、厳しさ、これを

乗り越えることはできない、そういう考え方のもとにこの法律はつくられたものというふうに私は思っております。

それぐらいこの財政の健全化、迫りくる二十一世紀の高齢化社会においてみんなが安心して暮らせる福祉の社会、あるいは経済の活力を保持する、こういう財政が打てるような状態を一日も早くつくり上げなきゃならぬ、そういう考え方のもとにこの法律はできたものというふうに私は理解しております。

○片山虎之助君 だから、その点は私は十一月もお認めすると言ったんです、非常事態だ、政治的な意味はあると。しかし、法律で全部縛らなければ内閣も国会もというのは、やいやいかなと。

我が国は昔から特に成文法万能主義なんです。法律が物すごく多い国ですよ。法学部もそれだから尊重されてキャリアの偉いお役人は法学部、私も法学部ですが、法学部ばかりなんです。

だから私は、そろそろそういう万能主義から脱却した方がいいんじゃないかなと。

それじゃ、私は財政法が再改正というのはないと思いますけれども、それは全くないという保証はないですよ、神様でなければ。私はないと思いますよ。どう状況が変わるか分かりかね。必死の努力をして経済を立て直さなきゃいかぬ。全くないということを保証できますか。大変お答えしにくいかもしれないんですが。

○国務大臣(松永光君) この財政構造改革、その中で非常に大きな部門を占めておるのは、歳出の内容についてその仕組みの源にまでさかのぼってむだを徹底しなく、そして効率化を図る、重点化を図る、そういう非常な努力をしながら歳出の縮減を図っていく、そのためには私は国民の理解と協力が必要だと思うんです。

国民の理解と協力を求める方法としては、国会で財政構造改革を進めるという意思を明確に法律の形で出していただいということが大事なことで、ということに私は思っております。

ます。

そして、今回は景気のこの厳しい状況を踏まえて、何としてでも景気の速やかな回復を図らなきゃならぬ、そのための緊急的な措置をしていただいたわけでありまして。私も、この改正をしていただきましたならば、その改正法の中であらゆる努力をして、石にかじりついても財政構造改革法の目標として掲げられておる目標年次における赤字公債発行ゼロ、そして国、地方合わせての財政赤字を三%以内に抑える、そういう目標に向けて文字どおり全力を挙げて、全身全霊をさげて実現に向けて努力していく決心でございます。

○片山虎之助君 御決意はよくわかりました。目標年次に財政法の目標をぜひ御達成いただきたいと思っております。

そこで、財政法で、私は前の十一月にも言ったんですが、これは補正予算をまともに対象にしていけないんですよ、財投は全く触れていない。ただ、補正予算や特別会計も、結果としてはフローの財政赤字三%にするとか公債依存度を下げるとか赤字国債をゼロにするとかそこに関係ありますよ。あるけれども、まともには取り上げていない。それは結局当初予算だけなんです。私はこれはやっぱりおかしいんじゃないかなと。

それでは本年も考えてみてください。平成九年度の補正予算が十年の二月に、四月に当初予算が成立しましたね。六月にこれから補正予算が出てくるわけでしょう。それから、一部には、無責任な話かもしれないけれども、政府じゃないかもしれないけれども、第二次補正の話まである。補正についてはおかしいじゃないのこの前三次大蔵大臣に質問しましたら、補正については財政法第二十九条の趣旨に沿って厳格にやりますと。財政法二十九条というのは予算成立のときに予見しなかったようなことで緊急に経費がふえとか義務費がふえとか、債務の状況が変わって債務の額がふえるからということなんです。

それで、こんなもう盛り込まれたような、当初と並ぶような補正予算というのは私は財政法二十九条は予想していないと思いますよ。厳格な適用じゃないと思う。しかし、今までずっとやってきているんです。今までもゼロシーリングは当初だけにかけて、マイナスシーリングをかけて、補正はほとんど景気対策でふやしてきたんです。それが財政の悪化につながっているんです。

だから、今回も、今、大蔵大臣は大丈夫だ、努力した、目標は達成できると。しかし、補正予算をこのままにしておいたらできませんよ。私はやっぱり年間総合予算主義でいくべきだと、こう思っている。しかし、いろんな事情がある。補正予算があってもよろしい。しかし、それは本当に財政法二十九条の厳格な適用に限るべきで、今のような補正予算のあり方が正しいとは思わない。いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 委員御指摘のとおり、厳しいキャップその他の措置は当初予算にかかっておるわけでありまして、補正の方にはそこまではかかっていないという御指摘はそのとおりであります。しかし目標年次において財政赤字の三%以内ということは、これは全体としてのことにかるわけでありまして、その意味では後ろの方ではちゃんとかかっているという意味で、おのずから補正予算の場合にもそのことを念頭に置けば節度あることになってざるを得ない、こういうふうに思うわけがあります。

なお、今回、国会に提出してある補正予算、これは財政法二十九条の規定を踏まえて編成したつもりでありますので、いざ具体的審査が始まると思うのでありますけれども、そのようにひとつ御理解願いたいとお願ひするわけでございます。

○片山虎之助君 大蔵大臣、それはまあかしがあらんです。補正予算の公債収入、特別公債も建設公債も、特に建設国債はよろしい、特別公債の方は減額対象でずっとゼロにするわけですか。それが国と地方で三%なんです。ところが、補正予算のものは外しているんです。減額対象していない。現に大蔵省が出した「財政事情

の試算」なんかからそこだけ抜けているんです。当初だけを対象にしているんです、当初だけの赤字国債を。どうしているんだと。それから、それは国債費にほうり込んでいますよ、六十年償還の国債費に。こんなことで三パー、赤字国債をゼロにしたんというの、私はこれは数字合わせのまやかしたという気がしてしょうがない。どうですか。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。まず法律上、特別債の縮減あるいはGDPに対する赤字につきましては、これは補正後を含めての規制になっているわけでございます。

それから、先生御指摘の点は、多分試算においては補正後の数字は入っていないんじゃないか、当初の数字ではないかという御指摘かと思っております。が、今回、十年度補正予算における二兆円程度の特例公債の増発というのは、これは特別減税の実施等のための要するに単年度限りの特殊要因でございますから、後年度においてその部分が毎年度毎年度補正で出てくるというわけではございませんので、こうした特殊要因を除いたところの十年度当初予算をベースとすることが適当であるというところで、あのような試算をお示ししたわけでございます。

○片山虎之助君 特殊要因ならいいですよ。それが特殊要因じゃないんだから、今補正は。だから、さつきから言っているんです。常態化しているけれども、あなた方は入れていると。言うけれども、支出の方の国債費にほうり込んでいるだけなんです。六十分の一を。まともには補正予算の特例公債も対象にせよとおかしがあらんです。これだけ恒久化している、特例公債が。それじゃ、補正予算を本当に限ってください。財政法二十九条の言うのとおり限るのなら、私はあなたの言うことが全面的にいいとも思わぬけれども、それでも我慢できる。しかし、今のような状況でそれを外すというのはおかしい。

これだけやっても時間をとりましますから、研究してくださいよ、浦井さん。松永大蔵大臣も、本当

に財政構造改革をやるのなら、財政再建をやるのなら、この問題を抜きにしてはいけません。

では、おまえ、そんなことを言ったら、年度途中に経済状況が変わる、為替や株が急変する、何とかがある、中小企業がどうにかなる、どう対応するんだ、きちきちした当初予算でと。それなら、当初予算に二兆円でも五千億でもいいですけども、一般歳出の一パーか二パーぐらい臨時経済調整費というのを組んでください。それは内閣の責任でやる、経企庁でもどこでもよろしいが。今、公共事業にはお互いの重複調整のために三百億という国土総合開発事業調整費があります。そういう種類の弾力的な支出の枠を私は内閣に与えるべきだと思う。

全部事細かに当初予算で限るからこういうことになる。だから、補正予算という抜け穴でいろいろなことをやっていくとする、特に景気対策を。だから、その考え方の転換が私は要ると思いますけれども、大蔵大臣、どうですか。

○国務大臣(松永光君) 今、委員のおっしゃいました臨時景気調整基金というんですか調整費、そういうものを、多額の基金をつくるということには……

○片山虎之助君 基金じゃない、予算。○国務大臣(松永光君) 予算を、具体的な使用目的を定めないまま、そのときそのときの情勢で内閣が勝手に使えるような歳出項目をつくって予算を成立させるということは、ある意味では国会の予算の審議権を制約するような結果になりはせぬかということをお前は心配するわけでございます。

○片山虎之助君 だから、そこは緊急に限る、ある程度の大枠は決める、手続はとる、国会に報告するか何かわかりませんよ。しかし、そこで国会の審議権と内閣の予算編成権のぎりぎりの接点を見つけて弾力的な対応ができる仕組みを考えていくということが必要だと思えます、大蔵省、ほかのことをいろいろ考えるよりも。

ぎりぎりの接点、言われるとおりの問題点はありません。しかし、その都度法律を直し、予算を出

し、国会の審議を経て承認というようなことがこれからの時代にいいのかどうか。国会は尊重してもらわなければいけません、国会の審議権はちゃんと確保してもらわなければいけません、どこに接点があるか、そういうことの御検討をぜひお願いしたい、このように思います。

そこで、今度はこの委員会で減税法案もやる、こういうことになりまして、特別減税と恒久減税の話がある。特別というのは、普通の常識で考えれば一年か二年なんです。だから特別なんです。ところが、今回の特別減税は実は延べ六年であります。平成六年から始まって、六年、七年、八年とやっただけです。六年は、ちょっとこれは消費税との関係があつて額は五兆五千億ですけども、あとは二兆円でやってきました。

毎年度延ばす延ばさぬと議論しながら三カ年やっけてきて平成九年を迎えました。景気が回復している、このくらいの特別減税をやめても景気は飲み込めるというので、平成九年の初めにはやめようということになった。ところが景気がこうなつて、年末に総理の英断でまた復活したわけなんです。

これやるのは十年ですから、九年やら十年やらわかりませんが、結果としては三年にさらに一年になった。そして、平成十年もさらに二兆円の追加をやる、十一年もやると。十一年はやり方決まっていまふ、決まっていらない。やるといふことは決まっています、二兆円。だから臨時経済対策の中に四兆円ということが入っている。

六年やっています。六年、特別特別ということでもやるのはいかかかな。細切れじゃありませんけれども、毎年度意思決定してやっていくわけなんです。しかも、最初の三年は定率減税です。九年、十年は定額減税に決まりました。十一年は決まっています。定額でやるから、高所得者も低所得者も同じように割り当てていくから課税最低限はほとんど上がる。サラリーマンで払わない人がもう三割出てくる。高所得者も低所得者も一緒だとあ

る。私は、そういうことでは税制そのものがちよつといびつになつてくるんじゃないだろうか、こういう気がするわけです。

ところが、やめられないんです、麻薬じゃありませんけれども、プラスの効果は定かなくて、やめると増税効果が出るんです。景気が悪くなるんです。だから、やめられぬで今日まで来たんです。

そこで、平成十一年をどうやるかですけれども、やるということは決まっていますから、私はやるのなら定率にすべきだと思いますが、どうですか。

○国務大臣(松永光君) 委員が御指摘になりましたように、この二月に法案を通していただいている特別減税、今回法案の審議をお願いしている特別減税、いずれも特別減税でございます。

その特別減税は、そのときそのときの厳しい景気動向を踏まえて特別にやる減税であることは御指摘のとおりであります。しかも、そのやり方が定率制じゃなくして定額制でありますから、したがって税のあるべき姿からすればいろいろ意見があるということも私も未熟ながらよく承知いたしております。しかし、これは現在の景気状況を踏まえて、一日も早く不況から抜け出すための特別措置と、こういうことでございます。

しかば、十一年の実施を約束しておる分につきましてはどういう形の減税になるのか。それはまさにこれから政府税制調査会等、そちらの方で十分審議をした上でやり方等についても決めさせていただきます。こう思っておるわけでございます。

○片山虎之助君 今、大蔵大臣が言われたことは全部わかつて言っているんです。特別がずるずるやめられない、十一年もやめられないんですから、やめられないんなら、定額だといびつな形が広がりますよ、やめられないんですから。定率の方がベターじゃないですか、恒久じゃないんだから。それじゃ十一年にやっただけやめられるかどうかです。私はなかなか難しいと思います。しかし、わかりません、景気が変われば。

そこで、十一年までの特別減税は結構ですから、十二年以降、所得課税についてどうやるか。恒久的にやるのかどうするのか、私は基本的な議論が要ると思います。ただ、そうなるか財政法と絡むんです。財源をどうするんだという議論に必ずなるんだから。

だから、その辺が大変苦しいところなんだけれども、そこはきちつとしていかないと、毎年細切れの意思決定をやる特別減税の延長はもうそろそろこれでいづれにせよ一区切りすべきじゃないかと私は思います、いかがですか。総理にお願いします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私、今の議員の御議論を全く否定するつもりはありません。ですから、この前も私は、所得課税について公正、透明、そして国民の意欲を引き出せるような制度改正をということを申し上げ、政府税制調査会に既に議論を始めていただきました。党の税制調査会も、選挙後、当然ながらこれについてやっていただけのしょう。

そして、既に実は二回、抜本的な税制改革の中で所得税の体系を動かしてきました。そして、大半のサラリーマンの方々が生涯一〇から二〇%の税率が適用される、その意味では最高税率の問題を除きますと、いわゆるフラット化という意味では非常にもう相当な部分の仕事が済んでしましました。しかし同時に、累次にわたる減税の結果として、課税最低限が諸外国に比して高い。ただ、日本よりも実はまだ高い国もあります、ドイツだけ。しかし、ほとんどの国は日本よりも課税最低限は低くなりました。そして、所得課税の負担全体とすると先進国中最低なわけです。ですから、例えば各種の控除のあり方なんかも考えなきゃいけないでしょうし、資産性の所得課税をどうするか、年金課税をどうするか。個人所得課税にはそれだけの少なくとも既に提起されている問題点があるわけですから、こうした問題点全部を

テーブルの上のせて、税制調査会、これはもう政府税調、与党税調含めてですが、幅広いきちんとした議論をしていただき、この期間の特別減税の後に、いずれにしてもきちんとした所得課税のあり方をもつて答えにかえられる、そういうふうになることを私は願っています。

○片山虎之助君 それで、先般の本会議の財政演説で、大蔵大臣、総理が今言われたと同じ、公正、透明で国民の意欲を引き出せるようなそういう個人所得税制と、こういうことなんです。そこで世にいろいろ議論されているのは、最高税率を、べたに五〇プラス一五ですから六五%です。最高税率、これを下げるんだ、五〇だと、わかりやすいから五〇、よその国並み。それから課税最低限も、これは上げるという議論はないと思ひまして、今の四百九十一万七千何何から、これももう少し下げると。この辺は私は国民の意欲を引き出せるということになると思ふんですが、その公正、透明ですね。

そこで、私は、公正の中で今言われましたように資産性所得課税だと年金課税とか、これは問題ありますよ、課税ベースや何かの。そういうことは入ると思うんですが、透明というのは、これは納税者番号制度ですか。公正、透明、国民の意欲を引き出せるような税制、大蔵大臣が言われた。

○国務大臣(松永光君) 委員もよく御承知のとおり、税というのは国民生活に直結するものであります。したがって、従来から、税に関する専門的な知識を持っている人、経験者等々の国民の代表的な人に税制調査会として集まっていたので、そこで各方面から議論をした上でおおよその方向性を定めていただいて、それをもとにして政府の方では税制改正法案を定めて国会の御審議をお願いする、こういう仕組みになっております。

なぜそうするかというと、こういう税の問題は政府あるいは大蔵省が一方的に一定の方向性を示して、その上での案のまとめ方というのは適切じゃないと、やはり国民の中の専門的な方等々が

中心になって本格的な議論をしていただいた上での答申を受けて対処するのが望ましいということをやっておるわけであります。

したがって、今、委員のおっしゃいました問題については既に政府税制調査会がスタートいたしましたし、基本問題小委員会というところでその問題については専門的に議論がなされるものと思ひますので、その議論の着目やあいをしながら考えていかなきゃならぬ、こう思うわけでありまして、今の段階で私からいろいろ言うことは適切でない、こう思っているわけでありまして。

○片山虎之助君 大蔵大臣の言われることは私もわからないでもありません。しかし、全部政府税調任せ、全部税調任せでは、政府の責任、内閣の責任というのはやっぱりあるので、最終的には、あれは審議会ですから、答申するわけですから、答申は尊重せにやいけませんけれども、全くそのとおりでなさいかぬということには私は思ひません、あるいは政府としてこうだ、こういうことを言っても私は一つは構わぬと思ひます。ただ、政府税調も税調も大蔵省の権威のある税制審議機関ですから、そういう意味では大いに尊重していただきたいと思ひますけれども、その辺は今後のあり方です。

そこで、それでは税制というのは、あるべき国民負担を念頭に置きながら税の公平、中立、簡素ということではしなければならぬが、税というのは財源なんですよ、言ってみれば、その税制だけが独立してあるというのには私はおかしいと思ふんですね。やっぱりそれにつながる歳出なりその財源なりとの関係というのが不可分でございます。だから私は、税だけ、収入だけ、税のあり方だけ考えるというのはもちろんあるんだけれども、やっぱり歳出や財源のあり方を含めて何か議論してもらふような場がある、あるいはそれが財政構造改革会議が何か知りませんが、必要なんじゃないか。

例えば、これから少子・高齢化社会になったら、社会保障の将来像はどうなるんだ、年金がど

うなるんだ、医療がどうなるんだ、介護はこれからスタートしますけれどもどうなるんだ、その他の福祉がどうなるんだと、こういうものをきちっと中長期的なビジョンを国民に示して、だから税はこんなんで我慢してくれというのか、自分でやれというのか、そのことの何かがどうしても要るんで、それを抜きにして消費税がどう、あれがどうというのはいかがかな。

公共事業も同じです。公共事業は建設国債と道路特定財源を主力でやっておりますけれども、しかし一般財源を入れるという議論もある、あるいは入れないかぬことも私はあると思ひます。だから、特にこれは税とどうリンクしていくのか、あるいは行政の守備範囲というのをどうするか、あるいは国と地方の関係でどう整理するのか、それが同時に国税と地方税の仕分けになってくると思ふんですね。

そこで、もっと幅広い審議する場というのがあってもいいような気がするんですが、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) ちょうど今、内閣に届いておりましたインターネットの中で議員の御指摘になっておりました問題についての部分、国民の意見はどうかというのを目を通してあります。

私は一つのお考えとして評価をいたします。率直に評価をいたします。その上で、しかしなかなか具体的なことをしようとしたとき難しい問題点があるなというのを感じます。

○片山虎之助君 難しい点があるのは承知しておりますので、引き続き御検討を賜れば大変結構だと思います。

そこで、法人課税なんです、財政演説等を見ますと、所得課税の方は公正、透明で国民の意欲を引き出せる、こうなっている。ところが、法人課税の方は、今後三年間のできるだけ早い機会に国際水準並みにすると。そのためには法人事業税の外形標準課税ですか、その検討を初めとして、何とかやると。法人税、法人関係税の方は大

変具体的なんです。それは大蔵大臣、やっぱり三年間には国際水準並みというのは幾らか知りませんが、今実効税率四六・三六です。四九・九八が下がった。三パー落としたから、事業税も落としましたから、それはそういうお考えですか。

私は、財政演説を書き分けているような気がしてしょうがない。所得課税は抽象的、理念的に、公平、透明で国民の意欲を引き出せる税制、こっちは三年以内に早い時期に国際水準並みにします、法人事業税の外形標準課税の検討をやりますと、こういうふうにして書いてあるわけです。それはそういうお気持ちでお書きになったわけでしょうね、財政演説。

○国務大臣(松永光君) 法人課税のあり方と、それから個人所得課税のあり方との間には私は基本的に違ふ点があると思ひます。法人課税の実効税率、今、委員御指摘のとおり、ことしの国会で基本税率を三%下げさせていただきます。しかし、それでも地方の事業税負担等と合わせてみますと、四六・三六という諸外国よりも高い水準にあります。アメリカが四〇・七五、イギリスが三一・ドイッが五一・六、フランスが四一・二、平均すれば四〇%そこそこというところが欧米の平均でございます。そこで一つの目標といたしますか。

しかし、個人所得課税というのは、先ほど総理からも話がありましたけれども、個人所得課税の国民所得についての割合は日本は実は世界で最低になっております。こういう点もあるものですか、法人課税については目標が明示されました。しかし、個人所得課税につきましては、これは諸外国よりずっと低いのですから数字的には方向性を出すことは難しい。そこで公正、透明、そして意欲を引き出せるような個人所得課税のあり方というふうな形で諸問をさせていただいたというのであります。

法人課税につきましては、三年以内のできるだけ早い機会に欧米先進国並みといえ、これは現在の四六・三六を下げて四〇%プラスアルファ程

度を一応念頭に置いた上での諮問のお願い、こういうふうになったものと理解をいたしております。

○片山虎之助君 大蔵大臣、所得課税の方も十一年までの特別減税が決まっているんだから、十二年に大議論になりますからこれより余りゆつくりはできないんです。法人課税の方が緊急性があるというお話、それはそれでわかります。四六・三六に下げたけれどもまだ途中だと。グローバルスタンダードで行けど。四〇%かもうちょっとぐらいい、わかりませぬけれども、経団連なんかは四〇%と言っていますからそうしろと、こういうことなんです。そこで、地方の法人事業税の外形標準課税というのがその切り札みたいなことで出てきている。

というのは、私は、かつて外形標準課税を主張した一人ですけれども、それはなかなか難しいです、導入は。簡単にいきません。やるんなら極めて計画的、段階的にやる。中小企業への特例というのを配慮しながらやる。このところのうまい仕組みをつくらぬとなかなか難しいと私は思いますけれども、仮にやった場合に、それはネット減税にするということなんです、税収中立なんです。自治大臣にお願いします。

○国務大臣(上杉弘君) 御指摘のとおり、外形標準課税導入は非常に問題があるというか非常に難しい、簡単にいきません。御指摘のとおりでございます。

ただ、事業の規模でありますとか活動量でありますとか、これをやるとすれば何らかの外形基準を示して課税する仕組みをつくらなければならぬ、これが当面の検討課題となっておりますのでございます。

地方法人課税の今後のあり方につきましては、委員御承知のとおり、昨年末の政府税制調査会の答申におきまして、「地方の法人課税については、平成十年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要」とされておるわけでございまして、これを受けまし

て、今年度の政府税制調査会において地方法人課税小委員会が設置をされまして、五月十九日から実質的な議論がスタートいたしましたところでございます。

この外形基準の導入といいますが、事業税へこれをやるということになれば、外形基準とは、一体これをどうするかということになると思うのでございますが、この段階的な導入の必要性があるかどうかは、中小企業に配慮する必要性があるかどうかということも含めて、これは今後税制調査会において、また各界各層にも幅広く御議論をいただいて検討を進めていかなければならないものと思います。ただ、赤字法人といえども行政サービスを受けておるといふこの現実も否定できないわけでございまして、このことも含めて検討して、大方の納得がいかなければ導入は非常に難しい、このように考えております。

○片山虎之助君 私が言いたいのは、法人事業税に外形標準課税を入れるのは結構です。これは慎重、緻密にやっていたください。

ただ、それを入れることによってネットで法人課税の負担を下げるのなら、それだけ地方にしろ寄せが行くから地方に対する財源補てんをしなきゃできませんよ。法人税も下げるんですかと。そこそこは税収中立か。税収中立なら今と変わらないうえに、外形標準課税を導入することによって法人事業税を税収中立にするのなら税収は変わらないんですからね。ただ、ネットで減税するのならこれはだれが持つのか、減税した分はそれを全部地方にかぶれといつてもなかなかそうはいかないので、これが一つの争点になる。

それからもう一つ、法人税の基本税率は三パー下がりまして三四・五になりましたけれども、これはどうするんですか。あるいは中小企業や組合の軽減税率がありますね。この辺を含めて検討してもらわなきゃいかぬので、何かいかに外形標準課税の外形標準課税、あれを持ってくれば全部うまくいって、法人課税は確かによその国より高いですけれども、どつと下がるんですと、こういうの

は錯覚で、それを経済界を初め国民に与えるべきではないというような気が私はするんですが、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、議員の御議論に、殊に地方自治の専門家であられて、異論を唱える気はありません。

ただ、法人課税を見直していきまして国際水準並みに下げていくとしたときに、地方税財源としての法人事業税の議論は避けて通れないようになります。そして、今幾つか挙げられたような論点が存在することも間違いありませんが、一般的によく言われるのは外形標準課税の問題なんです。そして、ある意味では、これをつけておくことによって、法人課税の簡単な引き下げ、それは地方税財源としての、地方財政への影響も考えなければできない議論なんですというのを皆さんにわかっていたために、そしてその引き下げを行うについての問題性というものを理解していただくには、あわせて申し上げるのが一番わかりやすい例だという感じで私は最初この説明の際に使いました。

そして、中立かあるいは減税かと聞かれましたけれども、例えば外形標準課税を、どういふものを標準として選ぶかによってもその部分は大きく違ってくるはずなんです。

ですから、私は、法人課税のさらなる引き下げというものを考えるときに、地方財政へ与える影響、地方税財源としての法人事業税の持つ重みというものを踏まえた上で、なおかつ国際水準にまで下げていくとすればこの問題は避けて通れないですよという意味をもって申し上げております。

○国務大臣(上杉弘君) 総理からもお答えがありました、外形標準課税の導入につきましては事業税の課税の仕組みを変更するかどうかの問題でございまして、基本的には税収中立を前提として検討しなければならぬ、私はこう考えております。

ただ、その場合、法人の税負担をどうすべきかという問題につきましては、国税の方は下げた

よ、あとは地方税で勝手にやれよと、これでは問題があるわけでございまして、国税、地方税を通ずる税体系全体のあり方の中でこれは検討されなければならぬ、私はそう認識しております。

○片山虎之助君 今、自治大臣が言ったとおりで、恐らく自治省側は税収中立だと、こう思っているんでしょ、経済界はネットなんですかね。とにかく法人事業税は高いんだと、よその国に比べて。よその国は余りないんですよ、法人関係の税が、地方に。そういうことで、ややねらい撃ち的なあれがあるんですけれども、そこはトータルの税体系として法人課税をどの辺にするか、四〇か、四一か、四二か知りませんが、すると。

そのとき国と地方がどういふふう財源を出し合うというんですか、減税分を出し合う、そのときに外形標準がどうなるか。総理が言われたことは私はよくわかります。広く薄くということでしょうね、外形標準。しかし、それは関係の方に納得いただけるかどうかというのが次の議論になると思います。

そこで、時間がだんだんなくなつてまいりましたので、財政法の改正点でございまして、一つは、社会保障関係のキャップを来年度は外す、二パーまで認めるというものをできる限り抑制した額にする。いろいろな議論がありますが、私は、今回これだけの経済対策をとって公共事業その他をふやすときに社会保障がキャップをかぶつたまま、それだけその関係の国民の負担が重いというのではなかなか通らないと思えます。一方では税をまけると言っているんでしょ。一方では医療費保険料をふやせと。こつちでまけてこつちで取るというのは、そこはなかなか数が合わないで、私は、個人はやむを得ないと思いますが、厚生大臣おられますけれども、決め方がちよつと申しわけないですがどたばたあうで、透明度がやや問題があったのかなという気がします。

そこで、来年度はそこかわりに法律を直してできるだけ抑制した額にするとか努めるとか、こう

なった。できる限り抑制した額というのはいくつでしようか、厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) 二%増となりますと、厚生省関係予算が約十五兆円ですから三千億円、十一年度も。となりますと、これは当然増、高齢者がどんどんふえていきます、年金にしても医療にしても給付はふえていきます。ですから、これが六千億円増になるのかあるいは五千億円になるのか七千億円になるのか、まだ暮れにならないとわかりませんが、いずれにしても、三千億円の増しか認めないとなるとまた相当、数千億削減しなきゃならなくなる。これが果たして、ほかの予算をふやす中で社会保障関係だけを大幅に削減することについて、国民の理解が得られるのかと疑問に思いましたから私は社会保障関係の上限枠を外せと主張したわけでありました。

○片山虎之助君 いやいや、そこで抑制した額というのはどうですかと。

○国務大臣(小泉純一郎君) 抑制した額は、今のところむちゃな、無原則な要求をするつもりはありません。それは状況を見ながら、これら医療費がどの程度削減されていくか、まだこの傾向を見なきゃわかりません。しかし、三千億円以上、だからといってこれを一兆円も増額しろとか、そういうむちゃな要求をするつもりはありません、十二年度の抜本改正に向けて、構造改革ができるような制度改革をしながら厳しい見直しをしなきゃならないことには変わりないわけですから、しかし、三千億円からどの程度増額するかというのは暮れにならないと率直に言つてわかりません。

○片山虎之助君 増額じゃなくて、本来なら三、四千億切り込むわけでしょう。二パーのキャップなら切り込むので、それを切り込まなくて済んだんだ、それでしよう。だから、自然増が七千億か五千億か六千億か知らぬけれどもあると、それをカットせにやいかぬのですよ、それは。

○国務大臣(小泉純一郎君) それは、社会保障関係は増額を認められたといつても当然増がありま

すから。だから、三千億以上に、六千億円が当然増になるのか七千億円の当然増になるのかというのは暮れにならないとわからないと言います。だから私は、それ以上今の段階で何千億切り込むかというのはいくらに暮れにならないとわからないといふことを言っているわけですよ。

○片山虎之助君 だから、厚生大臣、押し問答するつもりはありませんが、当然増の六か七か何かわかりませんが、それは切り込むでしよう。キャップがあれば三、四千億切り込みにやいかぬと。

では、そこまでは切り込まないけれども、いずれにせよ当然増は切り込むということでしょう。

○国務大臣(小泉純一郎君) いわゆるキャップを外したから当然増を切り込まないということではないんです。ただ、キャップはしたままで、例えば七千億円の増があつたとなると四千億円切り込まなきゃならぬ、これは大変だ。だから、三千億円から六千億、七千億になるかわからないけれども、その間は切り込むということは事実であります。

○片山虎之助君 そこで、厚生大臣、問題は十二年度ですね。十一年度はキャップを外した、極力抑制と。十二年度は二パーが残る、それで大丈夫か、こういうことなんですか、何か御答弁や御説明を聞くと、十二年度は介護保険が始まるから医療費が削減になる、介護に移行するんだから、保険料をいただくんですから、それから医療保険制度の抜本改革をやるんだ、それで大丈夫だ。そういうことをやれば私は何千億か浮くと思えますよ。浮いたものを全部取り込めますか。

やっぱり介護保険については、関係の市町村を中心に、介護の基盤施設を整備しろとかマンパワーをどうやって集めるんだとか、いろんな議論がある。医療保険だってかなりいろんな議論がありますよ、大問題ですから。そのときに浮いたものを全部財政構造改革というのか取り込みの方にいけるのかどうか、私は疑問に思いますけれども、どうですか。

○国務大臣(小泉純一郎君) これから高齢者がどんどんふえていって若い世代が減っていく、負担が多くなる、こういう観点から社会保障の構造改革をしなきゃいけないということですが、十二年度には医療保険制度の抜本改革、これが導入されます。

となりますと、医療関係のむだな部分は排除したり効率化を図る。薬価基準も抜本的に改正します。診療報酬体系もこれまで見直さなきゃいけないということ、十二年度には制度改正が導入されますから、かなりの部分むだは排除される、適正な負担にするような改革が進む。

同時に、介護保険の方も導入されますから、この点については、私は徹底した効率化を図ることによってきちんとした必要な社会保障制度の予算は確保するという中で、いかにむだな部分を排除していくかということに精力を注ぐことによつて、私はキャップ制度は維持されるのではないかと。またそのようにしていかないと、それ以上の負担はどこで負担するかという新たな問題が出てくる。しかしながら、厳しい状況には変わりありません。

○片山虎之助君 むだは結構です。効率化をぜひやっていただきたいと思いますが、介護保険は初めての制度ですから、私はある程度ゆとりがないと保険者の市町村がついてこれるのかなという心配をしていますので、それだけは御配慮願いたい、こういうふうな思いです。

そこで、今回はさらに目標年次を二年延ばします。それによつて赤字国債削減の額が大分変わってくるんです。本来こうだったのを二年延長したからこれだけ下がる。しかし、平成九年度、また平成十一年度特別減税をやるからまた上がる。こういうことになるのか、簡潔に数字だけ教えてください。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。今回、目標年次を二年延ばすことによつて、当初予算ベースでの特別償の機械的に減額していったときの毎年度の必要額は一兆四千から一兆にな

るといふことでございます。

○片山虎之助君 そうじゃなくて、現在が一兆四千億でしよう。それが今度の追加経済対策で延長しなかったら幾らふえるんだと。延長したから幾ら減るんだと。さらに十一年に二兆円の特別減税やつたらまたさらに幾らふえるんだと、これを言っているんですよ。請求のない答弁じゃだめだ、ちゃんと聞いておきなさい、質問を。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。今回の対策による特別償の、要するに特別償というのは国債費がふえるということだと思ふんですけれども、約一兆……

○片山虎之助君 ゼロにするためにずっと均等で落としていくんですよ、それを聞いてるんだよ。

○委員長(遠藤要君) 一問一答を許しません。

○政府委員(涌井洋治君) 特別償が一兆円ふえますと、毎年度……

○片山虎之助君 いや、そんなことじゃなくて、減額の額を言いなさいよ。現状じゃどうなる、追加経済対策で幾らふえる、二年延長で幾ら減る、さらに二兆円減税を十一年やつたら幾らふえる、と、数字だけ言いなさいよ。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。まず、十一年度以降の減税分を横に置きまして、今回の経済対策による国債費の分は、今回お示ししております試算の中で国債費の増加として……

○片山虎之助君 だから数字を聞いているんですよ。

○政府委員(涌井洋治君) その部分につきましては、当初予算においては一兆四千億毎年度特別償を減らす必要があつたものが、それが一兆円になるということ、やはり毎年度四千億特別償の減額幅が小さくなると。ただ、そのほかに先生から御指摘のとおり十一年度に行う、十一年度はまだやり方決まっていまけんけれども、二兆円のさらなる……

○片山虎之助君 だめだ。一兆四千億は、現行が

一兆四千億なんだよ。それで、今度の追加経済対策で一兆八千億になるんだ。それを二年延ばすことによってそれが一兆三千億に下がるんだ。さらに二兆円の減税があったら一兆六千億になるんだ。調べてもらいな。何を答弁しているんだ。きちっと精査したものをだしなさい。

○委員長(遠藤要君) 質問者の趣旨をよくわきまえて答弁ください。

○政府委員(浦井洋治君) 先ほど申し上げましたように、今の毎年度の特別償の減額幅は、要するに今回補正予算でお願いしております二兆円の特別減税というのはあくまでも単年度限りの措置という事でございまして、後年度の毎年度毎年度の当初の数字の中にはその分は除かれておりますので先ほど申し上げました数字になるわけでございします。

○片山虎之助君 だから、今の最初の議論に帰るんです。その二兆円を外しているんです、補正予算でやるから。そんなことできっちと財政再建の目標のあれになるのかね。ちゃんとそこ、一連のびしっとした資料出してくださいよ。委員長頼みます。私が理事だから、出さないなら私もあれするんです。(発言する者あり)

○委員長(遠藤要君) 私語を禁じます。

○政府委員(浦井洋治君) 正確に試算した資料を御提出いたします。

○片山虎之助君 それでは、今回の財政法改正の三番目の、三番目というんじやなくて特例公債の弾力化措置、ここに三つの要件を、法律じやありませんよ、政令で書くようになって、三番目がかなりあちこちで議論になっておりますが、抽象的によくわからない。

そこで、最も典型的なケースを大蔵大臣お答えください。二四半期が一%未満の経済成長率と、一四半期が一%未満であといるんな指標が悪い、三番目がどういようなのが典型的なケースか。

○政府委員(浦井洋治君) お答え申し上げます。「予見できない内外の経済ショック」ということで、これは文字どおり予見できないためというこ

う状況であるかということであらかじめ具体的にすべて述べることはなかなか難しいわけですが、これをあえて過去の例で申し上げますと、石油ショックのときが当てはまるのではないかと考えております。石油ショックのときには、これは実は昭和四十八年の十から十二月にかけての石油の高騰に伴いまして、昭和四十九年の一―三月の実質GDPの成長率はマイナス一三・一%を記録したわけでございしますが、その前年の四十八年の七月は一・一七%、それから十一月は五・〇四%あったために、そうしますとQ&Eベースでは六月まではその数字が出てこないという、このような状況を想定したものでございします。

○片山虎之助君 そうすると、今回の――もうあなな答弁結構です。今回の場合はこの弾力化条項の二番目のあれに当たると思ふんですよ。そうすると、この三番目の、今こちやこちや彼が説明したようなことはまずない、こう理解していいんでしょうか、大蔵大臣。もう大蔵大臣答えてください、だめですよ、彼は。

○国務大臣(松永光君) 「予見できない」ということが前提になっての書き方になっておりますから、だからなかなか言葉の上で……

○片山虎之助君 それじゃ落とさないよ。

○国務大臣(松永光君) こういう場合ということではなく明記しにくいので、そこでそういう事態が残念ながら万が一発生した場合に、政令で定めて内閣の意思を明確にし、それに基づいて対応策を打って国会の承認をいただく、こういう仕組みになっておるわけでございします。

○片山虎之助君 だから、大蔵大臣、万が一なんですよ。

○国務大臣(松永光君) 万が一。○片山虎之助君 万が一なんですよ。これも個別に政令で書くわけでしょう。指定するので、予見できないや書かなきゃいいじゃないか。その都度政令で指定してくださいよ、そんなこと言うなら。

○国務大臣(松永光君) 今、委員がおっしゃった

ように、第一のケース、これは二四半期連続してというのが第一ケースです。第二のケースは、二四半期連続じゃないけれども一四半期で非常に落ちた、しかし将来を予測すると非常に厳しい状況になりそうだという場合が第二分限です。第三分限は、予見したいということになっておりますので、したがってそれは政令の上でもなかなか書けないという話でございします。それは、残念ながら万が一それが起こった場合に、政府が政令でその要件を定めて国の意思を明確にして、その上で補正予算等を編成して、そして国会の御承認を仰ぐ、こういうシステムにしてあるわけでございします。

○片山虎之助君 もうやめます。わかりました。ちゃんとやってください。

そこで、今回の経済対策の大きな柱は公共事業でございまして、公共事業が六兆五千億、地方単独事業が一兆五千億、こういうことで補正予算も組まれているわけですが、そこで大蔵議論になったのは、公共事業が減税かということに絡んで、従来の公共事業は余り意味がないんだと。そこで、今回の補正の分類も大変新しいレッテルによる分類になっている。

私は、従来の公共事業は悪いとは思いませんよ、公共事業というのは本来社会資本の整備なんです。ただ、それが副次的に言うたらあれですけれども、景気対策として今までも使われてきたし、雇用が六百万とか七百万とか八百万とか言われるんですが、そういう雇用対策の効果もあるし、地域の、特に貧しい地方経済にとっては大変大きなウエイトを占めている。そういう意味では、私は、従来のためで新しい仕分けによるものが善でと、こういう考え方はいかにも皮相的ではないか。

例えば、道路をやる、下水道をやる、廃棄物処理をやる、農業基盤整備をやる、空港をやる、災害関連をやる、都市計画、都市整備をやる、どこが悪いんだらうな、こう思いますけれども、建設大臣、御所見を承りたい。

○国務大臣(瓦力君) お答えいたします。

公共事業は、委員御指摘のとおり、軟弱な国土の中にありまして土地の高度利用、こういったものに取組んでいかなくやなりません。また、経済社会の変化に応じて国民のニーズもまた変化してまいるのでございまして、それらの目的に付きまして、私どもは的確に判断をしながら取組んでいかなきゃならぬと思うわけでございします。

よって、公共事業につきましては必要性和、そしてまた一方におきましては財政の事情による効率化というものが、こういったものを勘案しながら社会資本整備に取り組んでいく。これは委員御指摘のとおり、雇用の問題につきましても、また地方におきましての需要、そういったものに関しましていろいろの傾向が見られるところでありますので、そういったものを十分勘案しながら追求してまいりたいと考えておるわけでございします。

○片山虎之助君 いろいろ質問の項目があるんですが、ちょっと私の持ち時間がだんだん少なくなってきたので先を急ぎますが、今度の省庁再編で、二年半後でしょうが、国土交通省ができる。これは農業関係を除いて公共事業を一元化する、いわばガリバーができるんですね、圧倒的な予算と権限を持つ役所ができる。

そこで、今、総理や総務庁長官はできるだけそれをスリムにするように、例えば地方に譲れとか出先機関に譲れとか、いろいろなことをおやりになつておると思うんです。

そこで、現在、地方から見ると直轄事業、補助事業、地方単独事業なんです。補助事業は地方がやるんです、補助金を出さなければなりません。もう補助金をやめてしまおう。直轄事業は国がやる。あるいは別に公団事業もありますよ、ただこれも国でなきゃならぬものに限る、残りは地方単独事業にする。

ところが、地方単独事業にしますと、首長さんによつてはむちゃくちゃやる、むちゃくちゃやらないところもありますけれども。そこで、補助金

を出すかわりに国が基準やルールをつくって、その範囲で地方単独事業をやってくれ、補助金は出さない。したがって、国がそのいわば知識的なコントロール、情報的なコントロールをやる、それによって地方単独事業をあととそれぞれの地方の責任と財源でやっていく。

こういう仕組みをつくることによってガリバーである国土交通省のスリム化ができる、効率化ができる、私はこういうふうに思いますけれども、総務庁長官、いかがでしょうか。簡潔にお願いします。

○国務大臣(小里貞利君) 公共事業のいわば効率性、簡素化を求める、そしてこの機会に国や地方団体の公共事業にかかわってきた分のいわばじめめ、負担区分についてのお話であろうかと思うのでございますが、今、議員のお話をお伺いいたしておりました、私は原則的にその趣旨には賛成でございます。

殊に、今次の基本法案におきましても大体たまたまの趣旨に沿った話を述べてある、こう思うのでございますが、時間がなから簡潔にということでございますけれども、一点だけ申し上げますと、公共事業に關し国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案や全国的な見地から必要とされる基礎的または広域的事業の実施に限定しますよ、それ以外はできるだけひとつ整理してみようじゃないかという発想でございます。そのほか、では地方に譲るべきもの、あるいは補助事業なるものはどういう定義をするかということも整理はしてございますけれども、もう御承知のはずの議員の御質問でございますから、以上原則を申し上げておきます。

○片山虎之助君 先を急ぎます。

先般、大蔵省の金融関係部局を中心に調査と処分が行われました。松永大蔵大臣、大変御苦勞さまでございましたし、今までの役所の調査、処分としては私はかなり思い切ったことをおやりになったと思います。しかし、それについて若干の意見がある。

一つは、あれは金融関係部局だけなんです。ほかの部局は調査しなかったわけですね。したがって処分もしない。省内外でバランスを欠くではないかという意見が大変ある。

それから次に、これは個人の問題というより、私はすぐれて構造的な問題、大蔵省というものの風土や気風の問題だと思えます。とにかく圧倒的な職務権限でござり高ぶるようになっていっているんです。退廃をするような仕組みになっていっているんです。本当に、国の金を自分の金と思うような錯覚を起こさせるような雰囲気があるんですよ。本当です。

二十代で税務署長になるのがいいとか悪いとか私はよくわかりません。わかりませんけれども、あるいは予算折衝を見て、課長と主査でしよう、局長と主計官です、次官と主計局次長なんです。まあ大臣折衝は大臣同士ですけれども、それは忙しいから、たくさん省庁があるから、手間をとるから、あります。そういうことがああいう私は構造的な風土として退廃が生まれるようなことになっている。これを突き崩さないためです。ノーブレスオブリージュという難しい言葉があります。これは権限があり責任がある者ほど清潔である、高潔であるということでしょう。逆になっているんです。だから、ぜひこの問題にメスを入れていただかないかぬと思います。

それともう一つは、日本はみんな寄つてたかつてそれをもてはやしてきたんですよ。マックス・ウェーバーの、服従が支配をつくるという有名な言葉がありますけれども、服従が支配をつくったんです。寄つてたかつて特権をもてはやし、ちよつとでも自分が得をしよう、おこぼれようだといは言いませんけれども、そういうことを直さないとはいけません。本当に私はそう思う。そのためには私は大蔵省改革を、財政と金融の分離は大議論があるけれども、絶えざる大蔵省改革とチェックをやらないかぬと思いますが、いかがですか。

○国務大臣(松永光君) 私は、委員の今の御指摘

を否定する気持ちはさらさらございません。

ただ、大事なことは、一つは、委員もおっしゃったとおりノーブレスオブリージュという精神、これは非常に大事なことだと思えます。同時にまた、人間だれしも本当の聖人君子じゃありませんから、したがって、しばしば監督を厳しくするとか、あるいはそれに反した場合には何らかの制裁が加えられるとか、そういったことを絶えずやりながら倫理観を高めていただく、そういったことが必要だろうと思えます。

それからもう一つは、みんなで持ち上げたという点も、これは私はそうじゃないという自信はありません。委員御指摘のとおり、予算折衝のあれを見ましてもそういう現象があるわけであります。しかし、今度は相当きいたような気がしますよ、実際。それが一つ。

それからもう一つは、実は今回調査した対象は、最初は五百五十名のつもりだったから、千名を超す人になりました。しかも、今度は調査する人は何名で調査したかという、十数名なんです。しかし、それでもどの程度のことをだれがしているのか。しかし、趣旨までは、調べる能力もあります。しかし、時間もございませんでした。したがって、言うなれば外形標準でやったようなことでございまして、過去の例、それから国家公務員法の運用に当たった人の意見等も十分参考にしながら、今までの例からすれば重目の処置をしたつもりでありまして、それはきいておると、私はそう思っております。

なお、ほかにもまだいろいろじゃないかという御指摘が具体的にいろいろの場合には、これは任命権者として、内容を調査した上で適正な措置をするのは任命権者の務めだと、こう思っております。

○片山虎之助君 私は、公務員倫理確立法ですか、公務員倫理法が今、議員立法で与党を中心に議論をされておりますが、大體倫理の世界に法律を持ち込むのはいかにかなという気がするんです。しかも、アメリカにあるではないかと。アメリカはスポイルズシステムですから、だれが役人

になるかわからぬ、選挙のたびに入れかわりがしよつちゅうある。日本は、ちゃんと試験をやつて育てるメリットシステムなんです。私は公務員倫理法なんか適当でないと思いましたが、しかしこれだけの状況を見るとやむを得ないかなという気がしております。

その点を総務庁長官にお答えいただきたいのと、それからもう一つ、今度金融監督庁が六月二十二日に発足する。二年半後には省庁再編で金融庁になるんです。だから、今は金融関係の企画立案は大蔵省ですけれども、二年半後には大蔵省が持つのは信用破綻時の極めて限られた企画立案になるんです。

ところが、どういう課の編成になるかというのをこの前財政部会が何かで聞きましたら、大蔵省に五課残る、金融監督庁が十課だと、「四課」と呼ぶ者あり。四課に官房ができるんです、一課、同じ金融関係が。だから、局は四課で官房が一課なんです。

そういう意味からいって、私は二年半後にすぐ移行するなら、そういうことを想定しながら機構そのものをスリムにしておく方がいいじゃないか。人をできるだけ金融監督庁に入れて、金融監督庁を分けるだけなら意味ないですよ。金融監督庁になることによってきちっと監督する、きちっと検査する、不祥事を起こさない、金融機関に。そういうことが必要なんで、分けるだけなら二重行政ですよ。

だから、むしろできるだけ二年半後を想定してこつちをスリムにして、金融監督庁の方の質量の充実を図る、こういう方がベターではないかと思えますが、これもあわせて、総務庁長官、お願いします。

簡潔に、もう時間がないので。
○国務大臣(小里貞利君) 公務員倫理の問題に關しましては、御承知のとおりでございますが、公務員倫理規程で私どもは公務員の驕奢あるいは汚職などは根絶できるもの、さように確信をしてまいったのでございますけれども、御案内のとおり

り、昨今の不祥事の頻発はまことに遺憾でございます。

このため、政府といたしましては政府倫理検討委員会なるものを設けまして、同時にまた三党でもそのことを集約的に協議をいただきました。御承知のとおり、与党三党におきましてはこれを取りまとめをさせていただきました。

しかしながら、今日の段階では政府と十分調整をいたしまして国会に相談をするにまだ事務的に整理が至っていないところがございますので、できるだけ近々にこれを上程するように努めたい、努力をいたしたいと思っております。

それから、金融監督庁の問題でございますが、私ども行革会議の経緯からいたしまして、三党がこの問題につきましては相当腰を据えて集中的に議論をいただきました。しかも、この議論の経過は、率直に申し上げまして相当な起伏もありました。しかし、その結果が出てまいりましたので、私どもはこれを根拠にいたしまして、先発をいたしました先ほどお話し金融監督庁との関係等におきまして整理をいたしておりますのでござい

ますが、先ほど議員の方から御指摘がありました問題は十分参考にして傾聴申し上げなければならぬ、そういう感じを持っておるところでございます。

○片山虎之助君 済みません、日銀総裁に残っていたので、公定歩合だけ簡単に。日本の公定歩合が超低利であるということはもう御承知のとおりで、これ三年になりますね、

○五で。そこで、今いろんな議論されているのは、アメリカのマネーゲーム経済に日本の物づくりをちゃんとやる経済がのび込まれていく。何でもかという、一生懸命日本が働いたお金がドルに変わって、向こうでファイナンスされて、向こうの経済活動を助けている、おかしいじゃないか、これが円安にもつながっている、こういうことが言われている。何で流出するかの一つは、金利に大変差がある、実質五パー差がある、こういうことなん

です。

それから、金利利用者が今大勢おるんですから、高齢化社会で。こういう人方は大変不安ですよ。仮に一パー上げると、個人の金融資産が千二百兆なら、これは簡単にいけませんよ、計算が、しかし十二兆になる。真水と同じですよ、今回の経済対策の。

そこで、設備投資を抑えられるからといって金利なんかで設備投資を今考えませんよ、経営者。そういう意味で、もうそろそろ私は公定歩合引き上げに踏み切るべきだと思いますが、もちろん総裁だけじゃありません、委員会でお決めのなるんでしようけれども、御議論としていかがでしょうか、最後にそれを質問します。

○参考人(速水優君) 御指摘のとおり、米国に流出しているんじゃないか、公定歩合を引き上げればそれがとまるんじゃないかということでござい

ますけれども、国際収支統計を見ても、我が国と海外との間の資本の流れは、このところ資本の流出超過幅が少しづつ拡大はしてきております。

それと同時に、我が国の場合は海外との物、サービスの黒字、これがふえておるものですが、経常収支がふえておるものから、輸出超過が拡大しても資本の流出と経常収支の黒字はちやうど見合う数字になって、一―三月を見ますと、経常収支の黒字は三兆八千億、それに対して資本収支は四兆一千億の流出、ほとんどとんとンなんです。

その中で、対外証券投資、アメリカ等へ証券と

いうのが流れていくのを見ますと、これはゼロなんです。

○片山虎之助君 状況は結構です、時間がありますから。

公定歩合はどうされますか。

○参考人(速水優君) したがって、現状では御心配のようにアメリカに流出しているという懸念もございませぬし、国内のことを金融政策の立場から見ますと、先ほど申し上げましたように、

物価の安定とそれを通じて持続的な成長を達成していくという立場からいいますと、今の金融緩和基調を維持するということによって金融面から経済活動をしっかりと下支えしていくということが重要だと思っております。そういう立場で、先週、金融政策決定会合で大分議論はいたしましたけれども、当面金融政策運営については現状を維持することが適当であるという決定を下したところでござい

ます。

私どもとしては、今後とも内外の情勢を十分に慎重に見ながら政策運営を誤りなきようにしてまいりたいとは思っておりますが、そのことは御理解いただきたいと思っております。

○片山虎之助君 ありがとうございます。

関連を野間議員にお願いしようと思っております。よろしく願います。(拍手)

○委員長(遠藤要君) 関連質疑を許します。野間君。

○野間君 自由民主党の野間起であります。片山委員の関連質問、特に中小企業対策について伺いをいたしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

中小企業をめぐります経営環境は現在極めて厳しい状況にあります。中小企業は、事業総数でいいますと全体で九九％、従業員の数でいいますと七八％、製造業出荷額でいいますと五二％ということであり、我が国経済の中核をなすと言われるゆえんであるところであります。この中小企業が現在の厳しい状況を乗り越えて未来に明るい展望を持つて事業を行っていくような環境を整備することは、我が国の経済にとって最重要課題の一つであると考えております。私は、このような認識のもとに立つて質問させていただきます。

今回の四兆円の特別減税を含みます総事業規模十六兆六千億円の過去最大規模の総合経済対策は、低迷をいたします日本経済におけるまさに止血剤としての効果が期待されます。当面の策とい

たしましては適切な措置であると考えます。先般、橋本総理が出席をなされましたバーミンガム・サミットにおきましても一定の評価がなされたところであります。

そこで、今回の対策によります経済効果並びに今後の景気回復に向けましての展望につきまして総理にお伺いをいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回の総合経済対策、もう既に議員よく御承知のように、当面の景気回復のための内需拡大、そして何といたしまして景気の足かせとなっておりましてこの金融機関の不良債権をバランスシートから消し去ること、この大きな課題に取り組まなければなりません。同時に、強く決意してこま進めてまいりました構造改革というものを把握、これに沿う内容として進めてきております。

ですから、社会資本整備あるいは特別減税を含む今回の対策は、例えば政策減税あるいは政策金融、土地・債権流動化といった、そうしたものの効果を含まないかた目のベースで名目GDPの二程度というものを想定いたしております。

そして、これはこま進めてまいりました、また国会にも御協力をいただきました財政・金融両面からのさまざまな施策と相まって、次第に我が国経済を順調な回復軌道に乗せていく。同時に、構造改革の中からも生まれてくる新たな業を起す、その芽を生かしていくことによつて、中長期的にも経済を活性化するという方向をきちんと維持できるもの、そのように考えておるところであります。

それだけに、こうした施策をできるだけ早く実行させていただきたい、従来からも国会にお願いを申し上げてまいりました。今回も同じような姿勢で御審議に臨ませていただきたい、そして国会の御了承を得次第、現実のものとしてできるだけ早期に動かせる努力をしてみたい、そのように考えております。

○野間君 中小企業金融公庫がまとめた中小企業動向調査によりますと、九八年一―三月期の業況判断DIはマイナス三九・六と、第一次

第二十一部 行財政改革・税制等に関する特別委員会会議録第三号 平成十年五月二十五日【参議院】

イルショック後の景気後退以来二十三年ぶりの低水準に落ち込んでおると言われております。また、国民金融公庫総合研究所が発表をいたしました全国小企業動向調査では、小企業の景況はマイナス六二・五と、過去最悪を更新しているところがあります。

いずれもその背景には金融機関の貸し渋りがあると言われておるのであります。今日、多くの中小企業が貸し渋り等の金融問題に直面をいたしております。日銀の短観でも中小企業の資金繰りはここ数年低迷をいたしております。

また、中小企業の倒産件数は昨年一万六千四百六十四件と、過去十年来の最高水準となっており、負債総額も前年に比べて二倍前後の高水準となっております。特に、ことし四月の全国中小企業倒産件数は千七百二十五件、負債総額は六千八十億円と増加をしておるのであります。

このように、今日の中小企業はまさに存続の瀬戸際に立たされておるのであります。通産大臣は中小企業のこのような状況をどのように認識をされておられますか、お尋ねをいたします。

○国務大臣(堀内光雄君) お答え申し上げます。

委員の御指摘のとおり、中小企業の景況というものには非常に厳しい状態でございます。四月に公表いたしました中小企業景況調査、中小企業庁において行ったものでございますが、これによりまして、業況の判断は全体でマイナス四八・四、売り上げにおきましてはマイナス四九・一、経常利益におきましてはマイナス四九・〇、各指数、DIにおきましては悪化の超え幅が非常に拡大をいたしております。昭和五十五年の調査開始以来最低の水準になっているところでございます。

また、規模別製造工業生産指数の三月速報というものが、これまで中小企業庁で調査したものであります。これによりまして中小企業の生産は低下傾向になっておりまして、大企業と比べて生産水準というものに依然として大きな格差が出てまいっております。平成二年を一〇〇として中小企業は八九・五でありまして、大企業は九八・八と

いうぐあいに格差が出てきております。

設備投資につきましては、三月に公表しました中小企業設備投資動向調査によりまして、これは商工中金であります。平成九年度の中小企業の設備投資の実績見込みは前年度比七・五％減となっておりまして、平成八年度実績の一・四％増からマイナスに転じておりまして、先行きこれまた不透明感を出しております。

中小企業の倒産件数は、委員の御指摘のとおり、この年の四月の実績は千七百二十五件でありまして、前年同月比二一・六％の増加でございます。これは最近五年間の中小企業の平均月間倒産件数が千二百四十件であることから見ますと、極めて高い水準でございます。我が国の中小企業の景況というものは非常に低迷をいたしております。景況が非常に停滞しているものを物語っていると思っております。

○委員長(遠藤要君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十六分休憩

午後一時一分開会

○委員長(遠藤要君) ただいまから行財政改革・税制等に関する特別委員会を再開いたします。休憩前に引き続き、財政構造改革の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案外三案を議題とし、質疑を行います。

○野間勉君 午前中に引き続きまして、当面いたしております中小企業の問題、また貸し渋りの問題につきましてお尋ねをいたしてまいりたいと思っております。

先月出されました平成九年度の中小企業白書によりまして、中小企業の資金調達状況、平成九年度半ば以降急速に悪化をしておることでありまして、その背景には金融機関によりまして貸し渋りが存在をいたしたという指摘がなされておるのであります。

また、中小企業庁がこの五月に実施をいたしま

した貸し出し姿勢に関する実態調査によりまして、民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなるとする企業の割合が三割強、今後融資態度が厳しくなるとの懸念をする企業の割合が五割強と、引き続き高い水準で推移をいたしておるようであります。

こうした貸し渋りの実態を踏まえた中小企業の貸し渋り対策に対する対応について、通産大臣にお尋ねをいたします。

○国務大臣(堀内光雄君) お答えを申し上げます。

貸し渋りにつきましては、大手・中堅企業に対する貸し渋りは相当緩和をされてまいったという数字が出ておりますが、中小企業への貸し渋りにつきましては、通産省が五月の中旬に実施をいたしました調査においても、民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなるとする企業の割合がやはり三割強であり、また今後の融資態度が厳しくなるのではないかという懸念が五割強とされている数字でございます。これは四月の時点の調査よりはやや好転をいたしている数字でございますが、低下幅は小さい状態でございまして、依然として貸し渋りは中小企業に対しては高水準であるというところになっております。したがって、引き続き注視をする必要があると考えております。

政府といたしましては、これまでいわゆる貸し渋りの対策といたしまして、政府系金融機関を対象といたしましては、融資枠を拡大するとか、あるいは融資の資金をさらに拡充するとか、保証の枠を拡大するとか、いろいろの面での条件の緩和をいたしたところでございまして、各般の措置を講じてきたところでございます。

それに加えて、先般決定をされました総合経済対策におきましては、中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案というものがございまして、金融面での中小企業の支援対象範囲の拡大というものを図ることになっております。

もう一つは、中小公庫あるいは商工中金におき

まして融資枠をさらに拡大いたしました。融資枠を拡大すると同時に、融資枠の拡大した額の五〇％を限度として担保の徴求を免除するというような制度も設けました。要するに、中小公庫や商工中金では八千万円新たな枠をつくりまして、その五〇％までは担保の徴求をしない、国民金融公庫におきましては四千万円さらに枠を拡大いたしました。その半分までは担保の徴求をしないというところでございます。

これらの趣旨を盛り込んだことによりまして、私どもといたしましては、貸し渋りの対策に相当の前進が見込まれるのではないかと考えております。

○野間勉君 信用保証や政府系金融機関の融資など、金融面での支援対象となります中小企業を拡大する中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案が今審議をなされておるわけであります。依然として厳しい貸し渋り状況の中で、中小企業を対象とならないため融資が受けられない企業にとりましては何よりの救いの手となることは間違いないのでありまして、このことによる具体的な効果について通産大臣にお願いをいたしたいと思います。

○国務大臣(堀内光雄君) お答えを申し上げます。

この中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案によりまして、具体的には資本金の上限額を、卸売業におきましては今まで三千万円以下でありましたものを七千万円以下に、また小売・サービス業におきましては一千万円以下という資格の条件を五千万円以下に引き上げることになっております。

この改正によりまして、新たに融資等の対象となる企業は約二万社に及んでまいります。小売業におきましては約七千七百社、サービス業においては約一万一千社、卸売業においては約千五百社、これだけの各社が新たに対象となつて、その従業員数は約二百八十八万人になると考えております。銀行からは貸し渋られ、しかも政府系金融機関

では枠としての対象にならないために受け付けられないという方々、この方々が一番今まで苦勞なさっていたというふうに考えておりますので、非常に大きな効果が見込まれるというふうに考えております。

○野間起君 日銀が発表した預貸金調査結果におきましては、中小企業向けの三月末の貸出残高が三・三％の減となつておるのであります。

金融機関におきましては、経営改善命令などが出されます早期は正措置の導入に備へまして、財務内容の健全化と自己資本比率の向上を図つていくため融資に慎重となり、貸し出しを抑制していることがあつてあります。また、金融機関によりまず取引先の格付制度の導入による影響などもあるように思われるのであります。各行とも三ヶ月決算で不良債権を大量処理しているようであり、依然として多額の不良債権が残つておるのであります。政府といたしましては、三十兆円を金融システム対策に投入してきたのであります。貸し渋りは一向に解消されていらないのであります。

中小企業向け貸出残高の九割を超えるこの民間金融機関であるのであります。ところが中小企業に積極的な資金供給をしなれば貸し渋り問題は根本的な解決にはなつてこないと考えるのであります。大蔵大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(松永光君) 金融機関というのは、中小企業を初め健全な企業に対して貸し出しをする、資金の供給をするというのが本来の役割であることは言うまでもありません。しかるところ、自己資本比率が維持できるかどうかという問題や、あるいは不良債権を相当抱えておるといふこと等の事情もあつてでしょう、昨年暮れ以降、必要な資金の供給について非常に萎縮的な姿勢をとつていふ金融機関があるということは大変残念なことであると思ひます。

そういった事態にかんがみまして、委員御承知のとおり十三兆の資金を用意して、そして民間金

融機関の自己資本充実のための措置ができる仕組みができたわけでありまして、それに基づきまして、三月末に申請に基づいて自己資本注入策をしたわけでありまして、その審査の際には、申請をした銀行すべてが貸し出しの力がついてきたならば、いわゆる貸し渋りはしないということに約束しておるわけでありまして、しかるに、依然として貸し渋りという非難が出てくることは残念なことでありまして、ただ自己資本比率がクリアできたというのを背景にして少しは改善されているような傾向も出てきております。

ただ、日銀の四月中の統計その他によりましていうと、貸出額が少し減つていふ形になつていまして、貸出額が少し減つていふ形になつていまして、あるいは最終的な処分をした分を引きますという貸出総額は少し減少するという数字になるわけでありまして、それは債権を売却したなどというところによるものも含まれておるといふので、それを引きますというところ、これは都市銀行の数字でありますけれども、前年同月比で二・二％程度貸し出しはふえておるといふ数字もありません。いずれにせよ、少しは改善の兆しが見えておるといふ状況であります。

しかし、先ほど言つたとおり、依然として貸し出しに対する厳しい審査とか、あるいはまた今までは担保なしに貸し出したのが担保を徴求するとか、そういった面でのことは依然として残つていふということでありまして、実は四月二十七日に銀行の代表者に大蔵省に来てもらひまして、健全な企業に対しては必要な資金は供給するという、銀行のそういう社会的使命をしっかりと果たしていただきたい、少なくとも世間から貸し渋りをしているなどという批判を受けまいようにしっかりとやつてもらいたいということをお願いしたところでありまして、今後ともこの問題についてはしっかりと注視してまいりたい、こう考えているところでございます。

○野間起君 それに関連をいたしまして、近ごろ、資金繰りに行き詰まつた末に中小企業者の自

殺者が相次いでおるといふような報道もあります。また、そこまで至らないまでも、金融機関からの貸し渋りで高金利のローン、いわゆる町金融を利用した中小企業者は結局のところ自己破産に追いやられていくといふようなケースが非常に多いようでありまして、このような実態をどのように認識なさつておられるのか。

また、中にはかなり悪質な業者もいるように伺つております。利息制限法、出資法の違反や不法な行為に對します取り締まりがどのようになつておるのか、所管であります大蔵省にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) 金利の高い町の金融業者、いわゆる貸金業者、これに資金を仰ぐなどというふうな状態になれば、これはますます中小企業業者は苦境に追いやられるという結果になるわけでありまして、私はそう思つております。

貸金業者については、貸金業規制法という法律がございまして、その法律では過剰貸し付けの禁止や取り立て行為の規制、こういった行為規制が課せられており、また出資法によつて上限金利は年四・〇％、四割という大変高いことでありまして、登録を受けた貸金業者が貸金業規制法の規定に違反した場合や出資法等の法令違反を犯した場合に業務停止命令や登録の取り消し、こういったことが出来るわけでありまして、大蔵省はこうした行政処分を含め、厳正に対処をしていふところでありまして、

なお、今後とも暴行、脅迫による取り立て、法定金利を上回る高利貸し付けなどの違法行為については、捜査当局とも連携を図りつつ厳正に対処していききたい、こう考えておるところでございます。

○野間起君 この問題で、警察庁に同様の質問で答弁を求めたいのであります。

○政府委員(泉幸伸君) 御質問の金融関係事犯の取り締まりにつきましては、平成九年中で申ししますと、高金利に係る出資法違反事件で悪質な業者

を百六十八人検挙いたしております。これは対前年四十人増となつております。また、無登録営業に係る貸金業規制法違反事件で八十二人、これは十八人増でございます。それぞれ検挙し、またさらに、融資あつせんといふいわゆる紹介屋などによる詐欺事件につきまして六十六人を検挙いたしております。

今後とも多重債務者や中小企業経営者などを対象とした事件、暴力団等が関与する事犯に重点を志向するとともに、組織的かつ悪質なこの種事犯の取り締まりを行つてまいらる所存でございます。

○野間起君 次に、雇用対策につきましてお伺いをいたします。

総務庁が先月発表いたしました労働力調査によりまして、三月の完全失業率は三・九％で過去最悪となつております。しかも、若年層と高年齢層の失業率が初めて二けたに乗つてまいりました。

また、今月の労働力調査によりますれば、ことし二月の完全失業者二百四十六万人のうち、一年以上失業を続けているという人が五十一万人ということになり、過去これも最高となつたようでありまして、

このように深刻化いたします雇用問題につきまして、労働大臣はどのような御所見をお持ちでありますか。

また、今回の総合経済対策では、雇用対策をどのように推進されるのか、労働大臣にこのこともお伺いをいたします。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、先生がお話しになりましたように、現在は千人のうち三十九人が失業者でございます。百人働きたいという方がおられますと、仕事は五十八しかないという状況でございます。これは日本の戦後の経済の中では極めて厳しい状況であると認識をいたしております。

ないと御さんへの注文が少なくなりまして。御さんは注文が少なくなるとメーカーに注文を出されるのが少なくなる。メーカーは当然設備投資を抑えて生産調整をする。それが失業につながっていく。こういうことだろうと思います。

そこで、なぜ消費が落ちているか。これはもう将来不安があるからで、失業するんじゃないか、あるいは年金がもらえるかどうか、あるいは老人医療がどうなるんだらうか、だからみんな貯蓄をなさるわけです。

そこで、こういう不安の原因であるのは、先ほど来御質問があったバブルの時代のツケがあらわれてきている。貸し渋りというか、金融機関が本来の金融機関としての機能を十分に果たし得ないので、そこで企業がみんな不安になってきている。それがまた働く人たち、消費者にも不安を与えている。こういうことでございましてから、政府としては、不良債権対策あるいは金融対策、そして今回お願いいたします十六兆円の補正というカンフルや基礎体力増強の措置を講じておりますので、できるだけ早くこの処方せんが実行できるように、ひとつ国会のお許しをいただきたい。

その上で、労働省としては、失業が生じた場合には、あるいは企業が難しくなった場合には、できるだけその失業が拡散しないように、雇用調整助成金の制度を拡充したり、あるいはまた仕事を求める人と仕事を求める人との間の調整を迅速にしたり、将来のベンチャー企業を育成したり、そういうことのために今回の景気対策の中で雇用対策という一項目を起こしまして五百億という資金を投入して備えをいたしておるところでございますので、一刻も早くこのことが実現できますように国会の御協力をお願いいたしたいと考えております。

○野間起君 ただいまの御答弁で雇用対策につきまして十分承知ができました。特に、中小企業の経営環境が厳しくなっております実情を踏まえまして、特別な配慮をして中小企業労働者の雇用の安定には万全を期していただきたいと思います。

す。そこで、中小企業への雇用対策につきまして、もう一度労働大臣にお尋ねをいたしたいと思っております。

○国務大臣(伊吹文明君) 先ほど来申し上げました倒産や、経営が難しくなった場合に雇用を継続的にやっていただくために、実は労資の助成をいたしております。あるいはまた、新しいベンチャーにさらされる場合の労資助成等もいたしておりますが、これらについてはかねてから中小企業について一般よりも高い補助率を適用しております。

今回お願いをいたします補正予算の中に含まれることになるであろう雇用調整助成金については、今、先生の御指摘がございましたように、優遇をしている上にさらにもう一段高い補助率を中小企業に適用して、中小企業の雇用の維持に万全を図りたいと考えております。

○野間起君 総合経済対策におきましては、雇用対策といたしまして、雇用調整助成金の充実や職者の再就職促進対策などが盛り込まれておるものであります。しかし、この対策は不況という短期的失業対策には効果が期待をされるものであります。若年層の失業増という問題に対しては、新たな雇用吸収力を持った新規事業の創出というものが不可欠であります。

既に中小企業創造活動促進法を初めといたしまして、ストックオプション制度やエンゼル税制などのさまざまな支援策が講じられておるところであります。しかし、最近ベンチャー企業の倒産が相次いでいるようでありまして、このような不況期こそ新たな産業の創出が求められていることを考えますときに、ベンチャー支援策の一層の充実が必要不可欠のものであると思っております。

通産大臣にこのことにつきましてお尋ねをいたします。

○国務大臣(堀内光雄君) お答え申し上げます。委員の御指摘のとおり、我が国の経済発展の担い手として技術開発だとか新規の事業の創業とい

うものに果敢に取り組んでいただけるベンチャー企業に対する期待は大変大きいわけでございまして、中小企業政策におきましても中小ベンチャー企業支援策を重要な位置づけといたしております。そして、中小企業の創造的・事業活動の促進に関する臨時措置法を初めとする諸施策を講じてまいったところでございまして。

平成十年四月末現在で、同法に基づく認定件数は三千四百五十七社となっております。補助金だとか債務保証だとか減税の措置だとかベンチャー財団からの直接金融の活用などによりまして、積極的な研究開発あるいは事業活動に対する支援を行っているところでございまして、一方では昨年の六月、エンゼル税制も創設をいたしました。ベンチャー企業への資金の投入も、豊富な一般の方々からの投入がしやすくなるようなことも用意いたしてございまして。

また、年金資金からのベンチャー企業への資金の供給、これを円滑化するために投資事業組合の組合員の有限責任を法的に担保するというような組合契約をいたします中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律案、これを本国会に提出をいたしてございまして、御審議をいただいておりますのでございまして。加えて、今般の総合経済対策におきまして、資金供給の円滑化、人材支援、技術開発の促進、販路開拓支援などのベンチャー企業支援をさらに強化することといたしております。今後とも資金の面あるいは技術の面、経営面、中小ベンチャー企業に対する総合的な支援策を一層充実して成果を上げてまいりたいと考えております。

○野間起君 中小企業への対策につきましていろいろ質問をいたしてまいりましたが、最後に、中小企業団体KSD、中小規模事業所に対します調査結果によりまして、金融機関からの借り入れをしていない事業所が三三・一％ということになっております。これらの事業所の皆さんは次のように言われております。経営状態が悪いがために借りられない。バブルの崩壊による地価の下落で担

保価値が下がり借りることができない。不景気のために景気回復の見通しが立たず借りられない。公的資金の借り入れの審査をクリアできる経営状態にない。これが全く実情でありまして、何よりも早く早期の景気回復が望まれるのであります。私は、景気回復を考えますときに、心理的な要素がかなり強いものがあると思っております。近い将来の少子・高齢化によりまして年金負担の増、給付減、運用悪化からの企業年金の相次ぐ破綻、会社のリストラや今まで考えられなかった大型金融機関の倒産、老後に備えたわずかな預金に對しては自分で考えなければと生活防衛に走っている状況にあり、マインドは冷え切っていると思うのであります。このような状況をしっかりと認識して確かな政策の裏打ちをした上で、不安でいっぱい国民や中小企業者に向かつてはつきりとした展望を示し、安心を与えることが何よりの景気対策ではなからうかと思っております。

最後に、総理にこれに関する御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員から一つの例示としての金融機関における貸し渋りの状況、さらにもう一つの指標として雇用というものを取り上げて御議論になりました。

もしこれに加えるとなれば、特に有効求人倍率を見ましたとき、今までも実は高年齢者層に対しては厳しい数字が出ておりましたけれども、実際に職を求め方に対し若年層のところを一を下回ったという事態は、これは非常に厳しいものだといえまして、これは非常に前までは、厳しいといえながらも有効求人倍率は一を超えておりましたから、御自分のつきました仕事にというところを変えていただくなら職はございました。今、若年層に対してもこれが一を割っております。

先ほど、労働大臣からも答弁を申し上げましたけれども、この総合経済対策の中に緊急雇用開発プログラムを組み込んでおりますもの、そうした点に対する我々なりの努力の方向というものを明

一七

る、それに対してきちんとした引き当てを用意されていけばという気持ちを当初持っておりまして。それは率直に言うならば、不良債権を回収していかなければならないわけですから、消してしまつて、悪質な借り手を結果として有利にしてはいけないという思いがあったわけですね。

しかし、金融機関というものが、当然ながら経済活動に必要な資金を供給していくという重要な役割を持っています。そして、金融機関本来の機能が十分に発揮されるように、預金者の保護と同時に金融システムの安定性、これを確保しながら不良債権の処理をしていかなければなりません。

そして、今年の三下期から、私もはまらずアメリカのSEC基準並みの厳しい情報開示を伴う決算を各社に行わせてまいりました。当然ながら、ここから出てくるものは従来よりも明確な情報開示であり、同時に、不良債権処理の環境整備に向けてその内容を確定するということになりました。そして私どもは、本当にどうやれば悪質な借り手を結果として得させてしまうようなことをしないようにするか、これは法務省なんかとも十分相談をしなきゃなりませんけれども、やはりもうバランスシートに不良債権をいつまでも残しておけるという状況ではありません。

今回の総合経済対策の中でも、この不良債権に絡んでおります債権債務関係、これは大変複雑に入り組んでいてと言われておりますが、この債権債務関係自体の迅速円滑な処理を目指す臨時不動産関係権利調整委員会、こういうものをつくる。こうしたことを含め、抜本的な不良債権処理の仕組みを構築することといたしました。

そうした方策を政府、与党一体となって強力に進めていくために、政府・与党金融再生トータルプラン推進協議会というものをつくらせていただいたわけですが、第一回の会合は既に終了いたしました。それから、悪質な借り手を喜ばせないようにしながらバランスシートから不良債権を消し去る。このためには、国会の御協力を、もちろん与党の御協力をも心からお願いを申し上げます。

思います。

○金田勝年君　そもそもこの問題について振り返つてみますと、バブル崩壊後七年以上たつわけでありまして。不良債権問題は遅々として改善いたしておりませんけれども、このように長期間を要しながら事態が改善しておらないことにつきましては、厳しい反省が求められると思います。

そこで、大蔵大臣、よろしく願います。大蔵省はこの間どのような対応を行つてきたのか、また、これまでの対応によつて現在までにどの程度の不良債権が処理されたのか、大蔵大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(松永光君)　バブル崩壊後、今日まで大蔵省がどのような対応をとつてきたかという事柄については必要に応じて事務方から説明させていただきますが、私の今の考えていることを申し上げます。と、今、総理の話にもありました。今までは不良債権の償却ということ、不良債権はそのまま残しておいて、バランスシート上の程度とれるか、ほとんどゼロならば全額引当金を積みなさい、四、五割とれるならば四、五割程度の引当金を積みなおきなさい、こういう形の実処理であつたわけですね。

しかし、これでは本当の処理にならない。そこで、総理の言葉にありますようにバランスシートから消せ、こういうことなんです。そうすると、引当金がなければ実際の損害額が表面に出ますけれども、それはいいとわすれにもう整理するものは整理する。例えば不良債権、多少の価値があるならそれは売却してしまふ。売却してしまふという買い受け人が債権者になりますから、それが徹底して不良債権者から取り立てをする。こういう新たな仕組み、発想でこの問題には取り組んで、抜本的に不良債権をなくす、それはバランスシートからなくす、こういう仕組みにしないかならぬ、こういうふうに思つておられるわけでありまして。

なお、その場合に、総理の言葉にありましたけれども、簡単に債権を放棄すれば、住専のときに特別悪いのがおりましたけれども、あんなぐい

不良債権者を喜ばせるような結果になつてはなりませんから、そこで、どういう場合に放棄することと認められるか等々の問題については法務省と十分意見のすり合わせをして対応していかなきゃならぬ、こう思つておられるわけでありまして。

いずれにせよ、抜本的に根本的にこの問題を解決するには相当研究をせななきゃならぬし、法務省の意見等も聞いて対応していかなきゃならぬが、本当に腰を据えて取り組まなきゃならぬ、うちは思つております。

○政府委員(山口公生君)　御説明申し上げます。平成四年度以降、主要十九行で見ますと二十八兆円の処理をしておりまして、この三下期にさらに約十兆円程度の処理をする見込みと聞いております。不良債権の処理額としてはかなりの額になると見込んでおります。

○金田勝年君　ただいまの答弁を伺つていますと、不良債権を処理したといっても、貸倒引当の積み上げによるバランスシート上の処理に終わっていることは問題だ、こういうお答えでございませう。

不良債権が幾らあるのかということで、いろんな数字が出ています。七十七兆、二十八兆、そしてまた四割増しだと、いろんな形で報道がされて、実態はどうなつておるのかというところがよくわからないという現状。そしてまた、今、大蔵大臣の答弁にございまして、法務省の力もかりて腰を据えてやるという御決意がありました。非常に大事なことだと私は思つてございまして、やはり今日に至るまでのことを振り返りますと、大蔵縦割り行政のものでその時々に対応に終始してきたというところ、あるいは金融行政という狭い視野での護送船団の発想で問題をとらえてきたことがそもそも原因にあるのではないかと。その点についてはやはり強く反省を求めたいと思うわけでありまして。

まず、地価も下げてみならず、不良債権が今後さらにふえる可能性もあるわけでございますから、不良債権処理につきましては政府全体の課題として、狭い視野からではなくて国民経済全体を視野に入れて本当に実効のある対策を打つていかなければいけない、このように思つております。

総理は、先ほどの答弁でもございました、また先日、五月二十二日の協議会の場でもこのようにおっしゃつたように聞いております。端的に金融機関のバランスシート上から不良債権を落とすこととであり、そのためにはまず実態を反映した不良債権の開示、ディスクロージャーが必要というふうに発言された、このように聞いておりますが、先ほどSEC基準のお話も出ました。このことを言つておられるらうと、このように思つてございまして。

実際に、先週末に発表されました都市銀行の決算におきましても、SEC基準を採用しました結果、三ヶ月以上の利払いが停止していたり、貸し出し条件を緩和したものをリスク管理債権として公表したために、公表不良債権は都銀八行で旧基準を約四三%上回る一兆三千四百五十億円に上つた、このように聞いておられるわけでありまして。これについて大蔵大臣としていかがお考えか、お伺いしておきたいと思つてます。

○国務大臣(松永光君)　実はSEC基準によりまして、破綻先債権、延滞債権、そして金利減免債、この三種類に分かれるわけですね。従来は延滞債権というのは六ヶ月延滞以上を延滞債権と言つた。SEC基準によりまして、それが三ヶ月以上の延滞があれば延滞債権という形でカウントすると、そういうふうにならぬ基準になつたわけですね。その結果としてこの不良債権額としては大きくなつてくる、こういうことだろ

うと思つてます。先ほど触れましたけれども、金利減免債につきましても、実はSEC基準によりまして、もう公定歩合以下に下げたものは全部金利減免債だ、こういうカウントをしていくというふうにならぬ基準が厳しくなつた。それにあわせて、実は不良債権というのは経済情勢が悪化していくと自動的にふえるんで

すね。今までは可能性のあるのが、景気が悪くなつて、そしてその支払いが果たしてできるかどうかという不安が生ずるような債権になつてくる、そういうことで公表不良債権はふえた、こういうことだろうと思います。

問題はその処理を、本当の処理をすることが大事だと、こう申し上げたいわけであります。先ほど総理のおっしゃったバランスシートから消すというのはそういう意味なんです。

一方、金を貸した銀行の方は、貸したものはできれば取り立てたい、何とかして取り立てたい。そのうち土地が少しも上がつてくれれば取り立て量はふえるだろうという助平根性もまだ金融機関にはあるかもしれません。そういったこともあつて本格的な処理がはかばかしているという問題だと思ひます。

そこで、総理の発想に基づいて、そんなことはもう言つておれない、したがつて抵当権がついておればなかなかそれは実際上の利用ができなくなりますが、抵当権がついておるものであれば早く抵当権は実行してくれと。もちろん、抵当権の実行をする場合に、これは実務に経験のある人はおわかりでしょうけれども、日本の抵当権実行のスピードがおそいんです。最低評価額とか何とかという鑑定を経た上で抵当権実行、競売となるわけでありますから、そういった点もできるだけスピードディーになるようにしなきゃなりません。そして、将来上がるだろうという期待を持つて最終処分をするのを怠つていふようなところは急いでやらせる、こういったことも必要だろうと思ひます。同時にまた、土地というものはうまく格好がついてないという利用価値がありませんから、そこでその土地の整形ということもやる必要があるだろう。

いずれにせよ、そういったことを総合的に進めて、そして総理の言うバランスシートからそれを消すという本格的な償却、あるいは不良債権の縮減というのをやる必要があるというふうに私は思つております。

先ほど助平根性と言つたことが不適切であれば、そういう期待を込めておる銀行があるかもしれぬという意味でございまして、不適切な言葉をここで訂正させていただきます。

○金田勝年君 大蔵大臣のこの問題に取り組み熱意というか意欲というものが答弁の中に込められておつたことには、非常に力強いものを感じます。

今のように、我が国には複雑な債権債務関係が存在する。そしてまた、担保にとつていふ土地の価格が将来上昇するのではないかとこのように期待している向きもあるわけでありまして、SBC基準によるディスクロージャーが金融機関に押しつけて不良債権をバランスシートから落とす圧力を飯にもたすとしても、それだけで金融機関の経営者が不良債権をバランスシートから落とす努力をすることができるとか、また落とせるかどうか、非常にまだ疑問が残るわけでありまして。

そういう中で、我が党のリーダーシップのもと、この四月の総合経済対策におきまして取りまとめた土地・債権流動化トータルプランというものは大きな意味を持つというところを感ずるわけですが、総合的に進めるといふ見地がまさにここに取入れられておるわけでありまして。

一つには、私が伺つてゐる限りでは、債権債務関係の整理のためあつせん、調停等を行う臨時不動産関係権利調整委員会、これは非常に重要だと思ひます。そしてまた、債権の管理、回収を行う債権回収業者、サビサーの制度を創設する、そういうことに向けた法整備を盛り込もう。それから、不動産の適正な評価の確立、あるいは不動産プロジェクト等に一般投資家の資金が直接流れるための仕組みである資産担保証券の市場整備といったような土地・債権流動化に必要となる方策が漏れなく取り入れられたということでも承知しておりますが、ここまで掘り下げた、債務者側も考慮に入れたといひますか、その不良債権対策というのはアメリカにおいても講じられてはこなかったというふうに私は思ふわけでありまして。

そういう意味では、非常に各般にわたる内容のトータルプランということなのでございまして。

そこで、官房長官にお聞きしたいのでございまして、中でも債権債務関係の整理に向けた本格的な施策であります臨時不動産関係権利調整委員会は非常に大きな意味を持つというふうに私は思ふのでございまして、その設置に向けた準備というものはどのような状況になつておるのでしょうか、教えてください。

○国務大臣(村岡兼造君) 政府・与党の金融再生トータルプラン推進協議会、先週の日曜日に設置いたしました。私が司会役を務めたわけですが、いまだしも、この主なるものは、金融機関のリストラの徹底と責任ある経営体制の整備。ただいまお話しありました不良債権の処理の促進、そして債権債務関係の迅速円滑な処理、土地の整形・集約化と都市再開発の促進と同時に都市再開発のための公的土壌需要の創出。まだ数点ありますが、この五つの対策をしよう、こういうことで協議会を設置いたしました。

御存じのとおり、金融機関等が保有する不良債権の円滑な処理を促進するためには、不動産担保つき不良債権等にかかわる複雑に絡み合う債権債務関係を整理する必要があります。一説に聞きますと、一件これを処理するには二年も三年もかかる、裁判所へ行かなきゃいかぬ、こういうもので、とてもなかなか早急にできない。このため、総合経済対策において、先ほど総理、大蔵大臣からお話もございましたが、あつせん、調停等、当事者の合意に基づく手続を通じて、不動産担保つき不良債権等にかかわる債権債務関係を明確化し整理するための体制、仮称でございしますが、臨時不動産関係権利調整委員会の設置の整備に向けまして、必要となる法律案を次期国会に提出すべく総合的な検討を行うことにいたしました。

現在、その検討体制も含め所要の検討作業を鋭意進めていこうとございしますが、先週このトータルプラン推進協議会を政府・与党で開きました。できれば今週中にも二回目を開きたい、早

急に準備を進めていきたい、検討していきたい、こう思つておるところでございまして。

○金田勝年君 この問題、この課題は各大臣にまたがるものですから内政審議室が担当しておる、このように聞いておりますので、官房長官に御質問を申し上げたわけですが、しっかりと対応していただきた、こういうふうにお願ひする次第であります。

申し上げるまでもなく、このように不良債権の最終処理を総合的に進めていった場合には、金融機関の中には厳しい経営状況に追い込まれるところが生ずることもあるやもしれないわけでありまして。その点につきましては、昨年末からことしの二月にかけて検討を決定いたしました三十兆円の公的資金の投入枠というものがあつたわけですが、これを柱とする金融システム安定化策があるわけですが、預金者保護の徹底あるいは金融システム全体の危機、システムリスクの防止に万全を期していく必要があるかと思つております。

この三十兆円の投入枠のうち、十七兆円は申し上げるまでもなく破綻金融機関の預金者保護に充てられるわけですが、十三兆円の方につきましては、その使い方について非常に重要だと思つてございまして。この点につきましても、いろいろな説も世の中に出ておるようでございますが、モラルハザードの観点もございまして、きょうは時間の関係もございまして、この議論はいたしません。

その十三兆円につきまして、ことしの三月に二十一行でございしましたが、ほぼ一十億程度で横並びの金額を申請したという経緯がございまして。一兆八千億だったと思つたのでございしますが、このときに行政の対応もまさに護送船団方式を踏襲しているのではないかと、相も変わらず金融機関と行政のぬるま湯関係が維持されているのではないかと、なぜこのように思ふわけでありまして。

なぜこのように横並びの結果となるのかとこの場で私がもし質問を申し上げますと、恐らく金融

ウンスに努めていただくことが大事かと存じます。

時間がありませんので、続いて参ります。

二点目は、総理が本会議で答弁されましたように、我が国は昨年夏のタイ・パツ危機以来、タイ、韓国、インドネシアに対して総額四百二十億ドルに上る支援をコミットしてきております。これは総理の御答弁にもあるわけですが、アメリカやヨーロッパの各国に比べましても、今回のアジア危機におきます我が国の支援の額というのは圧倒的に世界最大なのであります。にもかかわらず、一部に日本はアジアに対して十分な貢献を行っていないかのような議論が時として行われるのは甚だ遺憾ではないかと思う次第であります。

我が国のアジアに対する支援につきまして、世界各国により一層十分な説明を行っていただきたい。これは外務大臣にもお願いしておきたいこととでございます。

三点目でございますが、これに関連いたしました今回のIMFの件でございますが、IMFの増資法案をこの国会で私どもは立法手続を完了いたしました。IMFには百八十二カ国加盟しておりますが、この中で日本の出資比率は今単独二位であります。単独二位になったわけでございますが、ただお金ばかり出資いたしましたも、それにふさわしい存在感という高いプレゼンスがないことには出資の意味はないのではないかと、このように思うわけであります。

我が国がIMF、世界銀行等の国際金融機関におきまして出資にあさわしい発言力を行使していくように、大蔵大臣には今後一層の努力をお願いいたします。

そういうことをあわせて、以上三点につきまして総理の御決意をお伺いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。思う次第であります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今三つのポイントについての御指摘をいただきました。そして、それ

ぞれ非常に重要な指摘として、外務大臣もまた大蔵大臣もさまざまな機会での御期待にこたえられるような努力をすると思っております。

まず一点、我が国のインドネシアにおける債権が不良化するのではないか、そういう予測のもとに格付機関が格付を移動させる。今時間さえあれば、恐らく大蔵大臣は御答弁したかった部分だと思っております。

今回のAPECの蔵相レベル会合においても、国際的な格付機関というものがアジアを十分に知らない、むしろアジア自身がしっかりした国際的に通用する格付機関をつくらうという声があるはずであります。そして、そういう点の誤解を避ける努力は我々はしなかりません。

また、二番目における御指摘、これもそのとおりでありまして、現時点においてもアジアからの輸入は世界第二位の日本でありますから、第一位のアメリカと比べて国民一人頭なら依然として日本は世界最大の輸入国であります。アジア経済に大きく貢献しています。

そして三番目、IMF、世銀における発言力、その行使、それはまさに、このアジア経済危機の中でIMFと各国のプログラムの間に何回か修正を加え、よりアジアに適したスキームをつくる、そうした中でも日本の発言力は行使をいたしてまいりました。これからのそういった場面、十分に活躍をしたいと考えております。

○金田勝年君 以上で終わります。(拍手)
○伊藤基隆君 私は、民主党・新緑風会の伊藤基隆でございます。

最初に、総理大臣にお伺いいたします。

一九九七年十月の経済審議会の財政・社会保障問題ワーキング・グループが示した財政、経済の長期見通しは深刻な将来像を描き出しているわけでございます。つまり、現状の財政構造を放置した場合、二〇二五年には国民負担率に財政赤字を加えた潜在的な国民負担率は対国民所得比七〇%以上となり、フローの財政赤字はGDP比一四・七%、ストックの債務残高はGDP比一五三・

四%にも達すると試算しているわけでありまして。同時に、経常収支もGDP比一四・三%の赤字となるわけですから。このような予測のもとで、昨秋、臨時国会において財政法の提案がなされ、審議、決定したわけでございます。

この予測はほぼ正しいというふうに思いますし、これに対応する措置がとられたということも私は政策的に正しいというふうに思っています。問題は、当時私も質疑の中でさまざまな問題点を挙げましたが、経済情勢分析と実施の時期判断というところにあつたのではないかとこのように思うわけでございます。

九七年秋の本委員会において財政法審議を行っていた時期というのはどういう時期であつたかというふうに思います。既に九七年の夏場以降我が国の景気は後退局面に入つて、さらに金融不安が勃発を受けて景気はさらに悪化への条件が重なつてまいりました。我が国の経済状況は戦後最悪の状況に突入しつゝあつたというのはいささか見えていた状況ではないだろうかと思うわけです。

一つには、将来的な社会保障負担の増大懸念が個人消費抑制に作用しているほか、財政支出の一律削減の方向が明らかになってきて、これによる影響が消費動向に影響を強く与えてきた。さらに、金融システムへの不安発生と貸し渋りが発生して、また今日、ずっと問題になっております不良債権問題に依然としてめどが立っていないということもありまして、個人、企業の間に先行き閉塞感が蔓延し、先ほど労働大臣からも言われましたように、マインドの落ち込みが生産減、それが収益・所得減になり、需要減になり、これがまた生産減という景気後退メカニズムに入りつゝあつた時期ではないだろうかというふうに考えます。

財政構造改革法の基本的な骨格は、平成十二年度までの集中改革期間の当初予算を一般歳出ペースで前年度を下回るようにするなど、予算編成時のデフレ財政路線が法律で定められたところにあります。しかし、その結果は、金融不安が高まる中でデフレ財政政策が個人消費や企業の投資マ

インドを冷え込ませ、それらの悪循環によつて過去最高の企業倒産や失業率に象徴されるいわば複合不況の一層の深化を招いたと言わざるを得ません。日本発の世界恐慌の危険性が国際社会から強く警告されるような事態となつてきたわけでありまして。

橋本内閣が経済の先行きを見誤つて経済政策のかじ取りを間違えた責任は極めて重大であるというふうに考えます。

そのことについて、橋本総理の認識をまずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、議員から非常に率直な分析を承りました。私はそれを一々論議をいたそうとは思いません。

そして、例えば昨年の七・九、消費税の落ち込みで私どもの予測した以上に四・六月に影響が大きかつた。それは一・三月に駆け込み需要が大きかつたその反動として我々は確かにこれを受けとめた。その上で、七月から九月の消費性向というものが回復していったという事実は事実として申し上げておきたいと存じます。

確かに、議員が今御指摘になりましたようなブロセスをたどり、年が明けましてから新たに発表されました各種の数字、これで裏打ちをされたということも私は否定をいたしません。そして同時に、議員が引用されました推計の中で、現在の仕組みがそのまま変更されずに将来に延びていった場合いかなる破局的な数字が出てくるか、これも否定をするつもりはありません。言いかえれば、その意味では財政構造改革の必要性というのは間違いなしに存在をする。そして、議員にはタイムミスを失したのではないかと御指摘をいただいたわけでありまして。それに対しては、臨機措置をとらせていただくのも当然ということをお断り申し上げてまいりました。

今回、不良債権処理を含めまして総合経済対策というものを発表し、それに基づく各種の施策についての御議論をちょうだいいたしております。個々の部分についていろいろ申し上げる点はあり

ますが、私は議員が述べられました数字、基礎的な数値、それから議員が組み立てられました御議論というのはそれなりにきちんと受けとめさせていただいた上で、例えば七月から九月の消費の数字はこういう傾向を示しておりますという事実もつけ加えていただいき、その上で、現在私どもがとろうとしている方策について積極的な御議論のいただけることを幸いに思います。

○伊藤基雄君 大蔵大臣にお尋ねいたします。

今般、総合経済対策が打ち出されました。九八年度の公共投資は、当初予算ベースで前年度対比大幅に落ち込んでおりまして、国の一般会計ベースでマイナス七・八%でございます。追加対策を踏まえてようやく若干のプラスを確保する、そういう状況ではないだろうか。

さらに加えて、所得・雇用環境の悪化がございます。雇用不安、将来の社会保障負担増大懸念等を背景に消費マインドの好転は難しい状況が引き続き続いている。家計活動の停滞が持続するということは、恐らくそうなるだろうというふうに思います。期待成長率の低下、企業業績の悪化、アジア経済の悪化等を背景に、企業マインドの大幅な改善は期待が薄く、設備投資の抑制姿勢が持続する見込みだと。

ただ、対策の効果が本格化するには少し時間がかかって、私は、一般的に言われている本年末に景気の後退にとりあえずの歯止めはかかるというふうには感じているところでございますが、民需が順調な回復傾向に転じるかどうかは依然不透明で厳しい状況が続くと見なければならぬと思います。

午前の審議からずっと続いている不良債権問題がその根本にあるわけでございます。パブルの後遺症である不良債権問題は金融システムの機能不全をもたらししているわけでありまして、これを解決しない限り我が国の経済の活性化はあり得ない。この根本的解決を講じることが最優先課題であります。今、最優先課題ですけれども、以前においても最優先課題であったというふうに私は思

うわけですね。アメリカが財政再建に取り組むに当たって、不良債権問題を集中的に処理してそれに取り組んだということも、政策の最優先をどのようを選ぶかという有効な見本であろうというふう

に思っているわけですね。私たちが党は、貸し渋りが続く我が国の金融情勢が、なおシステム不安の解消ができない中で国内資金が流出し円安基調が続いていること、アジアの経済危機が景気の先行きに悪影響を与えることを深刻に認識しております。当面の経済運営は金融不安の解消を最優先にすべきであるというふうに思っております。今、政府・自民党で不良債権の解決方途に向けた検討が開始されているようございまして、これは非常に重要な検討であらうかというふうに思います。

先ほど申し上げたとおり、不良債権は最優先の課題であります。常に我々日本の最優先課題であり続けてきたということを認識しておかなければならないわけでございます。私は、今までもあらゆる機会にいいましようか、さまざまな委員会、そのたびに不良債権問題を取り上げて御質問申し上げてきました。かなり以前からそのようにしてきたつもりでございます。

大蔵大臣のこの問題に対する認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(松永光君) まず、銀行の不良債権の処理問題でございますが、委員の御指摘のように、不良債権処理の問題に今までも取り組んできておつたつもりではありますけれども、その対応が手ぬるかつたという御指摘、これは私は否定することはできない。今までもいろいろな努力に根本的な処理ということをやつていかなきゃならぬ。こういうことで、総理のリーダーシップのもとで、不良債権処理を速やかに進める、本格的な処理を進めるという新たな協議会をスタートさせるところでありまして、その中では新たな立法措置も必要になるという想定もあります。

いずれにせよ、本格的にこの問題に速やかに取り組み、かつ実行に移していきたい、こう思つて

おるところでございます。そのことが実は日本の経済の本当の意味の活性化に大きく貢献するという期待を持っておるわけでありまして、なお、公共事業関係についてのお尋ねでございました。

委員御指摘の点はそのとおりだろうと思ひます。すなわち、平成十年度の当初予算、これが九年度に比べて七%強少なくなつておつたことは事実であります。この予算の執行については上期に八%を契約締結するというところで、いまだかつてない前倒しの執行に移つておるわけでありまして、そして、それに加えて、真に必要な社会資本に限って整備をするという施策を今回打ち出ささせていただきます。

この当初予算の前倒し執行、そして今度の社会資本整備の追加、それと特別減税の実施、それぞれが相乗効果を発揮して日本の経済がこの厳しい状況から抜け出す大きな力になるものというふう

に私どもは期待をしておるわけでありまして、では、どの程度の力になるかと。経済企画庁の方で計算をさせていただいたところでは、かたく見積もっても二%程度引き上げるといふふうに言つてくれておるわけでありまして、そういうことこの施策を総合的に進めることによって不況から脱出できるものというふうに考えているところでございます。

○伊藤基雄君 不良債権処理に係る政府・自民党の検討ということについては、午前中の質疑の中で十分総理の考えも伺わせていただきました。だけれどもそういうふうにあるべきだということを思ひながらも、いつ、どのタイミングでやるか、それと非常に政治的決断が必要でありますから、かなり厳しいと思ひます。

私も、きょうまた質問しようと思ひましたが、実態がわかりましたので後の機会に掘り下げた討議をしたいと思います。

不良債権の問題については、長い間の超低金利政策の中で不良債権を処理するに必要な資金と時間が与えられ続けてきたということを国民だれし

も知っているわけでありまして、そのことが今日、銀行の力の格差によって内部留保の格差が非常に広がって、強いところは大変な内部留保があるということもありますし、間接接却の一方的な利益を得た金融機関がふえているということも一方であるわけでございます。

無税償却する場合にはさまざまな制約があるのを、これを立法措置によって押し切るわけでございますから、かなり国内世論の統一といひましようか、どれだけ理解を求めらるか。それは日本の民間金融機関がどういふ姿勢で今後臨むかにかかるといふわけであります。ゆめゆめもう護送船団方式はないんだというふうなことだけで済むわけではございません。そのことをぜひ御認識いただきたいと思ひます。質問はまた別の機会です。

さて、財政法の機能の面から少し総理にお伺ひしたいと思ひます。橋本内閣のまさに政策の中心である六次構造改革のフロントランナーに財政法が位置づけられているわけですが、あるいはそれが機能の点で改革の障害になつていないか、かえつて財政再建を不可能にするものになつていないか、かといふ感じがいたします。

不良債権処理策とか大型恒久減税など、経済再建に不可欠な政策の実行を妨げ、結果的には景気の低迷を長引かせている可能性がある。さらには、赤字国債、建設国債の区分を残して歳出項目の一律削減を義務づけたことが、資源配分のゆがみを是正する真の構造改革の道を閉ざしているのではないかとこのように思ひます。

政府は、総合経済対策の実施に伴つて経済情勢に応じた赤字国債の発行制限を停止する弾力案項の追加、目標年次の二年延長、経費別キャップ制は基本的に維持しつつも、九八年度社会保障費は例外扱いとする等、今回修正案を提案してきています。これは財政法の再修正を近くやらなきゃならぬという事態も起こり得るのではないかというふう

思うわけでございます。

先ほどの金融不安の解消を最優先にすべきであるという立場から、財政構造改革法の一部凍結について主張するところでございますが、財新法の持つ今の機能面の問題から見ても、一時凍結して、その上で凍結期間中に経済情勢の変化を踏まえつつ財政構造改革法の現実への妥当性を判断して、赤字国債と建設国債の区分の廃止を前提に財政再建の目標や達成期限を仕切り直すなど、現行法を抜本的に見直していく必要があるのではないかと考えるところでございますが、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど御答弁を申し上げましたように、私は、内外の経済あるいは金融情勢が変化すると、それに対応して臨機応変の措置をとっていく必要があるというのとおり認めますというか、存在をするわけでありますから認めますけれども、同時に、二十一世紀に向けてきちんとさまざまな問題に対応できるように財政構造をつくり上げていく必要性というものは何ら変化はない。その意味では、私は、財政構造改革、この法律の持つ基本的な骨格というのは維持していくべきものだと考えております。

そして、本院におきましても、また衆議院におきましても、さまざまな御議論をいただきました中から、財政構造改革法の基本的な骨格である主要な経費に係る量的な削減目標の仕組み、そして財政健全化目標というものは堅持しながら、その時々々の状況に応じていわば緊急避難的に必要な措置を講じて得る仕組み、枠組みを整備するため必要最小限の改正ということにとどめて御審議をいただこうといたしました。

私は、今回の改正は、こういう考え方をとりました上で申し上げますが、それなりに適切な考え方だと思っておりますし、凍結というやり方は余り適当なやり方ではない、率直にそう思います。

また、委員からの議論の中で、建設国債と赤字国債の区分の廃止という課題にお触れになりました。これは実は今までの国会の議論の中にも何回

か登場し、私は建設国債と赤字国債の区分の廃止というのは必ずしも賛成をしないけれども、むしろ五年とか十年とか期間を区切った国債の発行、公債の発行というものを検討することはできないでしょうかというものを私の答弁にあわせて何回か問題として提起をいたしてまいりました。

私は、二つの国債の区分を廃止するという考えも立法政策上の一つの判断だと思えます。同時に、その区分は廃止しない、その上で五年なり十年なりという期間を区切った国債を発行するという考え方も一つの考え方ではないだろうか、そのようなことを御答弁申し上げてまいりました。また、今もそうした問題意識は持っておりますが、その後特に議論が深まっている状況にはございません。

○伊藤基雄君 私、当初財新法を閣議決定したときに、二〇〇五年度までのできるだけ早い時期にというのを決定されたと思えます。

二〇〇五年というのは、戦後生まれのベビーブーム世代が六十歳を迎えることになる。今後、日本の社会構造の中で最も財政問題、経済活動問題に打撃を与えてくる超高齢化のピークが二〇二五年、それが二〇〇五年から厳しく現実化してくるわけでありまして、健全化目標はこの状況に合わせて当初立てられていたんだというふうに判断をしております。さらに、これらの目標実現への現実性を考えた場合に二〇〇五年という時期なんだろうかというふうに思いましたが、総理は、強力なリーダーシップを発揮するという立場で二年前倒ししたわけでございます。

さまざまなデータに基づいた二〇〇五年の討議経過、政策形成というものがあって、その上で総理が二〇〇三年に前倒しするということが一つの政治決断でございますけれども、どのような判断で当時そういうことを行なったか。また二〇〇五年に区切るわけでございますけれども、私はその経過といえますか、当時の総理の判断の根拠についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに平成八年十二

月十九日の閣議決定「財政健全化目標について」を決定いたしました段階では、その目標というのは平成十七年度、すなわち二〇〇五年度までのできるだけ早期という形で目標設定をいたしました。

その上で、昨年三月十八日「財政構造改革五原則」の中におきましてこれを早めたい理由というものは、当時EUがユーロというものの設定を目指し、各国が大変な勢いで積極的な財政健全化努力を進められておりましたこと、そして二〇〇五年というのは一つのターニングポイントでありましたので、そのターニングポイントよりも少しも早い時期の方が望ましいという思いがありまして、「平成十七年度までのできるだけ早期」という言葉を受けた二つのめどとして平成十五年、二〇〇三年度というものを考えたわけでござい

ます。そうした中におきまして、今回目標年次を二年延長する決断を再びしなければなりません。今回、特例公債発行枠の弾力化をお願いする、緊急避難的な措置をこの財新法の中に認めていただく、そして総合経済対策をもって景気を回復する努力をしなければならぬ、そういうことを考えますと、この終点をそのままにしておきました場合には、仮に予定どおりに物事が進みましたが段階でも非常に急激に縮減幅が拡大する可能性が出てまいります。

しかし、できるだけならぬかなカーブで国債依存度あるいは赤字公債というものをゼロにしようとするれば、余り急激な、どすんと落ちるような財政というのはいささか危うい。そうすれば、なだらかな形で整合性のとれた安定的な財政運営の姿を示すことの方が望ましい、そのような考え方から二年延長を考へました。パブル経済の後遺症というもののから抜け切れずに変動が続いている日本の経済、そして内外の信頼を確保する上でもなだらかな下がり方というものが一番望ましいというものであります。

当初二〇〇五年を考へました時点で何を考へて

いたのか。これは、今御指摘のありましたように、戦後生まれのベビーブーム世代が六十歳という一つの節目を迎える年であるということばかりではなく、平成七年十月のG10レポートと言われますレポートの中において、このころには高齢化の進展に伴いまして我が国において貯蓄率が顕著に低下し始めるという予測がなされておりましたことから、そのターニングポイントを超えて後まで時間を延ばしていくことは非常に問題がある。やはり、ピークのこの年度を境界として処理を終わらなければならぬ、そのような思いから二〇〇五年という設定をいたしました。

○伊藤基雄君 政府が六つの改革を進めるときに、これからは大競争時代の到来、少子・高齢化社会の進展ということに触れて、フロンティアとして財政構造改革を進めるという判断をしたわけですね。

私は、経済企画庁長官にお伺いしたいと思うんですが、経済分析、またはその分析にかかわる政府のトップにおける議論というのはどういう状況で行われたのか。私は、財政改革の必要性は認識しておりますし、財政がこのままのシステムでいけば厳しい状況、想像を超えるものになるということについても、それはさまざまな資料等からうかがい知ることができます。しかし、時期判断ということと政策の決断ということとは合っていないかならないというふうに思うわけでございまして、経済分析をどのように行われたのかということが大きな疑問としてずっと残ってまいりました。

この財政構造改革の実行段階に入るときにアジアの危機は既に始まっていたわけでございまして。タイが一九九七年七月に事実上の通貨切り下げに踏み切ると、フィリピン、インドネシア、マレーシアなど周辺東南アジア諸国連合に投機的な通貨売り伝染が起きて、十月中旬には香港経由で韓国にまで飛び火したわけでございまして。

ASEAN諸国を中心とする東南アジアにおいて、それぞれの国において国際収支が悪化する中

で、国際金融市場から短期資金投入をめぐって、一部の国際金融機関の中からそれぞれの国に対してその当時とっていた対米ドル固定レート制そのものが崩壊するのではないかと予測が生まれてまいりました。その危機をいち早く察知した優良国際金融機関の中から、それまで貸し込んだ短期資金をそれぞれの国から一斉に回収しようという動きが一九九七年に入るとともに本格化してまいりまして、それが全面的な経済危機の引き金となったわけでございます。既に起こっていたわけでございます。財政構造改革法を審議しているときはそういう時期だったわけでございます。加えて、日本の金融機関の一連の破綻が同時進行しました。政府に経済分析の判断ミスがあったのではないかとこのように私は思うわけでございます。

経済企画庁長官から、お考えをお聞かせいたしたいと思います。

○国務大臣(尾身幸次君) アジアの危機の問題でございますが、確かに七月ごろから、タイ、韓国、それからインドネシアというふうに、三つの主な国を言いますとそういう順序になったかというふうに考えている次第でございます。

日本の経済の方は、消費税引き上げに伴います駆け込み需要が三月までございまして、四月から六月はその反動減、そして七月―九月期には、その反動減からやや立ち直りが見られて、順調な回復軌道に乗るかなというふうに判断をしております。私が就任をした九月十一日でございますが、それ以後は大体そういう感じでしたところでございますが、その時点におきましてはまだ輸出もかなり順調な伸びをしておりました。それが十一月ぐらいに、先ほども申し上げましたけれども、三洋証券が十一月三日、北海道拓殖銀行が十一月十七日、山一証券が十一月二十四日に破綻というようにございまして、さらにアジアの危機もますます深刻化するという状況のもとで、消費者や企業の経済の先行きに対する信頼感というものが急速に冷え込んでまいりました。

そういう状況でございまして、それに対応して金融システム安定化法案等を出して、金融システムのいわゆるパニック的な状態は防いだというふうに考えておりますが、そういう信頼感の低下というものが生産、雇用、つまり実体経済の状況に反映してきたのが、ことしに入ってから二月、三月ごろが一番深刻な状況であるというふうに考えております。

全体として、現在ただいまは消費者心理の方はやや回復したかなと。例えば消費性向で見ましても七・七％と、去年の九月の七・九％に近い水準にまで三月は戻っているわけでございますけれども、もうちょっと四月、五月の様子を見なければならぬと考えております。

しかし、いずれにいたしましても、近時における雇用、生産等の経済の実態には非常に厳しいものがございまして、そういう点を踏まえて総合経済対策を出し、この対策によって経済を順調な回復軌道に乗せていきたいと考えている次第でございます。

○伊藤基雄君 重ねて経企庁長官にお伺いするんですが、当時、財手法を審議しているときに、私は経企庁長官に、景気の状態、先行きについて聞きました。そのとき長官は、景気の状態は緩やかな回復基調にあるものの足踏み状態にあるというふうに答えました。その答えた後に重要なことを経企庁長官は言っているわけでございます。

すなわち、業種別に格差がある。卸、小売業についてはまだなかなか順調な回復基調にあるとは言えない。さらに不動産、建設など、バブル期の後遺症を引きずっている業種が厳しい。これは金融機関の状況が反映しているんだと。さらに金融機関は不良債権が、帳簿のつけかえでは進んでいないが、担保不動産の処理、処分が終わっていない、これが景気の上昇に対する大きなしこり、障害になっている。

すなわち、一般的にはと言いつながら、回復基調にあるというふうに言ったけれども、その後、経済の状況について述べた答弁は、景気が極めて厳

しい状況にあつて、そこからの脱出は極めて難しいのだというふうに分析していたわけでありました。

私は、当時ゼネコン問題がいろいろ報道されておりまして、建設大臣に状況を伺いしたところ、大変厳しい認識をそのとき建設大臣が申されました。経企庁長官は、いいところも悪いところもあつて、総じて回復基調というふうに言ったわけでございますが、私は、ガムの穴と同じで、一カ所決壊すれば全体が崩落するというのが景気ではないかというふうに申し上げたわけでございまして、けれども、実は経企庁長官はみずから答弁の中でそのようにおっしゃっていたわけでございまして、極めて厳しい状況下にあつて、今後の回復は極めて難しいんだと。その認識で私はその後は推移したと思うんです。今日なおその状況にあると。

ということとは、財政構造改革を進める時期判断について、的確な情勢分析と、そのことを内閣に伝達しているんじゃないか、経済企画庁長官または経済企画庁が、ということをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(尾身幸次君) 今の答弁、いつの時点からよつとお聞きしなかったのございまして、昨年の秋に、三つの大きな問題が経済にある、一つはいわゆる産業の空洞化でありますし、もう一つは従来からの経済システムの制度疲労という問題があるというふうに申し上げました。それと並びまして、不良債権の処理の問題がまだ済んでいないで、それが経済回復の大きなしこりになっていく。先ほども大蔵大臣から答弁がございまして、いわゆる引当金を積んで帳簿上はある程度の整理ができていても、実態的にはその不良債権が残っていることが大きな障害であるということをお申し上げました。

昨年の暮れに十年度予算、税制を決める際に、地価税の凍結、それから土地譲渡課税の抜本的な引き下げを行ひまして、それによって土

地、不動産の流通、有効利用が促進される、さらに各種の土地有効利用についての規制緩和等を行つたところをございまして、四月になる前に法律が通つて、一月にさかのぼって土地譲渡課税の抜本的な軽減が実現されているわけでござい

ます。そういうわけで、取引等についての活発化の基盤は整つていきたいと思いますけれども、しかしなお、不良債権の処理の問題が現在ただいまでも経済の回復の大きな足かせになっている実態があるわけでございまして、そういう状況の中で、今度の総合経済対策の大きな柱の一つとして、先ほど来お話にありますようなトータルプランを抜本的に推進していくという対策をとつてこの処理を進めているところでございます。

○伊藤基雄君 私は、今回の財手法審議に当たつて、政府の六大改革、六つの改革について詳細に読んでみました。

その中で、総理は財政構造改革会議に対して財政構造改革五原則をお示しになりました。その五原則に基づいて実行に入つてきたわけでございしますが、経済状況の分析の判断ミスというのはどうして私は指摘せざるを得ない。そういう状況下で、六大改革のフロントランナーとしての財政構造改革を推進するという政治決断をしてきたとすれば、それは状況分析の誤りのもとに判断をしたと言わざるを得ません。

しかし、今回そのことを少し内部を変えていく、質的に少し変化させるといふ部分修正を行つてきたわけでございまして、これは言つてみれば理念の変更ということに伴っているわけでござい

ます。基本的には変えないといふながら、機能的にさらに再修正せざるを得ないという状況もあるといふことからすれば、かなり厳しいといふか、難しい局面がまた訪れるだろうということも指摘せざるを得ないわけでござい

ます。

総理は、六つの改革の中のフロントランナーとしての本財手法を要するということとは、政治方針の明確な転換というふうに認めざるを得ないんで

はないか。基本的には財政構造改革は継続すると言いつても、方針転換したということを示すにすることによってこそ自分の政治方向が確立していくのではないかとこの私は思います。今日まで、総合経済対策とか今回の法改正また補正予算、さまざまな提起を行いまして、間接的な表現で方針転換しているというのを主張なさっておるわけですが、私は、私は、国民に対して、この際、政府として財政構造改革を含め六つの改革についての方針転換をするんだ、したんだということを明確化する必要があると思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、せっかくの議員のお言葉ですけれども、私は六つの改革を全部の方針を変えてまいりたい、教育改革も進めてまいりたい、経済構造、社会保障構造、それぞれに皆大事なテーマでありまして、その改革を全部やめてしまふというようなことも申し上げるつもりはございません。

先ほど来申し上げておりますように、私は今回、財政構造改革法につきましても、特例公債の発行枠の弾力化などの修正を加えることを国会にお許し願いたいと今お願いを申し上げております。また、この現在の厳しい経済情勢の中で、そうしたお許しをいただけるであろうことを期待しながら総合経済対策を講じていこう。この中には確かに、先ほど来御議論をいただいておりますように、不良債権をバランスシートから消してしまふということまで思ひ詰めた上での対応策を盛り込んでおりますし、そうしたことを可能にするような補正予算も御審議を願いたいと既に国会にお願いを申し上げております。

しかし同時に、この財政構造改革法の改正は、先ほど来申し上げておりますように、その時々々の状況に応じて緊急避難的な対応ができるようにさせていたいただきたいということでありまして、その基本的な骨格を変えておるわけではございません。

従来から、議員も先ほどお認めをいただきましたように、財政構造改革の必要性というものはいささかも減じるものではない、この必要性は十分に理解しておると議員もおっしゃっていただきました。私もまた内外の状況に応じて臨機措置をとるということの必要性をも申し上げてまいりました。

その意味では、基本的に、私はお互いにお互いの立場を認め合った上で、議員は財政構造改革法の先ほど凍結を主張されましたし、私はその凍結というのには賛成できないということも申し上げてまいりましたが、お互いが目指しているものというの、より健全な財政状態の中で発展し得る国家をつくっていくための道筋であり、私は、今回の財政構造改革の骨格を維持する、その上での緊急避難的な対応をお許し願いたいということ、他の行政改革等も含めてすべての改革を更なる意思であるという御意見には残念ながら従ひかねます。

○伊藤基雄君 当然そのように答えるだろうというふうに思いましたが、私は、経済状況の分析について果たして正確に、正確にしていたんでしょ、うが、それに対する厳しい認識、厳しい決断、政治的決断というところにつながらないという感じがあつたのではないかとこのように思っているわけでございます。

特に、この財政構造改革について総理みずからが、歳出の改革と削減は痛みを伴うものだ、しかし活力ある二十一世紀のためには、痛みを忍んで改革の歩みを緩めたりあるいは先延ばしするといった考え方に立つのではない、強い決意を持って改革に取り組む必要があると。私は、これは臨機応変というものの入る余地のない不退転の決意というふうな思ひます。不退転の決意をされた。不退転の決意を変えたわけでは、政策、方針を変えたんだということについて明確にすべきだ、そうでないという理解がされない。

それはなぜかといひますと、国民と政府の信頼

関係によって痛みをこらえるかどうかということになるわけですから、経済分析の問題と実施時期の政治決断の時間的ずれと、タイミングが合っていないから修正するんだ、改めてまたやるんだということについて、少なくとも総理は国民に言うべきではないか。部分修正を続けていくと抜き差しならないことがまた起こるんじゃないかというふうな思ひで再修正が得るのではないかと、きつぱりとそのように方向性を改めて提示する、そういう必要があるというふうに思ひます。再度、総理の御認識をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今回の改正案をまとめます段階におきましても、弾力条項のみを挿入することで最終期限はそのままにしておいた方がいい、あるいは社会保障のキャップもそのままの方がいい、いろいろの御意見をいただきました。

その上で、私は弾力条項というものは、これはまさに緊急対応に必要な手段、そして平成十一年度という年度を考えた場合に、国民に新たな負担をお願いしない、十二年度につないでいく上で、社会保障におけるキャップは単年度ではあつても外した方がいい、しかしキャップ制という仕組みは変えない。その上で、先ほど御指摘がありましたように、なだらかにまとめて上げていくためには二年間の延長、しかしベビーブーマー世代が満六十歳になり我が国の貯蓄が減少し始めると既に予告をされておりますような状況の中で、それ以上繰り延べることはいいけない。私なりの判断でこのような結論をまとめました。

私としては、こうした一つの自分の判断をいたしたということでありまして、議員に御同意がいただけない、それは議員のお考えでありますけれども、私なりに考えてまとめたものであることは御理解を賜りたいと思ひます。

○伊藤基雄君 ただいまの答弁はしっかりと伺ひいたしました。

さて、この間、日本の経済政策、景気対策に對

するアメリカのさまざまな方々からの発言が相次いで出されてきました。私は、新聞で見るとその状況についてわからないわけではございますが、一番最初のきつかけというのは、ことしの二月十日にアメリカの大統領経済報告の中で、日本経済について回復は足踏み状態という表現を使って景気対策に不満を表明したというふうな報せられて以来、大体このパターンで続けられてきたわけでありました。

日本国内で内政干渉ではないか、介入ではないかという懸念または批判が出て、これに対して在日アメリカ大使館は、あくまで世界経済の安定のための日本の役割について考え方を表明しているんだというふうな見解を表明したようでございますけれども、ずつとそのデータといひます資料をとってきまして、数多くの関係者からの発言が出されて、ある意味では大変不愉快でございます。

ワシントンのG7にかかわるアメリカの発言を何うと、自分の国、アメリカの経済を守るための本音が出ているのではないかとこのように感じるところでございます。アメリカ経済と日本経済、アメリカ経済と世界経済の関係を考えてもなおこれは行き過ぎではないかとこのように感じます。

ルービン財務長官が四月十五日に述べた、日本の内需主導による景気回復がアジアと世界経済にとって極めて重要であるとの認識は共有されている。これは国際金融市場で昨年末日本の景気低迷に伴う円安がアジア通貨の一層の売りにつながる展開となった事実を受けての発言だと。アジア危機の長期化と他地域への拡散を防ぐ防波堤は日本の景気回復である。グリーンズパン・アメリカ連邦準備制度理事会の議長が、株高、それから資産効果による消費増、景気拡大、財政収支好転、金利低下、株高というアメリカの経済の好循環を説明しながら、日本を主因にこの循環が切れたとこの怖さを指摘するといふふうな述べられてい

る。アメリカの経済の実態についてアメリカ人はよ

く知っているんだと思いますが、我々も知っているわけでございます。これら一連のアメリカの発言に対して、日本の総理大臣として総理は、どういう認識でこのアメリカの一連の発言、日本に対するプレッシャー、あるいは介入とは言い過ぎかもしれませんが、そういう発言の数々についてどのような認識を持たれたか、ぜひお伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、私は報道を通じての発言に報道で返すということは避けるという方針をとり続けました。言葉だけがひとり歩きをし、お互いの発言のうちの一部分だけが強調され、事実でないやりとりで議論がエスカレーターをすることは避けたい、私は率直にそう考えておりました。

その上で、例えばG7の場合あるいはそのほか国際会議の場、さらに大使館あるいは政府の関係者等がアメリカに参りました時点で日本側の考え方というものを正確に伝えるという方針をとってまいりました。私は、大変いろんな話が報じられておりましたことをもちろん記憶いたしておりますし、同時にそれは日本経済に対する強い関心のあらわれだということは理解をしております。

先ほど一つの、どなたかの御答弁で申し上げましたけれども、例えば日本がもっと市場を開くべきである、そしてそれによってアジアの商品を買うべきだといったことに対しては、現実には日本の市場は開かれており、金額的に見ても日本は世界第二位のアジアからの輸入の多いところであるが、国民一人頭に見れば、今日たいたいまでもアメリカよりも日本の方がはるかにアジアよりたくさんものを輸入している、十分に開かれた市場であるといったことはきちんと伝達をしまいたつております。

そして、本年になりましてからアメリカの首脳と直接に、私がクリントン大統領とお目にかかりましたのは先日のパーミンガムにおける二国会談であります、その間往來されたアメリカ側の要

人に対し日本側として申すべきことはきちんと申してきたと考えております。

○伊藤基雄君 報道に対して報道で返さないというのは国際関係において非常に重要なことだというふうにも私も思いますが、ワシントンで流されるということについてもある程度のプレッシャーをかける必要もあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

さて、アメリカ経済について政府はどう考えておられるかということについて、経企庁長官にお伺いします。

今、アメリカの中でニューヨーク株式市場の活況に疑問符がつけられ始めている、すなわち上がり過ぎていると。景気拡大、税収増、財政赤字大幅減、一方で経常赤字が膨らんでいる、これはファンダメンタルズに不安感があるんじゃないか、このことに市場が着目すれば、株高を支えてきたドル高の構造が崩壊しかねない。また、不動産の高騰などでバブルの危険があるという見方もされております。

一方で、高成長、低インフレ、低失業率で株価は上昇の一途だ。これがブラックマンデー以来、ダウ平均はほぼ一本調子で上がってきた。年内に一万ドルを超えるのではないかと。アメリカ経済はニューエコノミーの時代を迎えた、かつてのような景気循環はなくなつて右肩上がりの上昇が続いているんだというふうな強気な発言、強気の見方もあるようでございます。

経済企画庁長官はアメリカ経済をどのように見ておられるか。日本で懸念されるデフレスパイラルみたいなことは起こらないのではないかと。見方もありますけれども、アメリカ経済の動向はかんによつてはこれが日本経済を直撃してくる。日本経済を直撃するということ、これは世界経済を直撃するということになるわけでございます。十分な認識といたしまして、分析は行われているというふうにも思いますが、そのことについて政府の見解、経済企画庁はどのように見ているかに

ついてお伺いしたいというふうに思います。

○国務大臣(尾身幸次君) アメリカ経済の状況でございますが、個人消費を中心とした内需に引っぱられる形で九一年ごろから景気拡大が続いておりまして、現在八年目というふうに言われているわけでございます。

このアメリカ経済の好調の原因は、情報通信分野を初めといたします技術革新や、抜本的な規制緩和の推進によりましてベンチャーなどが大いに発展をし、そしてその結果として雇用増があり、経済が活性化したというふうな理解をしております。

最近、インフレ懸念というふうなことも一部で言われておりますが、九八年、ことしの成長率は政府ペースで二・七％、IMFなどの国際機関でも二・九％とか、あるいはOECDも二・七％というふうな見込みを立てておりまして、全体としてアメリカ経済は順調な発展を持続している、そのように考えている次第でございます。

株の水準も非常に高いところでございまして、つい先日成長率が一・三月で四・二％というふうなこと、失業率も四・三％と非常に低い水準になっておりまして、アメリカ経済のファンダメンタルズは相当いい状態が続いていると考えております。

私はこれに関しましていつも申し上げておりますが、アメリカにおきましてベンチャーの雇用吸収というのがここ十年間で千六百万人ございまして、規制緩和とか技術開発を反映したものでございまして、日本は同じような期間に十分の一の百六十万人でございまして、人口は向こうが二倍でございまして、それを考えますと、アメリカにおきましてベンチャーの拡大によりまして雇用拡大は日本の五倍であるというふうになっております。今度の経済対策におきまして、そういうアメリカを見習うと申すのはおかしいのでありますけれども、日本におきまして規制緩和を中心とするいろいろな諸対策をとりまして、ベンチャーによって雇用吸収をかなり図る、そういう攻めの政

策も行って日本経済を順調な回復軌道に乗せていきたいと考えている次第でございます。

○伊藤基雄君 私は、アメリカ経済に対する経企庁長官の見方というか経済企画庁の見方は大変樂觀的過ぎるんじゃないかというふうに思います。成長率についても潜在成長率に近いものが現在の状況でありまして、これが下半期には年率で一％になるという見方がアメリカ国内にあるわけ

でございますから、国益のためにももう少し厳しい見方というか分析、厳しいだけではない正確な見通しを立てていただきたいというふうに思うわけ

です。

さて、アジアの危機の出発点はアジア通貨が割高になったことから始まって、アジア通貨は基本的にドル連動でありまして、九五年までは安かったわけですが、円安によつて、すなわちアジア通貨はドル連動でございまして高くなった。国内インフレの進行や九四年初めの中国人民元の切り下げ、それと今申し上げた九五年半ばからの円安局面で実質実効ベースで通貨が割高になってしまつて、これが国際価格競争力の低下、輸出鈍化、バブル破裂、投機筋にねらわれるすきをつ

くつたわけでございます。金融システムの不安のもとで外資の流出と通貨価値の下落が続いて実体経済が急速に冷え込んでいったのがアジアの経済危機でございます。

八五年、当時アメリカとの関係で同じような状況が生まれたときに、当時のペーカ財務長官はプラザ合意を成立させて人為的にドルの切り下げを行いました。アメリカは今回のアジアの危機を予測してどのように対応してきたのだろうか。今回、市場主導の通貨切り下げを行ったと言われているが、市場にゆだねれば急激な展開となつて、アジア、ASEAN各国はこれに対応するすべもなく一気に危機的状況となつたというふうに

思います。

そこで、総理にお伺いしたいわけですが、ならばアジア通貨危機の初段階で日本としてアメリカに対しては何らかの、あるいは共同の政策調整、

例えば人為的に通貨対策を提案することはできなかったのか、このことについてお伺いしたいと思います。

時間が切迫しているので、はしょって二問一週に行いますが、アジア地域の通貨安定、今後のことを考えたときに、国際的なアジア地域としての調整システムが必要なのではないか。為替安定化のためのリスク管理システムや、そのシステムを支える域内協力の枠組みを設けることが必要なのではないかというふうな考えております。

お考えだと思えますけれども、情報収集・分析、相互監視協議などを常時可能にするアジア地域でのそのような機関が必要と考えますが、アメリカとの関係、アジアでのそういうシステムの確立等について総理はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず、アジアにおける国際的なシステムという方にお答えを申し上げます。たいと思うのでありますけれども、この点は確かに非常に大事な御指摘でありまして、アジアの通貨が不安定になりました瞬間からこの問題は議論をされました。そしてそれが、IMFを中心として各国が協力支援をする仕組みとして、また域内のサバイランスを強化するといったことを中心としてまとめ上げられましたマニラ・フレイムワークであります。

私は、このマニラ・フレイムワークというのは、アメリカのこの地域への関与というものと同時に、アジアが対等な協力関係を持つてつくれたスキームとして今後も非常に大事なスキームだと考えておりまして、こうした枠組みの中で今後とも協力しながら安定のために努力をしたいと思っております。

ただ、例えば日本単独でもいい、あるいはアメリカと一緒にでも介入を考えてみてはどうだったのかと言われましたけれども、これは実は非常に各国の弾力性を欠きました。為替制度とか、あるいは短期資本流入に過度に依存している、あるいは脆弱な金融セクターといった問題がある中で起き

た事件であります。そういう場合、その問題が解決をしないままに市場介入だけで対応しようとしてもその効果は極めて限定的だと思われま

現に、昨年十一月、シンガポールと協調してインドネシア・ルピア買入介入を行ったことがございますけれども、その効果というものは極めて短いものであります。それは、インドネシアがIMFとの合意を守っていないのではないかとという懸念が流れた瞬間についていたわけでありま

言いかえますなら我々としてはこのマニラ・フレイムワークを行使していきたいわけでありまけれども、こうした考え方のもとで行われる構造改革努力というものを、それを土台にして支援をしていく、そういった形が必要ではないだろうか。短期の介入において急激な市場変動に対応するには限界があるのではないかと。これは実際にやってみたその上での感じでありま

○伊藤基隆君 最後に、その他の項で総理に質問いたします。

月刊誌「諸君」六月号に、中国長春市のベチューン医科大学附属病院に対する無償援助にかかわって、橋本総理に関する記事が掲載されました。この記事を総理は読んでいますか。

ベチューン医科大学附属病院への無償援助計画は、日中間の政府レベルで持ち上がった以降、一貫して特定の女性が折衝の場にいたとのことでございますが、総理は国会答弁の中で、その人は通訳であると言っておりますけれども、そのとおりでございますか。「諸君」六月号の記事によりまして、朱というその人は、中国衛生部外事処対外聯絡処・日本部に所属して、日中間で合意された病院建設の無償援助プロジェクトを進める責任者であったというふうにあります。このことを総理は承知していただいでしょうか。

私は、総理が通訳と認識していた人が日中政府間合意のプロジェクトの中国側の実質上の責任者であったとすれば、当時の総理の行動は不注意以上のもので言わざるを得ませんが、これは、総理

自身のみでなく、総理を支えていたスタッフの対応にも問題があると言わざるを得ません。この点について、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思

○国務大臣(橋本龍太郎君) これは、私の名譽にもかかわることでありまので、委員の御質疑の時間が終了しておりますことは時計を見ますればわかりますが、しかし、多少お許しをいただきたいと思

中国との医療協力の問題は、私が厚生大臣に就任をいたしました昭和五十三年の暮れの時点において既に一部の論議が始まっております。そして当時、私自身が厚生大臣として阿波丸の遺骨の引き取りに参りました昭和五十四年の夏、当時は円借款として話をいたしましたもので、その後、大平総理の訪中の際に無償援助に変わりましたのが現在の日中友好病院であります。

そして、この日中友好病院の建設に円借款を与えるかどうかの判断をいたします際、本院議員武見敬三議員のお父君、故武見太郎先生に私は厚生大臣としてお願いを、武見先生ももちろん中国側からの招待を受けておられたので、日本医学会のメンバーを率いて、当時の中国の医学の水準、医療の水準というものを調べ上げていただきまして、そのときの調査報告は極めてすぐれたものであります。全体のレベルを評価した上で、日中友好病院の将来に対してもさまざまな提言をいただいております。

議員から御指摘いただきましたお話は、この日中友好病院が、多分、工事を開始したところでありまして五十六年のどの時点から出たかという記憶をいたします。すなわち、病院の建物だけができました。日中友好病院自体は、中国の伝統医学と日本から移しかえようとする西洋医学との組み合わせの中で一つのきちんとした姿を模索するという考えを我々は持っておりますから、中国側にこれを受けて支える仕組みが欲しいという考え方は当時から関係者の中にあつたところでありま

同時に、中国の文化大革命以降の影響が

まだ色濃く残っておった時期であります。そうした中で、本当にちよつと医学が進めば助けられる人は、あるいは乳幼児の死亡率が、少しでもこれは治したいというのは、当時関係する者皆の夢でありました。そして、日本語で医学教育を行っているところからベチューン医科大学の名前は出てまいりました。今申し上げたように、たしか五十六年のいつごろからかであったと思

思っております。そして、私は、それは大事な仕事だと思っております。ところが、当時から、こういうプロジェクトを進めることが大事だということはおちこちに対して一生懸命に説明をして歩きました。そして、その話が最初に出来てから何年か後に、政府間の話となり実現に向けて動き出しましたけれども、その途中の何年でありましたか忘れま

れましたが、どの時点からその方は通訳として参加をされました。その方がどのような肩書を持っておられたかは私は存じません。しかし、会議の席において日中両側の会話をそれぞれの言葉に訳す、まさに私は通訳としてこの方を見ておりました。そして当時は、私が中国に行きましたからといって日本大使館からわざわざ通訳を貸してくるほど私は外務省に信用がなかったんでしょ

う、両者の会話の中で仲介するのはその方でありました。ですから、そういう意味で存じ上げております。

その上で、私はベチューン医科大学のプロジェクトを日本がバックアップするように努力をしたことを政治家として全く良心に恥じておりま

○伊藤基隆君 終わります。(拍手)

○荒木清寛君 公明の荒木清寛でございます。

私も公明の愛知、岐阜、三重の三県青年局は青年層を対象として怒りの声のアンケート調査を実施いたしました。二十代、三十代の青年十万人に働きかけをいたしました。それを集約しまして千六百人の分を標本として分析したんです。そうしましたら、一番多かったのがやはり政治への怒り、無関心ではなくて政治不信であると私は

分析をしたわけですから。その中に首相に言いたいという厳しい意見もたくさんありましたので、そのうちの一部を紹介いたします。

橋本さん早くやめろ、会社が仕事でなくてつぶれてしまったやないか、男性二十四歳。橋本首相は責任逃ればかりしている、大会社が倒産する世の中で自分の会社も心配だ、景気を本当によくしようとしているのか、男性二十三歳。橋本首相には本当に危機感があるのか、本当に国民のことを考えているのか、男性三十三歳。橋本内閣になつてから日本全体が暗過ぎる、早くやめて、女性三十一歳等々でございまして、私はこういう青年の憤りの声というのを総理には謙虚に受けとめていただきたい、そう思います。

そして、この現在の景気の悪化によりまして最も深刻な影響がありますのが雇用と失業でございいます。先ほどからもお話があります。本年三月には史上最悪の失業率三・九%、完全失業者数は二百七十七万人、また学校を卒業して職がなくて失業している学卒未就職者は昨年三月に比べて七万人増の二十六万人と、これも過去最高でございいます。

この背景を考えると、若干景気回復の基調が見えてきた昨年に財政構造改革という旗を掲げまして、消費税を五%引き上げ、医療費の自己負担分を倍増する等々、九兆円に及ぶ国民負担を強行した、また財政構造改革法を成立させたという橋本内閣の政策判断の間違いである、私はそのように思います。

総理は子供や孫の世代にツケを残さないと云われてこうした政策を遂行してこられたわけでありますが、その結果、現に今生活している国民の皆さんが仕事を失い、職につけないという事態になつてしまつたわけでありまして、まさにこれは本末転倒であります。総理はこういう大きな責任をどうおとりになるつもりですか、まずお答えください。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 御党として国民の声を集められ、それを抽出し、その中から要約して

御紹介いただきました御意見は真剣に聞かせていただきました。その上で、景気という一点に絞って、今それをまた雇用という問題に集約して御意見を組み立てられました。

一点、私、これは別に揚げ足をとるんじゃないありません。消費税を五%引き上げたと言われましたけれども、消費税は二%引き上げたのでありまして、税率が五%になった。これはテレビを見ていらっしゃる方に誤解されては困りますので、その点だけはきちんと申し上げたいと思うのであります。

その上で、今、議員から……(発言する者あり)今真剣にお答えしようとしているのです。質問者に対してお答えをしますのでお聞きをいただきたいと存じます。

先ほど申し上げましたように、私自身、特に若い方々の失業率の高まりというのが本気で気になつております。高年齢の方々に對してやまと職をなかなか与えない、そういう癖が前からこの国にはありまして、これ自体が問題でありましたけれども、失業者数に對し有効求人倍率が若年において一・〇を下回つたということは、今まではまだ多少自分が好きでない職を選べばチャンスがあるということであつた雇用情勢が、本当にそれでは済まなくなつた。その意味での深刻さは極めて大きなものにとつております。そして、今回の総合経済対策の中にも雇用についてのプログラムを持つておけることは議員も御承知のとおりであります。

その上で、私どもは今、この財政構造改革法につきましても、特例公債発行枠の弾力化等の修正を加え、御審議をいただくとしていたわけでありますが、私どもとしては、こうした事態を回復するために全力を挙げて努力をしてみたい、その中で自分の責任は果たしていきたいと考えております。

○荒木清寛君 総理が雇用問題に真剣に取り組んでおられるということは私も理解をしました。しかし、私がお聞きをしたいのは、こうなつた

ことについての政策判断の誤りの責任をお認めになるんですかということなんです。

先ほど来経企庁長官は、昨年の秋から景気は厳しい状況になったということがございました。つまり、山一証券、三洋証券、北海道拓殖銀行、十一月に三つの金融機関の破綻が相次いだ。また、そのころにはアジアの通貨危機、経済危機がますます深刻になつてきまして、経済の先行きに対する信頼感が低下したのが十一月である。そういう答弁でございました。

日本経済がそういう重大な局面にあるときになぜこの財政法を成立をさせたんですかということをお聞きしたいんです。その結果において、超緊縮予算を組まなければいけない、ますます景気に水をかけてしまふんではないか。

つまり、総理は当時、将来の財政再建に真剣であつたということは私もわかりますが、それにこだわる余り、目先の経済や景気の動向について配りが足らなかつたのではないですか。そういう政策判断の誤りというのをお認めになるんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今現実の経済情勢の中から御議論をいただければ、私はその御批判は甘受しなければならぬと思います。

経済企画庁長官も先ほどいろいろ述べておりましたように、本年に入りましてから発表されました十一・十二のQ.E.あるいは二月の失業率、日銀短観、こうした新たな経済指標によつて議員が今述べられたようなことが裏づけられたわけでありますが、私どもとしてその間、確かに財政構造改革の必要性というものを真剣に考えておりました。同時に、それは財政構造改革だけにこだわつていたつもりはございませんけれども、今から御批判を受ければ、その御批判は甘受しなければならぬ部分を多く持つていなくてはならぬということ、私は、私もそのとおりを受けとめます。

○荒木清寛君 今、甘受しなければならぬという、そういうお答えでした。十一月二十八日に財政法が成立しまして、総理はそのわずか十九日後

の十二月十七日に、九年度補正予算で二兆円の所得税、住民税の特別減税を行うという記者会見をされました。つまり、ある意味では一貫性のないことをやっていらつしやるわけです。財政法の成立によつて、今後赤字国債は減らしていきまふという宣言をして、わずか半月後にその赤字国債を使つての減税をやります。つまり、その時点においてもう既に総理がちよつとこれは政策判断に誤りがあつた、そう気づかれたから私は十二月十七日にあえてそういう御決断をされたんだと思います。

先ほど、甘受されますと言われましたのでそうお聞きしておきますけれども、そうであればなぜ、私に言わせたら、その時点で総理はみづから判断の誤りに気づいていらつしやつたんですからななぞもつと適切な対応がとれなかつたんです。要するに、今財政法の改正案を提出されていいます。私はこの改正案は不十分だと思つては、ななぞこの十二月の時点でいいますか、本年度の予算が成立する前にこういう思い切つた改正に踏み切れなかつたんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今どう申し上げたらいひのか、とつさに困りながら立ちましたが、ちよつと十一月、A.P.E.C.の非公式首脳会合が行われる直前、山一の破綻が表面化をいたしました。そして、A.S.E.A.N.の何十周年でありましたか、ちよつと今とつさに思い出せないんですが、何十周年かを記念し、A.S.E.A.N.のリーダーと中国、韓国、日本、それぞれの代表者の会合がございました。そうした中で私なりに判断をいたしましたのが特別減税の復活であり、またその特別減税の復活を含め昨年度補正予算の作成でありました。そして本年、通常より国会の召集を早めていただき、衆参両院に御協力をいただき、まずこれらの法案から審議にお入りいただき成立をさせていただきます。

○荒木清寛君 もう少し詳細にお尋ねをいたします。

十二月十七日に特別減税の復活を決意されました。私は、これは総理の心境としては財政再建一本やりではだめだ、景気対策も重視しなければいけないというお考えだったと思います。しかし、一方で財政構造改革法はそのままにしまして、公共工事は七割カットする、福祉は圧縮をするという予算編成をして提案されたわけです。

つまり、一方でそういう特別減税というアクセルをちょっと踏んだと思ったら、今度はまた十年予算におきましては急ブレーキを踏む、そういううちはぐんぐん対応をされたわけでありまして、そういうことをすればもうこの特別減税の効果も相殺されてしまつて景気を一層冷え込ませてしまふんではないか、そういう御懸念は持たなかったんですかという事なんです。だから、その時点でもっと思い切った、今回のようにとは言いませんけれども、今回でも不十分だと思いますが、そういう決断がなぜできなかったのか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) なぜできなかったのか。まさに特別減税を決定し、補正予算の御審議を願ひ、そして平成十年度予算、それなりに工夫をし、その当時として最善を尽くした予算として編成をし、政策減税等を加えてまさに国会の御審議をお願いしたわけでありました。

○荒木清寛君 私は、平成十年度予算が成立する前に総理がもっと思い切った措置をとっておられたら今回のように景気の悪化という傷口が広がるということとはなかったと考へてゐるのです。

私たちは、今の経済の状況は戦後最悪なものであり、物価下落と経済停滞が同時に進行するデフレスパイラルの直前にあると認識してゐます。この状況を打開するためにはこれまでにない大胆な政策を打ち出さなければなりません。

そこで、私たち公明は、浜四津敏子代表が一月三十日、景気回復のために十兆円の減税を行うことを提案いたしました。内訳は六兆円の所得税、住民税、法人税の恒久減税、そのほか消費増税アップ分にはば見合う四兆円規模の特別戻し金を行う、消費拡大、景気浮揚のために一年間の期限

つきの商品券でお一人ずつ三万円支給をするという提案をいたしました。これはもう総理もこの予算委員会等で御承知だと思ひます。

そこで、総理も所得税、住民税の特別減税はやらないやらないと言われながら、四月九日になりまして、ことしじゅうに二兆円の減税を上積みする、来年も二兆円の特別減税を継続するという記者会見をされました。そしてまた今回の審議になつてゐるわけです。もちろん減税になつて困る人はいないわけですが、しかし一般世間ではこういう総理の対応について、後手後手で小出しである、そういうことも言う人が多いわけです。

それで、日経新聞と日経産業消費研究所が四月十七日から十九日にかけて緊急世論調査を行いました。それによると、九八年に行う四兆円規模の特別減税の実施で買ひ物や消費支出をふやすかという問いに対して、変わらないとの答えが七六・一％だったという事なんです。ですから、そうやって同じ減税をやるといふふうに決断をされたのなら、どうして我々公明が提案をしてゐるようなものとも思ひ切つたかという減税方式をおとりにならないんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、所得税あるいは法人税等において六兆円規模というお話をしたいただきましたけれども、私も今は今、所得税と申しますより所得課税、法人課税と言ひかえさせていただきますし、それそれについて検討を既に国民にその方向も含めて申し上げておられます。すなわち、所得税について、過去二度にわたる抜本的な税制改革の中で、大半のサラリーマンの方は一〇から二〇％の生涯の税率が適用される。最高税率の問題を除きますと、フラット化が随分進みました。一方で、累次にわたる減税の結果として、課税最低限が本当に他の国々に比して高い。そうしたことから、所得課税全体としては先進国の中で日本は一番低い負担で済んでおります。

同時に、こうした問題とあわせて、各種控除などのあり方でありましてか資産性の所得課税、あるいは年金課税、個人所得課税については、いろんな角度から御議論が既に出ています。ですからこうした課題について、政府税制調査会あるいは与党税制調査会におきまして、公正、透明で国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指してきちんとした検討を進めていきますということに既に私も申し上げましたし、大蔵大臣も申し上げてまいりました。

また、法人課税につきましては、地方税としての法人事業税の問題を内蔵しておりますことは、きょう午前中、片山議員の御質問でも申し上げたとおりであります。三年以内、できるだけ早く国際水準並みということの方角を出してあります。

そして、商品券を国民に支給される、これはむしろ税というより私は給付金や何かと同じように歳出の方の措置だと思ひます。「税金」とは言つていないじゃないか」と呼ぶ者あり。いや、先ほど十兆円の減税という言葉を使われましたので。そして、商品券等を配られるということであります。私にはこれは本当に歳出措置だと思ひます。その場合には本人確認の問題とかさまざまな課題が現実には存在することも事実だと、そのように思ひます。

○荒木清寛君 私も一遍に言ひまして総理も一遍にお答えになりましたので、一項ずつやつていきますけれども、まず、この商品券方式という我々の提案が、それが歳出の措置なのか税の措置なのか、そういう法律論をここで議論しようという話じゃないんです。

しかし、三月二十四日の予算委員会におきまして、総理も御記憶があると思ひますが、我が党白浜委員の質問に対して、こういうお答えなんです。「大きくその中を分けられまして、所得税減税とも一つ、金券という戻し税を言われましては差があると思ひます。」、そうおっしゃつてゐるわけですね。だけれどもできないと。そうおっしゃつた後で、しかし、その方式はと

り得ない。なぜかという、これは「財源構成の上から先ほど申し上げたような問題点がある」ということで否定をされているわけなんですよ。

要するに、確かに消費に与える影響には差がある、商品券方式の方がすぐれていると言われた上で、しかしそれは赤字国債の発行を伴う話であるからできませんというところをおっしゃつてゐるわけですね。しかし今回、四月九日に総理御自身がもう四兆円のそういう特別公債を発行して減税に踏み切ろうというふうに決断されたんですから、そうであれば、なぜ総理御自身がこちらの方が効果がありますという、我々の言つてゐるような商品券方式をとらないんですかというところをお聞きしたいんです。

○国務大臣(松永光君) いかにして消費をふやすかということをお考えになつての提案だと思ひます。そしてアメリカでかつてやったことはある。そうありますけれども、アメリカの場合は納税者番号制がある。日本の場合には納税者番号制がありませんので、そういう人が所得税を納めてゐるのか等々、本人確認が極めて難しい。そういうことから、税務執行の事務担当者の意見を聞きますと手続的に無理だという話でございまして、それからもう一つは、それをするすれば、先ほど御指摘がありましたけれども……(発言する者あり)

○委員長(遠藤要君) 静粛に。

○国務大臣(松永光君) 当然のことながら、その財源は特別公債に頼らざるを得ない。後世代の負担においてそれをするということはいかかものなであらうかということでありまして、消極的にならざるを得ない、こういうことでありますので、御理解を願ひたいと思ひます。

○荒木清寛君 大蔵大臣、それはおかしいですよ。だつたらどうして今度この委員会に特別公債を発行しての所得税、住民税減税を提案してゐるんですか。同じじゃないですか。

その点、まずお答えいただけますか。

○国務大臣(松永光君) これはしばしばお答え申し上げておりますように、特例措置として特別減税を施行することであり、それがほかの真に必要な社会資本投資とその他の措置とあわせて景気の浮揚に資するという考え方で実行するわけであります。

○荒木清寛君 ですから、私もこのような戦後最悪の不況にかんがみて、特例措置として商品券方式でやたらどうですかということを提案しているわけでは。

それは大蔵大臣、大臣も政治家なんですから、私は官僚の言うことばかり代弁する必要はないと思うんです。本当に大臣あるいは総理に生きた政治を實行しようという決意があれば、それはいろいろ技術的な問題はあっても思いますが、そういうことは私は克服できる、そのように思っています。

そこで、また総理にちょっとお聞きしますが、先ほど所得税課税について、公正、透明で国民の意欲が引き出されるような税制の見直しということとを再三おっしゃっています。そういうことを進められるんだと思います。

総理の描いておられる所得税の改革というのは、いわゆる税制の中立的改革なのか、それとも実質的な減税なのか、どっちを想定されて今回検討を指示されているんですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一に、先ほど大蔵大臣からお答えをいたしましたのを私なりにちょっと補足させていただきたい、その戻し税方式。

これ私、一番問題は、その戻し税による金券を受けられた方が追加的に何か物を買うのに充てていただいたときに初めてプラスが出てくると。本来、自分の暮らしのために必要な部分にそれをお使いになった場合には追加的な需要は生じないという問題は御議論の中でどういうふうに扱われたんだらうか。そこは一つの問題点はあるんじゃない

かという気持ちはございました。

それから、所得課税についての議論、政府の税制調査会は既に議論を始めてくれていると思えますけれども、中立あるいは何々という方向は私からはつけておりません。むしろ、所得課税全体の中で各問題点を詰めていった場合、それはどういう結果になるのか予測したい部分を持つておりますから、例えば資産性所得課税について、あるいは年金課税についてという問題点は既に私は申し上げておりますけれども、同時にその中には恒久的な地方税財源としての住民税も入っております。

これは法人課税における法人事業税の問題と同様でありまして、トータルの減税を立てていくべきときに地方税財源という問題を超えていくわけにはいきません。超えてという言い方はちょっと失礼しました。飛ばして議論することはできませんから、むしろ方向は議論の中からのお話から出てくる。しかし、増税になるようなことがあつては困るなと思いつながら議論をお願いしております。

○荒木清寛君 前段の部分、追加的な支出に回るかどうかということは、先ほど申し上げましたように、総理御自身が予算委員会の答弁の中で、効果に差がありますとおっしゃっているから私はお聞きをしたんです。

それで、所得税の改革、増税になるようなことは考えません。それは当然だと思いますが、ただしこういう議論もあるわけです。所得税、住民税の最高税率は引き下げるべきだ、課税最低限は下げるより仕方がないという見解もあるわけです。それは言葉は悪いですが、いわゆる金持ち優遇というふうなことになるわけでありまして、私は所得税減税の名のもとにそういうことがあるのであれば反対であります。

ですから、今申し上げましたように、減税の名のもとに低所得者に負担が重くなる、こういうことはまさかありませんね。

○国務大臣(松永光君) 所得税改正の問題につき

ましては、既に委員も御承知と思いますが、公正、透明、そして国民の意欲を沸かしたせるような税の仕組みを検討していただきたいということ。政府税制調査会に実は諸問をいたしまして、そして議論をお願いしているところでありまして、なぜそういう仕組みになっておられるのかという、税というのは国民に対してどういう負担をお願いするかという問題でありますから、税についての専門的な知識や経験を持っていらっしゃる国民の代表的な方々に委員になっていただいて、現在、加藤寛さんが会長であつたかと思いますが、その審査をお願いしております。

具体的にはどういう方向に行くかということ。税制調査会の議論が深まる前に政府ないし大蔵省の側から方向性を示すということは税制調査会の議論について必ずしもいい影響を与えないから、とにかく学者として、専門家として、消費者代表も入っていらっしゃいますけれども、しっかり腰を据えて議論をお願いしたいというわけをお願いしているところでございます。

なお、委員御承知のとおり、総理からもしばしば御答弁がありましたけれども、我が国の所得税の税率、三千万とかそれ以上の人は非常に高い税率になっていますが、その他の方々については世界の中でも最もフラット化が進み、所得税の負担は軽い水準にとどまっているというのが実は現実の姿であります。

したがって、どの党も所得税減税とおっしゃっていますけれども、どういう階層のことを念頭に置いての主張なのかよくわかりませんものですが、答えようもありませんけれども、とにかく税制調査会で既に基本問題小委員会というのができまして、その基本問題小委員会に腰を据えての議論がなされ、そして政府に対する答申がなされるものと、こういうふうに期待しております。

その答申を受けて、それを尊重しながら政府で減税に関する改正案をまとめまして、それを国会に提出して国会の御議論を得たい、こういうことになるわけでありまして、そのことはひとつ、既

に御承知と思えますけれども、申し上げておきたいと思うのでございます。

○荒木清寛君 私が申し上げたいのは、所得税減税の名のもとに低所得者層の負担が増える、もしもそういうことが予想されれば消費者心理というのはいまや冷えてしまつたというのを申し上げたいわけではございません。

そこで、残された時間、この財政構造改革に関連して、徹底して税金のむだ遣いをなくすべきだということを論じたいと思います。

今、不況によるリストラや就職難とは無縁な人々がいるわけなんです。去る五月十八日に平成九年分の高額納税者リストが公表されました。これを見ますと、元大蔵省事務次官長岡実氏を初めとしまして、各省庁の次官経験者等の高級官僚が一千万円以上の所得税を納めた高額納税者としてずらつと名を連ねております。その実態は、公務員を退官後に特殊法人や民間企業を短期間に幾つも転々として渡り歩き、そしてその都度退職金が雪だるま式に膨れ上がるという構図になっております。その一方で、この高額納税者リストを見ますといわゆるベンチャー企業の社長等は全然載っていないわけでありまして。

そこで、総理にお聞きしたいんですが、こういう事態は異常だと思いませんか。特に、国が補助金を出している特殊法人が多額の退職金を払っていく。例えば、建設省の高級官僚が道路公団の總裁に天下りをしますと、四年間勤めると退職金が二千六百万円にもなる。まさに大企業サラリーマンが一生働いた退職金を四年間で手にするわけです。私に言わせたらまさにこれは公費天国、高級官僚天国でありまして、こういう税金を使った官僚OBの特別扱いというのは即刻やめべきだと思えます。総理、いかがですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに、議員からそういう御指摘があるということで新聞の切り抜きをききよう目を通してみました。こんな退職金が、すごいなと思つた方も正直あります。しかし、それは逆に、個人ではなくて特殊法人

の役員の退職金というもののルールがどうであるか、あるべきかということでしょう。その場合に、特定された任期内におきましてその法人の業務の運営にどれだけ重要な責任を負うか。それは当然ながら民間企業の役員と同じような性格を有しているわけです。

また、これは答弁資料をそのまま引用しますとおしかりを受ける可能性はあるんです、事実と大分違うところがあるものだから。というのは、特殊法人の役員に民間人の起用を促進する必要があることから、支給基準について民間企業役員の退職金の支給基準に均衡を持たせたいとあります。ただ、もし本当にそうだとするならば、私は特殊法人の役員に民間人がもつとたくさんいていいはずだと思えますけれども、現実にはそれほど多数民間の方がおられるとは思えません。

そして、平成九年の人事院が実施した民間企業役員の退職金実態調査というものをみますと、特殊法人役員の退職金の現行水準は民間の水準を超えておらず、必ずしも不当とは言えない状況という報告になっております。

しかし、いづれにしても、やはり御指摘を受けるようなことは本当に余り望ましいものではないと思えますし、民間から有能な人材を起用するためにそれだけ退職金に魅力を持たせておけるのなら、もつと民間から特殊法人にいい人材をスカウトする努力が払われてしかるべきだと私は思います。

○荒木清寛君 それは望ましいことじゃないということはいいんですけれども、そうであればこの見直し、改革、是正に取り組んでいただけないかということなんです。どう考えましても、閣議決定の基準によって四年間働くと十七・二八分月の退職金が出る、四年働くと一年以上の退職金が出るなどという会社は民間にはないわけです。そういうことを国から補助金が出ている特殊法人がやっているんですから。

総理、それが余り望ましくないというふうに思われるんです。直ちにこれは検討といひます

か見直しを指示していただけないか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、今の御意見は確かに承りました。そして、関係当局にそうした指示をいたします。その上で……(発言する者あり)

○委員長(遠藤要君) 静粛に。

○国務大臣(橋本龍太郎君) その上で、現実には民間から人材を起用しようとした場合の苦勞が非常に大きいことも事実として御理解はいただきたいと思ひます。

○荒木清寛君 次に、公共事業問題につきましてお尋ねいたします。

私たちは、公共投資については、やるべきところはやる、やるべきものはきちんとやっていくというスタンスであります。しかし、むだ遣いというのは徹底的に見直していかなければいけない。これが本当の財政構造改革である。単に一律に七%カットするということが公共事業の改革ではない、そう思ひます。大蔵大臣もうなずいていらつしやいますか。

そこで、これは総理にお尋ねしようと思ひましたが、ちよつと中座されましたので、大蔵大臣にお聞きします。

この財政構造改革法にも公共工事の重点化と効率化ということがうたつてありまして、施政方針演説でも総理がそうおつしやっています。では、実際、どのくらい総理、大蔵大臣のリーダーシップのもと、実態を伴つた重点化、効率化ができていくかということをお聞きしたいんです。

今、いろんな媒体あるいはいろんな方から公共事業のむだ遣いということが指摘されているわけでありまして、幾つかちよつと例をお話しいたします。

たつた一軒の牧場に農道十五億円。これは四国のあるところですけども、わずか八キロメートルの建設道路に九年がかりで総工費十五億円、利用するのはたつた一軒の牧場、一メートルあたり二十万円。二つ目、環境庁特殊法人が国立公園に建てた幽霊ホテル、これは中国地方です。環境事

業団が約四十億円の工費を投じてつくつたホテルは、完成後四年を経過したが野ざらし状態だ。

三つ目、総事業費百億円をかけた埋立工業地に風俗店。これは関西地方ですけども、二十年前に工業用地を造成した。十分に活用されるどころか、そこには風俗店が建っている。しかし、それにもかかわらず、さらに二百五十億円を投じて残

の海岸線を埋め尽くそうとしている。あるいは有名な話で、ウルクアイ・ラウンド対策費で全国二十八カ所の温泉施設をつくつたとか、あるいは今年限りで事業が廃止となつた農道空港の問題。私は、今五つ指摘をいたしました。

このうち、幽霊ホテルなんというのは論外ですけども、すべて何の役にも立っていないとは私は申し上げません。しかし、これだけ財政が逼迫しているときにあえてつくらなければいけない施設だとはどうしても思ひません。まだほかにそれはいろいろありますよ。

大蔵大臣は、こういう実態についてきちんと報告を受けていますか。また、今指摘した案件だけではなく、世上むだ遣いではないかというふうな指摘されている案件にどう取り組んでいかれるんですか。

○国務大臣(松永光君) 委員がおつしやいました、必要な公共事業はやるべきだと、社会資本整備は、しかし必要の低いあるいはむだと思われるようなものはやるべきじゃない、それは全く私同感でございます。そういう形で歳出というものを制度、仕組みの根本にさかのぼつてむだを省く、あるいは効率化する、重点化する、そういうやり方で歳出の削減合理化を図っていくというものが財政構造改革を進めていく上でも大事なことです、こう思つております。

そこで、平成十年度予算におきましても、重点化、効率化を図るという観点から、経済構造改革の進展に資する物流効率化関連事業などに優先的な配分を行うとか、あるいは十八のダムを中止または休止するとか、十八の港湾を休止するとか、あるいは二つの干拓事業を中止するとか、そ

ういった措置を十年度の本予算で実施していただくべきであります。

さらに、各省庁ごとに効率化とかあるいはむだなものをなくすとかやつたのは、各省庁でやっている点があるわけですが、大ざっぱに言えばそういうことをやっておるわけでありまして、補助事業についても、単に補助の要請があつたからということだけでつづけるんじゃないで、それが本当に必要なか、本当に現在の国民はもちろん、後世の人もつくつておいてくれたよかつた感謝するかどうか、そういう観点から慎重に審査をした上で補助はつけるべきものだ、こういうふうには私は考えます。そういう方向で経費のむだを省く、同時にまた工事費についてもコストの削減を図る、あるいは時の経過によつて必要性のなくなったものは削減するとか、そういういろいろの知恵を絞つてむだを省く、効率化をする、重点化をする、コストの削減をやる、こういうこととてやつていくべきものでありますし、そういうことで私はこの公共事業予算というものは決めています、こう考えているところでございます。

○荒木清寛君 私は、具体的に指摘したことについて報告を受けて、把握をしていらつしやいますかというのを聞いたんです。

では、総理にお聞きしますが、総理も施政方針演説で公共事業の重点化、効率化ということをおつしやいましたね。私は、そもそも公共工事というのはその内容や箇所づけにつきまして国会の議を経ることなく閣議決定で決まるといふシステムそのものが問題じゃないかと思ひます。その結果、いわゆる族議員が激しい圧力をかけて分捕り合戦が起きているという実態があつたんだと思ひます。だから、納税者の観点からいへば、公共事業の内容がオープンな場で議論されずに決まってい

くというのは異常な事態ではないかと思ひます。そこで、私からの提案ですが、少なくとも一定規模以上の公共事業につきましては国会での審議を義務づけるというふうなことをお考えになつた

らいかがですか。
○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、ちよつと中座をいたしまして、具体的に議員が指摘をされたという部分を聞き落とししたので、その点はおわびを冒頭申し上げます。

その上で、公共事業の再評価システムの採用を平成九年十二月五日に各省に対して指示いたしました。これは、再評価のシステムとなる事業の範囲は各省庁主管のすべての公共事業を対象とするわけでありまして、また、再評価を実施するそのルールとして、事業採択後五年間を経過した時点で未着工の事業、あるいは一定期間を経過した時点で継続中の事業、これは物によって事業特性に応じ五年から十年という時間の幅を置いておりまして、社会経済情勢の急激な変化などによって見直しの必要が生じた事業、そして、その再評価の視点として事業の進捗状況あるいは費用対効果分析の要因の変化、地元の意向の変化といったようなこと、さらにコスト削減の可能性とか代替案の立案の可能性、幾つかのポイントを置きながら、いかにこれに第三者の意見を加えるかという視点からの検討を指示いたしております。

その上で私は、必ずしも一つ一つのプロジェクトという形に、うまくそういう御審議になじむんだらうか。今の予算の仕組みからいまして、総額を御議論いただく中で個別事項についてお尋ねがあればお答えをしていく。その中で、例えば一つの空港を例にとつていただき、その空港へのアクセスの道路の整備あるいはその他の関連する部分もまとめて御議論をいただくといったようなことはできるわけでありまして、金額で線を引き、それ以上を国会の御審議に全部をゆだねるという手法が必ずしも私は望ましいとは思いません。事業の効率性といったことを考えましても、むしろより大きな御議論をいただくことが可能であれば、ぜひそういうお願いをしたいと思います。
○荒木清寛君 今、総理は、第三者の意見もきちんと取り入れていくというお話をされましたね。そうであれば、私はもう一歩進めまして、公共事

業監視委員会といった公共事業について強力な中止勧告権を持つ第三者機関を設置するというようなことでもぜひ検討していただきたいと思ひます。どうでしょうか。

○国務大臣(瓦力君) ただいま委員から公共事業の再評価実施につきましてのお尋ねでございますが、格別総理並びに大蔵大臣から今それぞれお答えもございましたので必要なことだけ申し述べさせていただきますが、公共事業の再評価に当たりましては客観性、透明性の確保が重要でございます。そのことは十分認識をいたしておりますが、再評価システムでは、学識経験者等の第三者から成る事業評価監視委員会を設け、評価に当たりましてはその意見を聞き、尊重をすることといたしております。再評価の手続の透明性を図るため、評価手法でございますとか評価結果、対応方針については積極的に公表してまいり、こういうことで取り組んでおるわけでございます。

○委員長(遠藤要君) 荒木君、時間です。
○荒木清寛君 私は、歳出のむだを生む構造を抜本的に見直し、本当に必要な分野に財源が回るようにすることが真の財政構造改革だと思います。今回の改正にはそのような視点は十分ではないと私は考えます。また、我々が主張している恒久減税を実施する上でも今回の改正では不十分でありまして、財政法の執行を停止しまして、その間に根本的な改正を考えるべきである、そのように申し上げまして質疑を終わります。(拍手)

○赤桐操君 冒頭まず、既に他の議員からも質問が出ておりますが、順序としてひとまずお伺いをいたしたいと思ひます。
財政構造改革というのは大変重大な課題でございます。これを見送るならばまさに国鉄債務の二の舞になるだらう、こういうふうに考えられる問題でございます。二十一世紀初頭においては少子・高齢化社会を我が国も迎えようといはしてあります。こうした中で余裕のある今のうちに財政を健全化させようということにつきましては、まことに理にかなった政策であると考えま

す。
ただ、今振り返りまして感じますことは、国会で財政構造改革法を審議していた昨年十月から十二月の経済成長率は年率換算でマイナスの〇・七という極めて厳しい状況でございました。そうした状況の中で、金融破綻等の予期しないことも重なってまいりました。財政法自体も、また同時にこれは緊縮予算のいわば宣言とも言ふべきものでございますので、景気マイナードにはマイナスに働いたのではないかと懸念が事実でございます。

法案の提出自体につきましては、もちろんこれは冒頭申し上げたような性格のものでございます。その中で、この提出については当然でありますけれども、その時期については景況感が回復してからはどうかだったんだらうか、あるいはまた財政構造改革の実は上げられなかったんだらうか、こういうことが今考えられると思うのであります。振り返りまして総理のお考えがございましたら、重ねて伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 財政構造改革法につきましては今さら詳しく申し上げる必要もないかと存じますけれども、政府・与党でつくりました財政構造改革会議は、昨年一月以来半年にわたる議論の末、現下の我が国の財政状況を踏まえたとき、二十一世紀に向けて明るい展望を切り開くためには、経済構造改革を進めながら財政構造を改革し財政の再建を果たすことが喫緊の課題であり、歳出の改革と削減を具体的に実施する観点から法案を策定し、できるだけ早期に成立を期すとされたものでございます。

昨年の秋、法律が成立をいたし、財政構造改革に一步を踏み出したわけでありますが、こうした必要性についてはどなたも御異論のないところだと思ひますけれども、その後の経済情勢の推移の中でさまざまな御批判を浴びてまいりました。今回、その財政構造改革法というものの持つ根本と申しましようか、この法律の持つ意義は堅持しながら、内外の経済・金融情勢に対し臨機に対

応できるような枠組みを整備させていただこうといたしておりますが、これはこの考え方そのものが否定されたものだと私は考えておりません。ぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○赤桐操君 冷え込みの大変厳しい経済状態に對しまして速やかに措置をすることは政府の当然の責務でございます。そのためには、政府は十六兆円を超える総合経済対策を行うことといたしまして、あわせて財政法の改正案や減税法案等を提出するに至つておるわけでありまして、このことは私は当面の当然の政策として高く評価すべきだと思ひます。ただ、財政出動が必要ということと財政の放漫化とは全く異なるものでありまして、財政構造改革は依然きちつと継続されていかなければならないであらうと思ひます。

総理に総合経済対策の効果についてお伺い申し上げますとともに、当面は景気対策に重点を置くとしても、財政構造改革の方向性は変わらないと確認してよろしいのかどうか、お伺いをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) まず第一点に御指摘をいただきました総合経済対策、これは当面の景気の回復のための内需拡大、同時に景気回復の足かせとなつております不良債権問題の本質的な処理を目指すものでございます。同時に、何としましてやり遂げたいと決意をいたしております構造改革を見据えて、これに沿う方向、内容としております。

この中に盛り込まれております例えば社会資本整備や特別減税を含みます今回の対策、向こう一年間の効果は、政策減税とか政策金融、土地・債権流動化あるいは土地の有効利用といった施策による効果を見込まないかというのベースで名目GDPの二〇程度程度の効果があると考えております。その上で、当面景気対策に重点を置くが財政構造改革の方向は変わらないという御指摘をいただきましたが、まさに政府としては従来から、内外の経済・金融情勢に對し臨機応変の措置をとることが必要であるということと同時に、将来を

考えましたとき、私どもは何としても財政構造を健全なものにしていくその努力、必要性は全く変わらぬというのを申し上げてまいりました。

今回、財政構造改革法について加えようとしております、国会で御了承を得ようとしておりますポイントも、その意味においては緊急避難的に個々の状況に適切に対応し得る枠組みを整備させていたきたい、そういうお願いのもとに総合経済対策と補正予算を策定いたしております。私どもはこれによりまして我が国経済が自律的な回復軌道にきちんとしていくことを心から願っております。

その意味におきましては、財政構造改革の方向性は変わらず、当面景気に重点を置くという議員の御指摘は私どもの方向をきちんとして把握していただけているもの、そのように感じております。

○赤桐操君 財政法の改正案におきましては、特例公債の発行を弾力化する一方、公共事業等の歳出予算のいわゆるキャップ制については弾力化せず堅持をいたしておるわけでありませう。今後、仮に経済活動の著しい停滞があった場合におきましても、公共事業の財政出動によるものということではなく、むしろ減税等の歳入側の操作によって景気刺激策をとっていくのが政府の基本姿勢ではないかと思われませう。

また、租税のあり方を見直し、民間活力を高めることは景気回復のために極めて有効であると思っております。そうした点から、政府税調におきまして小委員会が設置され、幅広く税のあり方について議論をしておられると聞いておりますが、総理御自身は今後の税制のあり方についてどのようなお考えをお持ちになつておられるか、伺つておきたいと思ひます。大蔵大臣、あわせてお願いいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 細部にわたりましたは大蔵大臣から御答弁を申し上げますけれども、二つのポイントについて主として申し上げますと存じます。

一つは所得課税の問題であります。所得税につ

きまして既に二度にわたる抜本的な税制改革が行われ、これにより大半のサラリーマンの方が生涯一〇から二〇％の税率が適用されるなど、最高税率などの問題を除きますとフラット化が進んでおります。

一方、累次にわたる減税の結果として課税最低限が諸外国に比べて非常に高くなりました。言いかえまして、所得課税全体の負担としては主要先進国の中で日本は一番低い国であります。こうした問題、同時に各種控除のあり方、あるいは資産性の所得課税や年金課税のあり方など、既にいろいろな角度から個人所得課税については問題が提起をされております。こうしたさまざまな問題について、今回、税制調査会に思い切つてオープンに議論をしていただく、その中で将来に向けて国民の意欲を引き出せるような制度改正を目指したいというのがまず第一であります。

第二に、法人課税につきまして、御承知のように、平成十年度改正で課税ベースを適正化しながら税率の引き下げを行いました。そして、今後三年の間にできるだけ早く総合的な税率を国際的な水準にしていきたいと考えているわけでありませう。これも地方の法人事業税には外形標準課税の問題等があるわけでありませう、地方の独自財源としての重要性もおのずから住民税とともに存在するわけでありませうが、これらを総合して法人課税のあり方について真剣な検討をしてまいりたい、その作業を政府税制調査会で始めていただけた直後の状況でございます。

○国務大臣(松永光君) 今、総理がお答えになつたことに尽きますわけでありませう、いずれにせよ税の問題は国民の直接の負担とかかわる問題でありますから、そこで税の専門的な学者、経験者あるいは一般国民代表、そういう方々にお集まり願つて、そして税制調査会というところで腰を据えて議論をしていただいて、そこで一つの方向性を、具体的な案を出していただいたならば、それを尊重して政府が案をつくらせて国会の御審議をいただく、こういう仕組みになつていくことは委員

御承知のとおりでございます。

政府としてお願いしたことは、個人所得税につきましましては公正、透明、そして国民の意欲を引き出せるような、そういう税制のあり方について御審議の上答申を願ひたい、法人課税につきましましては三年以内のなるたけ早い時期に、先進諸外国の実質課税に近づいたような形で、あるいはその水準で法人税課税ができるような方法はどうあるべきか、こういったことについての御議論をお願いしているところでございます。そして、現にその議論が始まっているところでございます。

○赤桐操君 完全失業率はことしの三月で三・九％という状況でございます、いわば過去最悪の状態に陥つております。有効求人倍率も〇・五八というわけで、これまたまことに極めて悪い数字でございます。

総合経済対策では緊急雇用開発プログラムといった対策を打ち出しておるわけでありませうが、これに今回の公共事業の積み増しに加わるわけでございます、両方相まって失業率をどの程度改善する効果があるのか、また見込んでおるか、これをひとつ伺つておきたいと思ひます。

また、最近、先ほども触れておられたように思いますが、高校卒業生等の若年者の失業問題が大変深刻になつております。いろいろ状況を見ますと、この現状及び対策等については極めて深刻な状況にあるのでありませう、この辺のところをひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(伊吹文明君) 今、先生がおっしゃいましたとおり、雇用は大変厳しい状況にございませう。そして、先ほど総理がお答えを申し上げましたように、今般、特別減税や社会資本の整備等で十六兆円を超える総合経済対策を行い、またそのための所要の措置を国会へ提出し、御審議をいただく予定でございます。それによりまして、先ほど申し上げましたように、約二％のGDPを押し上げる効果がある。そして、一％のGDPがふえますれば、それがどの程度雇用に影響するかという過去の数字は〇・三から〇・七の間でございま

す。この数字で計算いたしますと、二％のGDPが押し上げられることにより、新規に三十万人から七十万人の雇用創出効果がございませう。

一方、現在景気が悪うございませうので、これ以上雇用が悪くならないために、緊急雇用対策というものを今回の補正予算の中に措置をいたしたわけでございますので、これ以上失業が新たにないという前提で、今申し上げました三十万ないし七十万がネット雇用創出効果という上乗せをされると思ひますと、失業率は大体〇・四から一・〇改善することになります。今三・九でございませうから、三・五から約三％の間、効果が出てまいりますればそのようなことかと試算はいたしております。

いずれにしても、これはあくまで試算でございませう、一番大切なことは、国民の将来不安を取り除きましてもう少し消費をしてもらう、将来不安のために貯蓄、貯蓄、貯蓄という感じにならないような状況をつくり出していくということが大切かと思つております。

それからもう一つ、新卒の方々のことについて御心配をちょうだいいたしておりますが、高卒の今年三月の就職率は九六・二％でございませう。それから、大卒で九三・三％でございませう、これは前年同期に比べますと、高卒で約〇・五％、それから大卒で一・二％就職率が低くなつております。ここにも先生御指摘のような悪い影響が出てきております。

総理が先ほど申しましたように、特に二十四歳以下の方は、従来働きたい人が百人おらずと百以上の職があったのでございませう。しかし、この一カ月ばかり、百人働きたいという方に対して職は八十七という数字になつております。一方、今日の日本をおつくりいただいた六十歳以上の諸先輩は、百人働きたいという方がいらしても職は実は七しかないと、これは過去からそういう状況でございませう。そこで、二十四歳以下の方は、今平均三・九の失業率であるのに九・二という失業率になつております。

この数字は非常に厳しゅうございますが、同時に百に対して八十七仕事があるということは、働く気概と汗を流すことのとうとさを若い人たちが感じていただいて、仕事のミスマッパといえはそれまででございますが、進んで仕事についていただければこのところの失業率はもうちよつと実は下がってくる数字でございますので、私はかつて日本をつくられた方の気概を若い方々にもぜひ持っていただきたいという気持ちは持っております。

○赤桐操君 総合経済対策におきましては、臨時福祉特別給付金等の支給はありますけれども、社会保障の分野についての財政出動が大変乏しいのではないかと、こういうふうに見受けられます。

今回の改正案で平成十一年度予算編成の社会保障費につきましてはキャップを外すこととしてはおりますが、社会保障分野においても切った財政出動があつてもよいのではなかったか、このように考えられます。また、老後の不安が消費マインド悪化の一因となっていることも考え合わせますと、福祉分野での財政出動というのは景気刺激策として今後大変効果があるのではなからうか、このように感ずるものでございます。この点、試算がございましたら伺っておきたいと思ひます。

また、介護等の福祉分野の拡充につきましては若年者雇用の解消にも役立つと考えられるのでありまして、雇用対策としても社会保障関係費の積み増しは大変有効であると思われれます。こうした観点から、今回は平成十一年度予算についてだけ社会保障費のキャップを外しましたけれども、これはなお今後継続するということも考えられてよいのではないかと。

厚生大臣並びに総理の御見解を承りたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) 総合経済対策で福祉対策にもつと思ひ切った財政出動をすべきじゃないかということなんですが、福祉関係、社会保障関係というものを景気対策でやるかどうか、これ

はまた論議の必要なところだと思ひます。

本来、社会保障関係予算というのは年度で見るときでありまして、緊急避難的にやるという問題じゃないということから考えれば、今回の経済対策という面におきましては、社会保障関係の目ごとの手当てについて、公共事業部門でできることではないかということから、ダイオキシンの対策とかあるいは今後の介護基盤整備等の問題について、本来一般会計で見なされるべきな社会保障に關しては、私はできる限りの措置を今までにない形でできたと思つております。

また、社会保障関係の十一年度の上限枠は外したけれども将来も外す必要があるのではないかと、いうことでありますが、これからの財政構造改革というのを見ますと、このまま社会保障関係費というのをほつておきますと高齢者がふえます。とんだん財政の出動をしなければならぬ。ということとは、結局税金を手当てしなきゃならぬということなんです。

ところが、財政状況を考えると、もうどこから財源を探してくるのかということでも今苦しんでいる状況、だからこそ制度的な改正をして給付と負担の均衡を図らうと。給付が多ければ多いほどいい、というのは年金にしても医療についてもみんな同じであります。その給付が多いというのをだれが負担するのか。余りにも若い世代に負担させてはいけないということから、この給付と負担の均衡を図るということで制度改革をしようとする。

今まで医療においても負担できる人には負担してもらおう、年金についてもこれからは高齢者の世代と若い世代が給付と負担を両方考へてもらうという制度改革をしなきゃならない。十二年度には当然医療改革も導入しますし、介護保険も導入されます。あわせて制度改革をしながら、あくまでも社会保障関係だから財政出動をしてもいいという状況にはない。

特に財政構造を考えますと、これから一番ふえていくのが社会保障関係の費用であります。この

手当てをどうするかということで、現状ではいけない。やはり改革して、負担できる方には負担してもらつて、どうしても負担できない必要な方には国が税金を使つてしっかりと手当てをしていこうという点を進めていかなきゃならないというのをぜひとも御理解いただきたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、厚生大臣から基本的な考え方を申し上げたわけですが、議員から提起をされた問題はもう一つございまして、言いかえれば、その社会保障とか福祉の分野に財政を投入すること、それは経済効果があるんじゃないか、経済成長に大きく貢献するんじゃないかという問いかけであります。

私は、確かに所得保障あるいは各種のサービスを提供する社会保障制度というものは安定した購買力を国民に付与する、あるいは新たな産業や雇用を創出する、そうした意味で経済の発展に寄与するという面、積極的な役割を果たす面があることを否定するものではありません。

しかし同時に、ただいま厚生大臣から答弁をいたしましたように、本格的な少子・高齢社会というものの進行に伴ひまして、その社会保障に係る給付と負担、これはどちらも増大するわけでありまして、そうすると、一本本に現役世代がどこまで背負い切れるのかということをお私たちは考えなきゃなりません。すなわち、必要な給付は確保しながらも、制度の効率化、合理化というものを進めていく、社会保障構造改革に引き続き取り組んでいく必要は必ず存在する、そしてその道も決して容易な道ではないということはぜひ御理解を賜りたいと思ひます。

○赤桐操君 二十一世紀に入りまして社会保障関係の分野に相当いろいろと財政出動が迫られることは事実であらうと思ひますし、またその方面で新しい分野の創出がなされることも考えられるわけでありまして、これは従来の情性で考えることができない新しい課題だと考えておりますが、このことは時間の関係がありますので次回に譲り

たいと思ひます。

次に、現下の経済不況との関係で、将来の給与収入や年金給付への不安などから、現在の消費を手控えている側面が大変大きいと考えられます。そこで、そういうような状況であるならば、将来の福祉社会の具体像を明らかにすべきではないか、国民の不安を取り除くことが政府に課せられた大きな責任ではないかと思ひます。

しかし、政府自体としては、平成六年三月に厚生大臣の私的懇談会が二十一世紀福祉ビジョンを発表いたしました以来、福祉社会のあり方について具体的提言は今日までなされておられません。現下の経済不況下におきまして、福祉社会の具体的ビジョンを早急に明らかにすることが何よりも求められているのではないだろうか。

その場合に、ヨーロッパのような高福祉高負担、公的保障中心の社会を将来に展望するか、アメリカのような低福祉低負担、自助努力を中心にした社会の将来展望を描くのか、いずれを目指すのか、これは大きな問題であらうと思ひます。この辺について政府答弁を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(小泉純一郎君) これは結論からいいますと、日本はスウェーデン、デンマークみたいな高福祉高負担ということは避けていこう、かといってアメリカみたいな自助努力を促進して低福祉低負担、これもやめよう、その中間型をとろうと。どこまでが高福祉でどこまでが高負担かというのはこれからの定義で、現在、橋本内閣においては、国民負担率は五〇%を超えない、デンマークやスウェーデンみたいに七〇%を超えないというのは高負担だらうということで、五〇%を超えない程度でいかに福祉、年金、医療、介護等を充実させていくか。ここに主力を置くということから考えますと、私はちよつとヨーロッパとアメリカの中間型ではないかなというふうに考えております。

○赤桐操君 時間がありませんので簡単にいたしたいと思ひますが、所得課税のあり方について今

大変フラット化の問題が出ております。

それで、我が国の場合におきましては国と地方で合計六五%、最高税率の引き下げや所得税で一〇%から五〇%という五段階となっており、税率構造の再検討が行われようとしております。ありますが、こうした税率の引き下げとかフラット化というのに対して、我が国におきましては所得税制の基本理念としてシャープ税制の考え方があり、そのとおりであります。要するに、所得の再配分機能が十分に果たせなくなつては困る。私はこういう懸念を一つ持つておるのであります。

アメリカにおきましては、レーガン政権、さらにまたブッシュ政権、クリントン政権といろいろやつてまいりましたが、大変その点は今日の段階までいろいろと出ております。そういう意味合いからいまして、この問題についてはかなり検討を要すると思つておりますが、最後に総理のお考えを伺つて、終わりたいと思つております。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 所得課税につきましては、先ほど来再々御答弁を申し上げてまいりましたように、ようやく政府税制調査会において論議が始められたばかりでございます。議員の御指摘も胸に置きながら今後注視してまいりたい、そのように思います。

○赤桐操君 終わります。(拍手)

○山下芳生君 日本共産党の山下芳生です。

政府は先月、総合経済対策を発表し、十六兆円、実効ある実行ですなどと宣伝をしております。しかし、その後行われた時事通信社の世論調査では、景気対策に何を望むのかとの質問に、消費税の引き下げが五九・二%と断然トップでした。所得税の減税とか制度減税とか、あるいは公共事業の上積みとか、いろいろ選択肢のある中で、六割もの国民の皆さんが消費税減税を求めた。

総理はなぜこれほど多くの国民が消費税減税を景気対策として求めているとお考えでしょうか。○国務大臣(橋本龍太郎君) 恐らく一つは、多く

の国民の皆様は先行して行われておりました所得減税あるいは住民税を含みました所得課税減税というものが定着したために忘れてしまつておられるんじゃないだろうか、そういう思いは率直にいたします。そして、これに見合う形で二%の税引き上げが行われたという因果関係もあるいはお忘れなのかもしれません。

同時に一つは、その二%引き上げられした消費税の税率の二%がそれぞれの自治体における地方財源になつておるということも予想外に御存じでない方が多いということを私は時々感じております。

○山下芳生君 説得力がないと思うんですね。今、国民の皆さんの圧倒的多数が消費税減税を求めているのは、やはり暮らしに重くのしかかつていからでござります。

先行減税ということをおっしゃいましたが、これはもうずっと議論されてきました。サラリーマンの九割の方は先行減税よりも消費税増税分の増税額の方が多い、差し引き増税に九割の方がなつていられるわけであり、その後二%の増税が重くのしかかつていられる、これを何とかしてくれというのが今の国民の叫びであります。

日本共産党は消費税は廃止すべきだという立場であります。今消費税の引き下げを求めているのは消費税廃止の立場からの声だけではありませぬ。

実は一週間前、参議院経済活性化及び中小企業対策に関する特別委員会は栃木県で地方公聴会を行いました。私も参加をいたしました。公聴会には県の中小企業団体中央会の会長さん、それから中小製造業の社長さん、商店街振興組合連合会の理事長さん、そして連合副会長の四人の方々であります。

この方々から共通して出された意見は、消費税の中長期的引き上げについては税制の抜本的改正の一環として検討していく必要性を認める、しかし昨年の五%への引き上げ措置は景気に悪影響を与えた、早急に撤回すべきであるというものであ

りました。私も矛盾しているんじゃないのかと思わず聞いたんですが、そんなことはない、それほど景気は深刻なんだという御回答でした。

ですから、直間比率の見直し論者、高齢化のために将来は税率一〇%も仕方ないと思つていられるような増税論者の皆さんからも、垣根を越えて消費税引き下げを求める声は今噴き出しているわけであり、私は、景気対策に消費税減税を望む声がこれほど強い背景に、消費税減税の持つ性格、特徴があると思ふんです。

総理はこれは否定されたいと思ふんですが、今景気の問題は消費が落ち込んでいふことであります。この落ち込んだ消費をどうやって回復するの、これが景気回復のポイントであります。対策のかぎであります。その中で、消費税の減税といふのは物を買ふこと、すなわち消費があつて初めて減税が生まれる。同じ減税でも所得税の減税と違つて貯蓄に回る心配はない。まさに消費と一〇〇%結びついた減税であります。それが消費税の減税であります。

この点は四月十三日の衆議院予算委員会での私の志位書記局長との質疑の中でも、総理は、消費税が消費に直結した税であること、消費税の減税が消費に直結していることはそのとおりと認めになりました。この点、確認してよろしいですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 大変恐縮でありますけれども、議事録を引用されます場合には御質問とともに答へる全部を御披露いただきたいのであります。都合のいい場所だけをピックアップされますと大変誤解を生じます。

消費税は消費額に応じて課税されるという消費税の性格を私はきちんとお答えをいたしました。どうぞこの次は全文、御質問と答弁全部を御披露いただきたいということをお願いいたします。

○山下芳生君 いや、そのこともお答えになつていふのは承知しておりますが、しかしその答弁の中で、消費税は消費に直結した税である、したがつて消費税は消費に直結しているということ

はお述べになつておられます。これは間違いないと思ふんですね。ですから、消費税の減税が消費に直結している、これはもう否定できないわけですよ。しかし、実はこれが非常に大事な点なんです。

そこで、きょうはこの消費に直結した消費税が消費に直結しているがゆえに持つていふ幾つかの特徴について、さらに突っ込んで私は総理と議論をしてみたいと思ふんです。

第一は、消費税の減税は確実に消費を増大させるという特徴であります。総理は消費税減税が消費に直結することは否定されませんでした。しかし、消費を増大するところまではお認めにならなかつたんです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) そうです。正確に言うてくだされ。

○山下芳生君 それが正確です。私は何も否定するつもりはない、消費が拡大するということは認めませんとはつきりおっしゃつた。しかし、消費に直結し、消費した者だけが減税の恩恵を受けるんですから、消費税の減税というのは私は確実に消費を増大させようと思つています。

もう一つぜひ考えていただきたいのは、仮に消費税を二%下げたとすると、国民の皆さんが名目で現在と同じ額の消費を続けるとしたら、これは実質二%の消費と生産の増大が見込めるということになります。

わかりやすく例えをいたしますと、本体価格百円の商品を買ふのに、消費税五%の現在、消費者は百五円必要であります。しかし、税率が三%に下げれば百三円です。したがつて、現在と同じ百五円の額を消費しようとするとき、実質二円分新たに消費がふえることになるわけであり、これは否定できないんじゃないでしょうか。どうでしょう。

○国務大臣(尾身幸次君) 経済の状況と消費税の関係につきましてはいろいろ御議論があると思ひますが、やはりこれは外国の例も参考になるのではないかと今考へております。

日本の消費税は五%でございますが、日本以外の先進地域で一番低いところがアメリカの八・二五%でございますし、いわゆるヨーロッパの国々、付加価値税という名前になっておりますが、イギリスが一七%、ドイツが一六%、フランスが一三%でございます。そういう国々の経済はそこそこ順調に上っておりまして、あれだけ高い消費税、付加価値税の中で順調に上っている経済が大部分であるということは、消費税だけで経済を論ずるのは適当でない、むしろその国の実情に応じた適切な税制体系をとるということではないかと考えております。

○山下芳生君 私は今、経企庁長官の話を聞いて、一体どこが長官なのかと思わざるを得ません。今議論しているのは日本の景気問題なんです。アメリカ、ヨーロッパの税率、それと景気の関係を云々しているんじゃない。日本の景気がこれほど冷えて入っている、したがって消費税減税を決め手としてやってこれという声が日本の経済の最前線で活動されている経営者の皆さんから噴き出しているんです。

私はもう一遍聞きたい。消費税を二%下げたら、同じ額を消費者が消費するとしたら、その分実質、消費と生産がふえるんじゃないやしませんか。○国務大臣(尾身幸次君) 消費税が経済に与える影響というのは全体の経済体系の中で考えていかなければならないと考えております。

消費税が十数%あるのは二〇%の国々の経済が順調に上っているわけですから、五%の水準の日本の経済が順調に上らないのは消費税のことが原因であるというのは当を得ない考え方であると考えております。

○山下芳生君 本日に国民の感覚からずれたお答えだと私は言わざるを得ません。

結局、否定はされないでしょう。私も仮定の議論をしています。消費税が二%下がったときに、下がる前の同じ額だけ消費をするなら、これは事実上二%分消費と生産が拡大するんです。つまり主婦の皆さんが例えばこれまで買い物をされ

ていた、しかし消費税が減税されて浮いた分新しく何か買おうかな、きょうはおかずに冷ややっこでもつけようかなと、そういう気持ちが出てくるということなんですよ。それが消費を拡大するということなんです。

これは百円とか千円とかの話であつたらわずかかもしれないけれども、そういう活動が国民の経済全体の規模で行われると大変大きな消費と生産の拡大になるんです。九五年の民間最終消費支出は約三百兆円ですから、消費税二%減税で同じ額皆さんが物を買ったとすれば、二%分増え約六兆円新たに消費はふえるんですよ。これは否定されなかつたわけですけども、大変大事な点だと私は思います。

第二に議論してみたいのは、消費税の減税は所得の低い層ほど負担軽減率が大きくなるということとでありまして。

御承知のとおり、消費税は所得の低い層ほど負担率が高くなるという逆進性を持っております。

したがって、その税率の引き上げは所得の低い層にまたがるのしかかることになる。実際、日本生活協同組合連合会の消費税額調べによりますと、消費税率が三%だった九五年度に引き上げられた九七年を比較しますと、実収入に占める消費税負担率は年収一千二百万円以上一千四百万円未満の高所得層では一・三五%から一・九八%へ

〇・六三%増となりました。対して、年収四百万円未満の低所得層では一・九二%から二・九二%へ一・〇〇%増となったわけでありまして。これは推計値ではありますが、毎日の売り買いを生協の組合員さんたちが家計簿につけていた、それをもとにした数字であります。

つまり、税率引き上げが低所得層の負担率をますます重くした、逆進性が拡大された、これは事実であります。逆に三%にこれを戻せば、低所得層の負担の軽減率は高所得層のそれよりも大きくなる、これは間違いないんじゃないやしませんか。

○政府委員(尾原榮夫君) お答え申し上げます。今のお答えをする前に、一〇五を二%下げたら

どうなるかというお話がございました。一〇五が二%下がって一〇三になりますと、それは実質的に可処分所得を増加させるということになるわけでございます。その分が消費を拡大させる、丸々生産を拡大させるということではないように思います。

それからもう一つ、逆進性のお尋ねがございました。確かにこの消費税といふのは消費に対して課税される税でございますから、高所得者の方は貯蓄率が高い、それを計算に入れてまいりますと、逆進性があるのはそのとおりでございます。しかし、消費税といふのは、まさに所得だけを課税ベースにするのではなく、少子・高齢化社会がもたない、我が国の構造変化についていけないというところで新たに消費をベースに税金の負担をお願いしようじゃないか、あるいは税というものは会費であるからそれでいい、あるいは税というふうにはないかということで設けられた税だということに私は認識しているわけでござい

ます。そういうことで、その逆進性の問題ということをお申すのでございますならば、まさに所得税負担全体を考えたという構造になっているか、さらには福祉の面での歳出を加えてどういうふうになっているか、そういう面から考えますと、全体として我が国の財政はまさに低所得者の方にも十分配慮した姿になっているのではないかと思います。したがって、消費税の話を短期的な景気浮揚効果の観点からのみ論ずるのはいかがであらうかというふうに考える次第でございます。

○山下芳生君 消費税の減税が低所得層にいくほど厚くなるということは、これはもうだれも否定できないんです。この点は所得税の減税と比べると一層浮き彫りになります。

例えば、政府の総合経済対策にある二年で四兆円の特別減税も、その対象は所得税などの納税世帯に限られます。多くの低所得層は対象外になるわけですね。対して、消費税の減税は消費するすべての人々が減税の対象になる。これは間違いありませんね、大蔵大臣。どうですか。

○国務大臣(松永光君) 今、消費、消費とおっしゃいます。物ないしサービスを購入するということ意味で消費というふうに使っていらつしやるんだと思ふんですけども、そういう意味ならば物またはサービスを購入する人すべてに関係があることは事実であります。

ただ、普通、消費といふは飲んだり食べたりすることを意味する場合がありまして、それではなくして物やサービスを購入することを消費と、こういうふうな意味でおっしゃっていると考えまして、ならば物やサービスを購入する人すべてに及ぶ、購入しない人には及ばない、こういう理屈になると思います。

○山下芳生君 世の中に購入しない人はおりませんから、すべての人が対象になるということでありまして。それで、これは低所得層にもきちっと減税が及ぶ、いわば公平な減税になるということでありまして。

これは非常に大事で、今消費税五%になってからお年寄りなど低所得層の皆さんは毎日の買い物の品数を減らして生活防衛をされている。それしか方法がないからであります。これが逆進性のむごさなんですよ。税率を引き下げることによって逆進性が緩和される。これは非常に大事な観点であります。

第三に議論してみたいのは、消費税の減税は高額な商品やサービスほど減税額が大きくなるという特徴であります。これはもう当たり前のことで、異論はないと思うんです。実はこれが今非常に大事なことです。個人消費が全体的に落ち込んでいる。中でも住宅と自動車の落ち込みが際立っているわけですね。

数字を紹介しますと、九七年度の実質消費支出は前年比二・一%減。しかし、新設住宅着工戸数を見ますと、九六年度百六十三万戸から九七年度は百三十四万戸と前年比一七・七%の大幅減であります。新車登録台数も一三・四%の減。政府の公共住宅建設抑制策により、中堅勤労者

の多くの方は住宅を自力で建設、購入せざるを得ません。しかし、今そこにブレイキがかかっていることは大変深刻であります。住宅というのは一戸当たりの値段が数千万円と非常に高い。それだけに消費税の増減の影響も非常に大きい。ですから、業界からも、例えば三井ホームの社長さんからも、魅力ある減税政策を、住宅取得の消費税を非課税にするという方法もあるという声さえて出ているわけであります。

消費税の減税は落ち込んだ住宅建設を促進する効果が私は大いだと思いますが、これはいかがでしょうか。

○国務大臣(松永光君) 先ほど私が物やサービスを購入しない人には消費税の影響はないよと、こう申し上げた。そうしたら、委員は購入しない人はいないんだとおっしゃった。

今、自動車の話が出ました。自動車が何で今売れ行きが落ちているかといえば、実は昨年の春、四月から消費税が上がるまで一、二、三月、駆け込みでみんな自動車を買ったんです。自動車というのは三年、四年もちますから、三年、四年の間は自動車を買わないんです。その意味で買わない人がある、その買わない人には消費税のことは関係ない、こう申し上げたわけです。

住宅もまたしかりなんです。住宅も消費税が上がる前に実は駆け込み需要でたくさん建て、そしてそれが売れた。しかし、住宅というのは二、三十年あるいは四、五十年もちますから、それまでの間は実は住宅の売れ行きはしばらく落ちるわけであります。そこで、今審議をお願いしております。住宅の中で住宅取得減税を実は手厚くすることにして、住宅を取得した人、取得する人の軽減措置を図っておくことは委員御存じですね、それは承知の上で議論をしていただきたいと思っております。

○山下芳生君 住宅の駆け込み需要は確かにありました。しかし、反動減がずっと減になりつ放しなんです。今、これが大変な問題になっている。それから、総合経済対策で住宅取得促進税制の

控除限度額を引き上げるなどということもおっしゃいました。しかし、これは引き上がったもわずか十数万円ですよ。消費税率を二%引き下げるなら、例えば五千万円の住宅を購入すると減税額は百万円なんです。はるかに大きな効果が期待できる。それはまた、実需を伴う土地取引を活性化させることにもつながります。土地流動化策としても、銀行やゼネコンの不良債権化した不動産を公的資金で引き取ってやるよりもはるかに健全で効果的な土地流動化策になることは間違いないと思います。ですから、住宅建設の促進に大きな効果があるということとは、これはもう否定できないはずなんです。

第四に私が議論したいのは、消費税の減税は冷え込んだ消費者心理を温めるという特徴を持っているという点であります。

日本リサーチ総合研究所がまとめた四月の消費者心理調査によりますと、生活不安定指数は前月二月比四ポイント上昇、これは上がると不安が高まるわけですね。過去四番目の高い水準であります。二兆円の特別減税が実施されたものの、家計の今後一年間の消費態度は依然として節約、縮小傾向がかなり強い、こう分析をしております。私は、可処分所得をふやすこととあわせて、この冷え込んだ消費者心理を温めることが消費拡大のかぎだと思っております。

そこで、今度は総理にぜひお聞きしたいんですが、総理は、消費税増税前の駆け込み需要と四月からの反動減がともに予想以上に大きかった、こう繰り返してお述べになってきました。これは消費税率を二%上下させることが消費者心理、消費動向に与える影響は予想以上に大きいという認識であると思っておりますが、総理、この点はいかがでしょう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 確かに一三と四一六を対比させて議員が引用されたような言い回しを私はいたしません。ただし、その後に七一九は消費が回復に向かっておりまして、この言葉もついております。あなたの好きな部分だけ引用さ

れると本当は困るのでして、一三は確かに予想以上に駆け込み需要がありました、その分四一六で予想以上に影響が出ました、七一九に回復に向かいましたということまで引用してくださいれば、私はそれは全然否定をいたしません。四一六のところでもとめられてしまうと、ちょっと私の申し上げているのと違います。

それと、さっきから御議論を聞いております。あなたの御主張は一貫しております。その意味で、それは認めます。その上で、七一九を、影響が回復に向かっていたことを除いておられるなというところ、同時に消費税を増でも減でも動かしました場合には社会経済的コストが発生しますね。これは増額であろうと減額であろうと同様に発生をします。コンピュータのソフトその他が全部入れかわるわけですから、それは当然影響が出ます。とすれば、仮にあなたの仮定を全部採用したとしても、二%引き下げたそれがそのまま価格に反映するわけではないということになります。その社会経済的なコストはどうかに行つてしまふんです。先ほどから御議論を伺いながら計算をしておりますけれども、それは全くどこかに消えてしまつております。これは増の場合でも減の場合でも当然ながらそれだけの事務的な変更を伴うコストというものはどこかに発生するはずでありまして、それがまるつきり度外視される計算というものはいかがなものかと思っております。

○山下芳生君 去年の七一九が消費が伸びたというのはいま議論していることですが……

○国務大臣(橋本龍太郎君) 伸びじゃない、回復した。

○山下芳生君 回復したということは、しかし、一昨年の七一九が0.157の影響で大幅に落ちた、その落ちた一昨年と比べて回復したということですから、そういうことになっているわけですね。これは見かけ上の数字であります。

それから、コストのこともお言いになりましたけれども、今議論を聞いていた国民の皆さんは、その程度のコストならぜひ消費税を引き下げてい

ただいた方が大変大きな経済波及効果があるとお感じになっている人ではないでしょうか。

いずれにしても、消費税率二%を上下させることが消費者心理に予想を超える影響を与えたということは総理も否定はされなかった。でしたら、これは消費者心理に与える影響は大きい。しかも、これもまた引用になりますが、四月十三日の議論の中で総理は、消費税の増税が心理的に消費の冷えをもたらし原因になったということも御答弁になりました。消費税率の上下が大きな影響を与える、増が消費の冷え込みの影響になった。とすれば、これは減にすれば消費の心理を温める方向に働くのは間違いないと思うんです。

私はこれまで、消費に直結した消費税減税が消費を確実に増大させる性格を持つこと、特徴を持つこと、低所得層ほど負担軽減率が高いこと、住宅や自動車など高額商品の減税額もこれまた大きいこと、そして冷え込んだ消費マインドを温める特徴を持つなどの点を紹介し、また議論をしてきました。一部なかなかお認めにならないけれども、全部否定されるわけにはいかなかった。こうした特徴を持つ消費税の減税を今実行すれば景気回復にとつて大変大きなインパクトになることは間違いない。総理、あれこれの理由を挙げて拒否し続ける態度を改めて、緊急の景気対策としてぜひ消費税の減税を実行すべきではありませんか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど、議員が地方に行かれて、将来一〇%に引き上げると言っているらっしゃる方も今引き下げを言われると言われまして。僕はもしかするとその方は大変なことを言われたのかと思っておりますけれども、まず第一に、想定でありまして、仮にそのような御要望に従うと申したといたします。これは当然ながら引き下げ実施までの間に買い控え現象が起きます。そして、その方が述べられましたように、今度は再引き上げを伴うわけですね。これ先ほどあなたが御紹介された意見です。再引き上げを伴うわけですね。その引き上げ直前にまた駆け込み需要が発生しても、再引き上げ後にこれは当然ながら相当な反動

減が起きますでしょう。そして、経理システムあるいは自動販売機、ブライスカード、商品カタログ、全部社会経済的なコストを生じたいします。それだけではなく、その急激な需要の発生と減、これは当然ながら生産調整や在庫調整といったことにもつながると思います。

残念ながら、議員の御意見に同調するとは申しかねます。

○山下芳生君 検討もしないで拒否すると。

私たちは消費税減税実現のために国会内外の共闘を進める努力をすることを表明して、質問を終わります。(拍手)

○星野朋市君 自由党の星野でございます。

本日は減税の問題から入りたいと思います。

私は先般の財政・金融委員会、先般の二兆円減税について、これは財政構造改革法に抵触しないかと質問をいたしました。前主税局長は待ってましたとばかりこういうふうにご答えたんです。税と会計年度は違うんだ、税は暦年、一月一日から十二月三十一日、会計年度は四月一日から三月三十一日、それで今度の二兆円の減税はほぼ一兆円を三月末までに、ほぼ一兆円を四月以降に実施する、したがって財構法には触れません、こういうお答えだったんです。こんなことは一般の人にはわからないんですよ。

総理が十二月にASEANにおいてになって急に減税の話を持ち出されたから、大蔵省は知恵を絞ったんでしょう。定額減税、徴税者の利便を考えて定額、それで今言った暦年と会計年度のこの差を利用して減税がなされたんです。しかし、こういう複雑な難しい問題というのは一般の人に余り影響を与えない。したがって、二月二十五日に主としてサラリーマンを対象にして振り込まれたこの減税というものはほとんどの人が、ほとんどと言っては語弊がありますけれども、余り影響を受けていない。実感を感じていない。

それで、普通ならば手取り額が多くなったわけですから、次のお休み、日曜日には家族ともども飯でも食うに行こうか、子供に何か買ってやろう

かというのが普通なんです。ところが、思い出しでください、三月一日は全国的に大雪だったんです。だれも外へ出られなかった。これがそのときの減税をあたたかも象徴しているように私は大蔵大臣に申し上げましたが、そういう状態だと思うんです。

これで何を言いたいかというと、かねてから減税問題の論議になりますと、総理は日本は課税最低限が三百六十二万、世界一高い国だと、こうおっしゃっていた。正確にはドイツが一番ですけれども、先進国の中で平均的な課税額は日本が一番高い。それで、今度二兆円減税をやると、この二兆円減税が余り効果がなかったから追加でさらに二兆円減税をやると、課税最低限というのは四百九十一万円になるはずなんです。そうすると、総理が今まで言っていたこととかなり矛盾が出てくるんじゃないかと私は思います。

それで、大蔵省にお聞きしますけれども、課税最低限が四百九十一万円になると、いわゆる税金を納めないという人が納税している人の何割になりますか。今度の四百九十一万円で非課税になる人が何人出てきますか。お答え願いたい。

○政府委員(尾原榮次君) お答え申し上げます。

当初の分と今回の追加分の特別減税の実施によりまして納税人員は七百万人程度減少するというふうに見込んでおります。

なお、その内訳を申し上げますと、当初分としましては四百九十一万円、今回の追加分につきましては三百九十一万円というふうにご答えていただいております。

それから、いわゆる非課税になる割合はどうかというお尋ねがございました。これは分母に何をとりかて大変難しい問題があるものでございまして、特別減税実施前の納税人員は五千三百万人から五千四百万人というふうにご答えておりまして、これに占める今の減少分の割合は約一三%というふうに見込んでおります。

○星野朋市君 けさも片山議員と主計局長の間に多少論争がございましたけれども、財構法の改正

について、政府はいわゆる二〇〇五年までと二年延長しましたね。これによって当初七兆円という赤字国債を一兆円ずつ減らすということが決まっているんだけれども、今度の減税のための二兆円、それからさらに二兆円、それからほぼ決まっている来年度の二兆円、これについてはどういうふうに償却していくのか、改めてお答え願いたいと思います。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。

既に決まっています減税につきましては、九年度の補正予算及び十年度の補正予算においてその財源として公債発行をお願いしているところでございます。予算書上お認めいただいた公債発行費、その公債の償還は国債費という中で行われる。つまり特例債です。毎年度六十分の一ずつ償還していくということになるわけですから、六十年間で償還していくことになるわけでございます。

○星野朋市君 これは片山議員も要求しておりますように、改めてその償還の枠組みというものをこの委員会に出していただきたいと思っております。

それから、財構法の問題に關しまして、そのうちの運用の部分、これは大蔵大臣にお聞きしたいんですが、これはよくわかるわけですか。ただ、「経済活動の著しい停滞」についてとありまして、三項目あります。一、直近の二四半期連続で実質GDP成長率が一%未満の場合、二、直近の一四半期の実質GDP成長率が一%未満であって、かつ当該四半期の消費、設備投資、雇用の指標が著しく低調な場合、三、直近の実質GDP成長率は一、二のような状態にはないが、予見できない内外の経済ショックによって急速に経済活動が停滞状態に陥る場合等、二に匹敵する状態、こう運用上の三つの問題があるんですけれども、これはまさに今の状態でありまして、私はこれは若干弁明にすぎないのではないかと思います。

もしこういう状態であって、じゃ成長率が回復したら財構法というのを改正していきながらまた

締めるのか、そして落ちたらまた緩めるのか、こういうふうにとられがちなんです。そのところをよく説明してください。

○国務大臣(尾身幸次君) 現在の財政構造改革法の改正についてでございますが、このたびの総合経済対策は二%成長率にプラス効果があるようないわゆる財政出動的なものも入れてございまして、同時に経済構造改革、規制緩和とかあるいは技術開発とか情報通信の発展とか、中長期にわたってそういう民間活力中心に経済の体質を強化するという内容をかなり入れてございまして、それが一つであります。

それからもう一つは、きょうもかなり御答弁がありましたが、景気回復の大きなしこりになっております不良債権の処理をトータルプランとして解決するという二点がございまして、これによりまして、民間活力を中心として経済を順調な回復軌道に乗せる。つまり、お金がなくなつたらすぐ経済がそのままスローダウンするということではなしに、民間の力を中心として順調な回復軌道に乗せていくという考え方でできているわけございまして、それをしっかりと実現してまいりたいというふうに考えている次第でございます。

○星野朋市君 尾身長官から今お答えいただきましたのでついでにお聞きしますけれども、今度の経済対策十六兆円というものがとられると、大体これが実質二%の成長を押し上げる、そして当初目標の一・九%成長がほぼ達成できるというお答えをしばしばなされておりますけれども、そうすると当初の予算では一・九%は無理だった、そういうことですか。

○国務大臣(尾身幸次君) 平成十年度の経済見通しは実質一・九%ということであるわけでございまして、そして、今回の経済対策の効果は向こう一年間で約二%に上るというふうに考えております。

したがって、私どももいたしましては、現在の状況、非常に厳しい状況でございますが、そ

の状況を踏まえて総合経済対策を決定したわけですが、当初見通し十年度一・九%は十分に達成できるというふうに考えております。

○星野朋市君 政府の答弁がそのときそのときによつて随分異なる。やむを得ない面もあるんですが、二年前にできたいわゆる構造改革を伴う経済政策というのがまだこの内閣の経済的な基盤になっていると私は思ふんです、変わつていないんですから。それがいい証拠には、大蔵省の中期財政試算には二つの税収が例示されているわけですが、一・七五と。そうでしょう。それで、このごろはなぜか構造改革ができた場合のパーセンテージというのはほとんど除去されてしまつて、一・七五の場合とはということではほとんど通されて

いる。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 成長率ですよ。

○星野朋市君 いやいや、だから成長率ですよ。そうすると、今の現実というのは全く構造改革がなされてない場合のパーセンテージがそのまゝ使われる。例えば失業率なんというのは、一・七五の場合には三・七五だという例示がちゃんと出ている、しかもそれが三・九であるというよう

な。そうすると、何だこの何年間構造改革という

のはほとんどなされてないのか、そうとられてもしようがないんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(浦井洋次君) お答えいたします。国会に提出しております中期財政試算におきましては、あくまでもこれは名目成長率につきましましては、一・七五から三・五%、要するに構造改革が進んだ場合とそうでない場合と、その幅の中の両方の試算をお示ししているところでございます。

○星野朋市君 今のは全く答えになっていないので、それは私が説明したことです。だから、三・五の方は今ほとんど使われていないじゃないか、一・七五に基づく数字でしか政府の運営というの

の状況は踏まえて総合経済対策を決定したわけですが、当初見通し十年度一・九%は十分に達成できるというふうに考えております。

○星野朋市君 政府の答弁がそのときそのときによつて随分異なる。やむを得ない面もあるんですが、二年前にできたいわゆる構造改革を伴う経済政策というの

がまだこの内閣の経済的な基盤になっていると私は思ふんです、変わつていないんですから。それがいい証拠には、大蔵省の中期財政試算には二つの税収が例示されているわけ

ですが、一・七五と。そうでしょう。それで、このごろはなぜか構造改革ができた場合のパーセンテージというのはほとんど除去されてしまつて、一・七五の場合とはということではほとんど通されて

いる。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 成長率ですよ。

○星野朋市君 いやいや、だから成長率ですよ。そうすると、今の現実というのは全く構造改革がなされてない場合のパーセンテージがそのまゝ使われる。例えば失業率なんというのは、一・七五の場合には三・七五だという例示がちゃんと出

ている、しかもそれが三・九であるというよう

な。そうすると、何だこの何年間構造改革という

のはほとんどなされてないのか、そうとられてもしようがないんじゃないですか。いかがですか。

○政府委員(浦井洋次君) お答えいたします。国会に提出しております中期財政試算におきましては、あくまでもこれは名目成長率につきましましては、一・七五から三・五%、要するに構造改革が進んだ場合とそうでない場合と、その幅の中の両方の試算をお示ししているところでございます。

○星野朋市君 今のは全く答えになっていないので、それは私が説明したことです。だから、三・五の方は今ほとんど使われていないじゃないか、一・七五に基づく数字でしか政府の運営というの

のはなされてないんじゃないか、だからおかしいんじゃないかとお聞きしているんです。

○国務大臣(尾身幸次君) 十年度の見通しは一・

九%ということになっているわけでございます。中長期にわたる経済の成長率をどう見るかということにつきましては、先ほどの実質一・七五、高

いときには三%というところでございまして、正直なところを申しまして、十年度の一・九%が中長期における視点から見て高い数字であるとは思

ておりません。私もとしては、もつと民間活力を生かして、潜在成長率を実現しようというものを

生かしたいと考えている次第でございます。

○星野朋市君 総理、突然の質問で失礼なんですけれども、先ほどデータは多分ごらんになったと思

うんですが、きょうの為替が百三十七円なんです。今現在で百三十六円九十銭ぐらいで移行をして

いるんです。非常な円安ですね。

それで、私は三月の末に財政・金融委員会で、望ましくはないけれども、ひよつとすると四月以降に投機筋が円売りに向かう可能性があるということ

を指摘しておきました。そして、事実、四月九日、十日にわたつて日銀は百億ドル単位の為替

介入を行つて、一時百二十七円ぐらゐに戻つて、すぐまた百三十一円ぐらゐになりましたけれども、その後、残念ながら円売りがずっと続いてお

るんです。

一九九五年、円が八十円になったときに橋本総理は通産大臣であられて、多少意見の一致を見た

ことがありました。それで、今の円安について私は非常に危惧を持っていますけれども、総理、どうお考えですか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今ここにおきまして市場の状況は存じておりませんでした。ですから、大変恐縮でありますけれども、本日の市場においてどういうデータが売りの、また買ひの材料として影響したのか、例えばヨーロッパ通貨とドルの、あるいは他のアジア諸国の通貨と円あるいはドルの、その辺が全く関係を存じておりませんので私もとつさに原因は判断ができません。しかし、大変うれしくない思いの数字であることは事実でございます。

同時に、私は、本日に日本の経済というものに

対して余りに皆が自信を失ひ過ぎていて、必要以上

に失ひ過ぎており、市況の変動に鋭敏に過ぎるのでは

ないかという思いを率直に持ちます。少なくともこの日本という国の持つ、あるいは国民の

持つ能力、勤勉性、あるいはその他の資産、技術

的な資産もありません、歴史的な資産もありません。

そうしたものにもつと自信を持っていたいただきたい

という思いでございます。

その上で、例えばどういふものが本日の市場に

おける材料になったのかはわかりませんが、円売りの危険性を予告されたという議員の御発言に敬

意を表しながらも、注意深く見守つてまいります

が、それ以上のコメントは控えるべきだと思います。

○星野朋市君 最後に、私は参議院の本会議の代

表質問でもつて、この財構法は十年前の法律じゃあ

りませんよと。わずか半年前の法律じゃあありません

か。この半年の間にどんな変化が起こつたのか。き

ょうテレビで国民の皆さんは見ておられるわけ

ですから、こういう委員会の中だけではなくて、国民

の皆様がわかりやすいように簡単に御説明いた

だきたい。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先ほど来の議論の中

でも率直に申し上げてまいりましたこと、それは昨

年来的な経済情勢の中で、しかし私どもとして財政

構造改革の必要性というものは今も変わらな

いと信じておりますと申し上げました。その上で、私

どもとして臨機の措置をとることもまた当然とい

うことを申し上げてまいりました。

市場というものを国会の場で引用することがよ

いかどうかわかりません。しかし、市場のさまざまな

反応というものが国会の御議論にこれほど鋭敏に

影響を与え、答弁を求められるということも今ま

で少なかつたように思います。そして、昨年十一

月十二月のQ.Eとかあるいは本年二月の失業率、

日銀の短観等、さまざまなものが昨年度の第三

四半期というものがどういふ状況であつたのかを

数字の上で示していた。私どもとしては、総合

経済対策をもつてこれに対する回答とし、何と

か国会のお許しを得て、一日も早くこうした施策

に取り組ませていただきたいと願つております。

○星野朋市君 終わります。(拍手)

○佐藤道夫君 総理にお尋ねしたいと思いま

す。

その前にちよつとお断りしておきたいと思

いますけれども、実は私は昨年の国会でこの財構法

に賛成票を投じた一人であります。賛成したのは

与党の方々のほか、私を含めて若干名であつた

うか、こういうふうな気がいたします。なぜ賛成

したのか、一言で申し上げれば、この財政改革に

寄せる総理の並々ならぬ御決意と御決断を高く評

価した、こういうことであります。

我が国の財政は先進国の中で最悪である、財政

状況はもう危機的状態にある、破綻もこのままで

は必至と。そこで歯を食いしばつても子孫にツケを

たいなことを言ってきたのがずつと政治の流れではなかったのか、こういう気がしてしょうがないわけでありませう。

そういう流れに一石を投ずるというか、防波堤にならんとしたその総理の決意を私は高く考え、評価させていただいたわけでありませう。そして、昨年、賛成の一票を投じたさせていただいたと思ひまして、法律が成立したら、今も星野議員が言っておりましたが、二、三カ月で改正論議が出てくる、これは一体何だろうか。朝令暮改と言つてもいいかもしれませんし、場当たりだと言つてもいいのかもしれません。

そもそも政治というのは最悪の事態を想定して処方せんを書く、これが本当の政治であらうと思ひます。お天気の日ばかりが続くわけではない、曇りが来たかどうか、雨が降ったかどうか、それを考えるのが政治であらうと思ひます。この法案をつくる時も全く同じで、昨年の秋、日本の景気はかなり低迷していたと思ひますけれども、それがさらに低迷したら一体どうなるのかというのを念頭に置いて法案づくりをする、これは当たり前のことだらうと思ひます。

そこで、ストレートに総理にお伺いしたいと思ひますが、なぜこの弾力条項なるものを当時挿入しなかったのか。多分、政府内部で真剣な議論があったのだらうと思ひます、入れる、入れる必要はないと。最後に決断されたのは総理であらうと思ひます。

ここから先は私の想像ですけれども、こういう規定を置いたら、景気が悪化したときにすぐこの規定を手がかりとして赤字国債を発行しろと、こういう要求が出てくるからこれは置かない方がよろしい、こうお考えになったのではないかと思ひますが、當代はお考えの外であらうか、ちょっと教えていただければと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 先日、同じようになされた西川議員からもちようだいをいたしました。内心大変恥ずかしい思いをしながら答弁をいた

しました。議員にも同じことを申し上げざるを得ません。

確かに非常に真剣な議論をいたしたわけでありませうけれども、それは御承知のように経済審議会のシミュレーション等、非常に厳しい現在の構造をそのまま放置した場合の数値が出されておひ、いかにすれば財政構造を変化させ得るだろうか、そしてそのための手法としてどういふものがあるかという点での議論が非常に厳しい議論としてございまして、今回御提案を申し上げておりますような弾力条項といった発想の議論は率直に申し上げるならございませうでした。

それだけに、たまたま他日、国会の御議論でこうした問題意識を持たれた御質問が出ましたときに、私は立法政策上二つの見識という御答弁をし、多少しかられましたが、そういう思いでこの議論を拝聴した次第であります。

○佐藤道夫君 総理は緊急避難的措置という言葉が殊のほかお好きなようで、しばしばお使いになります。緊急避難というものは、これは法律用語であることは当然御承知と思ひます。要するに、予期できない突発事故が起きた場合にどう対応するか、その関係を規定したのが緊急避難であります。

さすれば、法律ができてからどういふ緊急避難事態、全く予期できない突発事故が起きたのか、そういうふうな考えますと、今この法案の趣旨説明を読み上げてみますけれども、「しかしながら、昨年末に大型金融機関の破綻が相次ぎ、また、アジアの幾つかの国で金融、経済の混乱が生じたこと」、「こうなっております。こんなことは予測できなかつたことなのか、私はいふか、大変不思議だと思ひます。我が国の財政当局は世界でも一番優秀だと、こう考へてもいい。そういう財政当局がこんな程度のことを予測できなかつたのか。」それから、ちよつと財政当局にお伺ひしますけれども、昨年末に大型金融機関の破綻が相次いだ。三洋証券、山一、拓銀、それから徳陽シテイ、

これは全部十一月の破綻でありますから、昨年末というのは昨年末十二月でありまして、十一月は日本語として年末とは言わないわけですから、昨年末に一体どういふうな大型金融機関が破綻したのか、ちよつと教えてください。

○政府委員(涌井洋治君) お答え申し上げます。昨年十一月に三洋証券、北海道拓殖銀行、それから山一証券の破綻がございました。

○佐藤道夫君 それは日本語ではないということをお断言したわけでありませう。では、これは間違つておひのかということにもなりかねない。しかし、いづれにいたしましてもこの法律をつくっている段階で起きたことですから、さらに一つ、二つの金融機関が破綻するだらうということ

は当然予測できたことでありませう。それから、東南アジアの通貨不安につきましても、日本の財政当局の能力をもつてすれば、これは非常に危機が迫つておひのかことは当然予測できるわけでありませう。それを予測しなかつた、できなかった、

こう言えども無能そのものである。税金泥棒だ、大変汚い言葉ですけれども、と言われても仕方がない。

そんなことはいいわけですね。ちゃんと予想しまして、その手をしかるべき考慮をし議論したのだらうと思ひます、一体どうなつたらどうしようかと。しかし、それは仕方がない、この線で、要するに今の法案の線で行くしかない、こういうことで昨年十月、十一月の議論をして、あの法案を成立させて、そうして今度は、舌の根も乾かぬうち

という言葉は大変恐縮でありますけれども、大変なことだということで、弾力条項とか目標達成年次を三年から五年に繰り下げるとか、こういうことを言い出している。

これは本当に場当たりとかいふやうがないわけでありまして、それならばなぜその当時しっかりと議論をして、何が起きておひのかで万全だという法律をつくらうとしなかつたのか。こういうために我々は朝からここに縛りつけられ、私らだけで

はなしに閣僚の方々も大変御迷惑だと私は思ひます。最初から弾力条項を入れる、それから二〇〇三年を二〇〇五年にしておけばこうしたむだな集まりはなくて済んだのではないかと一うふうに私は思ひます。

いかがでございますか。私の考へが少し間違つておひなら間違つておひで結構でございますけれども、ちよつと総理に、大蔵大臣は当時い

かつたものですか、私は総理にお尋ねしておひです。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 議員の仰せに対して特段の反論はいたしません。しかし、少なくとも政府・与党一体で議論をし、国会に提案をし、いろいろな御議論がございましたが、成立をさせていたございました。先見性がなかつたというおしかりは甘受をいたします。

○佐藤道夫君 別にしかつておひつもりはないのでありまして、もう少しきちつとした見通しを立てて、かつ政府内部で真剣に議論して法律をつくつていただきたいということを最後に要望いたしまして、質問を終わります。(拍手)

○奥村展三君 財政再建は避けられない課題であると思つておひます。

いろいろいささかから議論をなされております。財政再建、そして景気対策、あるいは一方で恒久減税等もその是非が問われているわけでありませう、財政再建と景気対策、この整合性をいかに推し進めていくか。今お話がありましたように、確かに一度、四月二十四日に改正をいたしたわけでありませう。与党三党でいろいろ議論をしたわけでありませう、そうした中で政治的決断、即決あるいは臨機応変の決断をしなければなら

ない、そういう状態に今日置かれておひではないかなといううなことで、総理はそういう決断をなされて提案されたものだと思つて、与党の一員として了とさせていただきたいと思つておひます。

しかしながら、先日新聞等で報道されておひましたが、今、国、地方を合せて五百四十兆円の

借金があるというように言われております。国だけを考えてみますと、一人頭約二百二十五万円だと思ひます。一家四人合算すると九百二十五万円になる。これだけの借金がある。しかし、総理もおっしゃっていましたように、子や孫たちにこれを申し送りできないんだ、今措置をしなければならぬんだという思いでこの財政法ができたとおっしゃっています。そういう流れの中でいろんな審議をしていただいております。それはきょうの借金、そうしたこと考えますと、私はきょうの借金はあすの増税であると思ひます。今、補正予算、そして四兆円という減税を入れますと約六兆円になるわけですが、これが六十年償還、五%と考えると、六十年先には約十九兆円ぐらゐの負担になるのではないかなというように思ひます。それだけの負担を子供や孫たちに本当にさせていいのかなという思いで私は考えておる一人であります。

大変厳しい状況の中ですが、こうした中で国は国なりのいろんな手当てをしていただいております。私は、今地方分権が叫ばれておる中で、四次勧告が出ていよいよこれからいろいろ具体化をされていくとしておりますが、そうしたときに地方ももっと体力を、足腰を強くしなければならぬというように思っております。

そうしたときに、特に地方、国あわせても、中小企業の対策というのは一番大事ではないかなというように思ひます。けさほどお話がありましたように、この日本の経済を支えておるのは中小企業だ、これが九九%のシェアを占めておるといってお話もありました。そのとおりだと思います。

そうしたときに、私は、今全国で五十二ある信用保証協会、これの体力をしっかりとつけるべきだと。基本補助金を国の方から出しているにたいして、地方からいろいろ、今回も総合経済対策で約五千億の要求があったわけですが、こうした流れを考えますと、このシステム、やはり地方の公共団体や金融機関と協調しながら頑張つて、信用保証協会はその組織防衛、そして経営改善、

基盤確立に向かつて努力をいたしております。そうした流れを考えますと、私はぜひこの信用保証協会の体力を強めていくというように思ひたい。あるわけでありまして、総理の中小企業対策に対する、特に信用保証協会に對してのお考えをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) しばらく前に民間金融機関、統一して政府系の金融機関に對して、貸し流りの問題について、一方に對しては貸し流り解消の努力を、そして一方に對しては現在行われている努力のさらなる親切と努力をという要請をいたしましたとき、全国の信用保証協会を代表してその場におられた方から、自分たちとして最善を尽くしますがそれだけの財源をという非常に率直な意見を出されました。そして同時に、その信用保証の果たす役割というものを大変強くその場でも述べられました。

今月中旬、中小企業に対する貸し流りを調査してくれたその報告を聞きますと、民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなつたとする企業の割合は少し低下をしたとはいひながら依然として高水準であります。そして、こうした状況を踏まえて、政府として総合経済対策を決定いたしました際に、金融面でのその中小企業の支援対象範囲を拡大すること、新たな融資制度の創設を盛り込みますとともに、信用保証についてもそれだけの手当てをしてまいりました。

今後ともに信用保証の果たす役割というものは極めて大きなものだと思ひておられまして、注意深く見守りながら必要な対応をしていきたいと思ひております。

○奥村展三君 ぜひ保証料の軽減あるいはまた保証の拡大等にも力を入れていただくように要望しておきたいと思ひます。

もう一点であります、公共用地の先行取得についてお伺いしたいと思ひます。

いろいろ公共事業云々、ぜひと言われておりますが、地方へ行きますと、長年かかっているような工事を進めていただいておりますが、遅々として

進んでいないところがたくさんござります。やはり土地開発公社とかあるいは土地開発基金等を利用して大いに先行取得をして、経済の活性化のために推し進めていく時期ではないかなというように思ひております。

そういうような意味におきまして、公共用地あるいは代替用地の確保に積極的に対処されたいと思ひているわけでありまして、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(上杉光弘君) これまでも取り組んでまいつておることは委員御承知のとおりだと思ひますが、今回の経済対策における公共用地の先行取得につきましては、土地の流動化等の要請も踏まえまして八千億円の用地取得費を計上しておるところでございます。また、公共用地先行取得等における、三大都市圏の一定の地域内における基幹的な公共施設用地の先行取得に係ります利子負担軽減の対象面積要件の緩和等を行うこととしております。厳しい地方財政の状況ではございまして、けれども、これらの制度を活用することによりまして公共用地の先行取得が図られますように努力をいたしております。また、さらに努力をいたしたいと考えております。

○国務大臣(瓦力君) ただいま自治大臣から答弁がございましたが、国におきまして、都市計画道路等の公共用地の取得といたしまして三千二百億円の事業を実施するほか、地方の公共用地の先行取得といたしまして、自治大臣からの答弁どおり、八千億円の規模で追加の要請をいたしておるところでございます。

○奥村展三君 経済活性化のためにも、総合経済対策の中で公共用地の先行取得がされますと同時に地方単独事業もぜひ推進されるようお願いして、質問を終わります。

○山口哲夫君 新社会党の山口哲夫です。総理にお尋ねをいたします。質問時間が短いので、一括して最初に三問質問させていただきます。

まず、昨年度から今年度にかけて二兆円の所得税、住民税減税を行いました。せつかく減税されました。ところが消費ではなくして貯蓄に回ってしまったというふうな言われております。そこで、どうして貯蓄に回ったのかと私なりに考えてみました。

実はこういう世論調査の結果があります。貯蓄広報中央委員会が行つた「貯蓄と消費に関する世論調査」、あなたは何かのために貯蓄しますかというお尋ねなんです。まず第一は病気、災害への備えのため、六九・二%、二番目が老後の生活資金のため、五三・二%、三番目が子供の教育資金として、三一・八%でございました。これはこの数年間ほとんど変わっていないようです。よく考えてみますと、これは本来政府が社会保障政策としてやらなければならない問題ばかりであります。

そこで、もっと消費を拡大しようとするならば、社会保障の予算というものをもっと大幅に組むべきだと私は思ひます。ところが、現在どうかといへば、昨年の九月一日から医療費が上がりまして、それだけでは終わらないやうで、これから考えているのは、医療費の本人負担を三割にしよう、大学病院など総合病院にかかると本人負担を五割にしよう、さらに高齢者専門の健康保険制度をつくらうと。そうすると、当然掛金も高くなるわけでありまして、年金に至つては、今度は若い人たちが六十五歳で年金をもらうようになったときには年金額が相当低くなる、それが嫌だつたら掛金を倍くらゐにしなければならぬ。こういう社会保障のマイナスの面ばかりをこれからやろうとするわけですから、消費が拡大するはずがない、そう思うわけでありまして、もっと本當に消費を拡大しようと思ひます。まず第一に社会保障費を大幅に上げていくべきであるということとをまず第一にお尋ねいたします。

第二は、内需の拡大、これは六五%が家計消費と言われております。要するに、家計の消費をふ

やすことが消費、いわゆる景気の拡大につながっていく、こういうふうな考えられるわけであります。そうなりますと、減税が即消費につながる、そういう減税でなければならぬ。それは何かといえ、消費税をおいてほかにはないだろう、こういうふうな思われ方です。

かつてアメリカのルービン財務長官がこのことについてこういうふうな言っておりまして、アメリカのルービン財務長官が訪米した官澤喜一元首相に対して消費税率の引き下げを求める、そういうことがあったというふうな言われております。財界の中でも、所得税の減税では貯蓄に回るだけだ、下手に小出しの減税をするよりは消費税率を下げる方がよっぽど効果が高い、こう言っております。ダイエーの社長なんかも、消費税率の3%への還元など身近にわかる施策を勇気を持って断行してほしい、財界の中からもこういうような声が随分出ているわけであります。

私は、そういう意味で、今日の消費の拡大、景気回復をやるうとするならば、まず消費税率の5%を3%に下げる、そして飲食料品だけは非課税にする、そういうことを重点とした大幅な減税を行うことが一番大事ではないだろうか。これに対する考え方を伺います。

三つ目は、今まで総理の答弁を聞いておりますと、なかなか消費税を下げるということが考えられていないようであります。どうしてなんだろう、これには何か特別の意味があるのではないかなというふうな私なりに考えてみました。そうすると、どうもこれはいざ消費税を逆に上げざるを得ないという事態が数年後に起きる、そのためにかたくなに消費税を下げることに拒否してきたんじゃないだろうか、こう思いました。なるほど、総理の発表された経済対策を見ておりましたら、三年以内に法人税を国際水準並みに下げるというふうな言っております。しかし、法人税は今3%下げたばかりでしょう。それをまた三年以内に今度は大幅に法人税を下げようという方針が出ております。

もう一つは、高額所得者に対する所得税をこれまた大幅に下げるといふ方針が出てくるようであります。

○国務大臣(橋本龍太郎君) そんなことは言っていないせんよ。

○山口哲夫君 いや、方針の中を読めばそういうことになるんじゃないですか。高額所得者がもつと勤労意欲を高めるための税制制度を考えなければならぬと言っていますでしよう。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は一度もそういう言い方はしていません。そういうことは言っていないせん。

○山口哲夫君 それはとりもなおさず、内容を見ますと、高額所得者の税率を下げるということにつながってくるんですよ。

高額所得者といったら年間収入は三千五百六十万円以上です。そういうような減税をこれからやるならば、その財源を一体どこに求めるんだらうか。赤字国債に求めるのか。それだけじゃ大変でしょう。財政再建をやらなければならぬのにまた赤字国債をふやしていくことは大変だから、結局はどこに求めざるを得ないかとすれば、消費税を上げることで、そしてもう一つは低額所得者に対する所得税を課すというふうなことにつながっていくのではないかと私は思うんです。

そういうことを考えたときに、もし仮にそういうことが行われるとするならば、今の不況どころではありません。大変な不況がやってくることは間違いないと私は思うんです。そういうふうな考えたら、まず今のこの景気対策を真剣にやろうとするならば、やっぱり消費税率の大幅な減税を行うべきであるし、その減税の財源というものは単に赤字国債だけに求めるのではなくして、一番大切なことは歳入をもう一度見直すべきですよ。

公共事業だってそうでしょう。談合をやめるだけで一兆円浮くと言われているでしょう。政府の発注する単価というのはアメリカに比べて三割も高いというのが建設省の調査でも明らかになっている。謙早湾に象徴されるように、不要不急の大

型工事をやる、そういうことだけでも数兆円浮くとさえ言われているわけですから。そして、防衛費も削減をする。そういうことをまずやるべきであって、そしてもう一つは大いに利益を上げていく企業あるいは高額所得者に対しては、しばらくの間、財政再建ができる間はそれなりに納税をしていただくような方針を考えるべきだと思うんです。私はそういうふうな考えるんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(小泉純一郎君) 社会保障関係の財源手当てをもつとすれば消費が拡大するではないかということでありまして、必ずしもそうではないと思えます。アメリカは年金にしても医療にしても日本より社会保障の水準は低いんです。にもかかわらず消費は活発だという一事をもつても、必ずしも社会保障をふやせば消費は拡大するかどうかかわからない。社会保障をふやすためにはどこから財源を手当てするのか。増税の問題が出てきます。消費を減らす傾向もある。これはもつと総合的に見る必要があると思えます。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 今、厚生大臣から社会保障関係についてお答えをいたしましたけれども、議員のお話を伺っておりますと、本当にバライ色の夢の中でと見ると足元が見えないような思いをいたしました。なぜなら、社会保障のバラ色の夢を描きつつ、その費用をどこから得るのか。それは軍事費あるいは公共事業の談合と言われましたが、そのようなものだけで果たしてそれだけの将来にわたる社会保障費が出てくるのでしょうか。しかも、けさ以来、御答弁の中で繰り返してありますように、公共事業の単価を抑えていくこと、再評価制度を取り入れること、そうした努力をするというところが全くお耳に入っていないようであります。

また、消費税を減税しろと。これが難しいと考えておりますというところは私は何回か御答弁を申し上げてまいりました。ところが、今度は議員から、それは高額所得者の所得税を減税するための財源として消費税を引き上げるためにしている

のではないかと御意見をいただきました。私はそのような大変複雑な物の見方をなさるといのは大変心外であります。

そして、私は繰り返し最高税率の問題を除けばフラットになっていますという、過去二回の抜本的税制改革の中における所得税の段階の引き下げ、すなわちフラット化についての御説明を申し上げているわけでありまして、それ以外の問題としては、控除のあり方、資産性所得課税や年金課税といった問題を個人所得課税について列記をした形で申し上げております。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(遠藤要君) 次回は明二十六日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十三分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、中央省庁等改革基本法案

中央省庁等改革基本法案

中央省庁等改革基本法案

目次

第一章 総則(第一条—第五条)	
第二章 内閣機能の強化(第六条—第十四条)	
第三章 国の行政機関の再編成(第十五条—第三十一条)	
第四章 国の行政組織等の減量、効率化等	
第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針(第三十二条)	
第二節 現業の改革(第三十三条—第三十五条)	
第三節 独立行政法人制度の創設等(第三十六条—第四十二条)	
第四節 その他の見直し(第四十三条—第四十七条)	
第五章 関連諸制度の改革との連携(第四十八条—第五十一条)	

第六章 中央省庁等改革推進本部(第五十二
条 第六十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、平成九年十二月三日に行われた行政改革会議の最終報告の趣旨にのっとりて行われる内閣機能の強化、国の行政機関の再編成並びに国の行政組織並びに事務及び事業の減量、効率化等の改革(以下「中央省庁等改革」という。)について、その基本的な理念及び方針その他の基本となる事項を定めるとともに、中央省庁等改革推進本部を設置すること等により、これを推進することを目的とする。

(中央省庁等改革に関する基本理念)

第二条 中央省庁等改革は、内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、中央省庁等改革を推進する責務を有する。

(中央省庁等改革の基本方針)

第四条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中央省庁等改革を行うものとする。

一 内閣が日本国憲法の定める国務を総理する任務を十全に果たすことができるようにするため、内閣の機能を強化し、内閣総理大臣の国政運営上の指導性をより明確なものとし、並びに内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を整備すること。

二 国の行政が本来果たすべき機能を十全に發揮し、内外の主要な行政課題に的確かつ柔軟に対応し得るようにするため、次に掲げると

ころに従い、新たな省の編成を行うこと。

イ 国の行政が担うべき主要な任務を基軸として、一の省ができる限り総合性及び包括性をもった行政機能を担うこと。

ロ 基本的な政策目的又は価値体系の対立する行政機能は、できる限り異なる省が担うこと。

ハ 各省の行政機能及び権限は、できる限り均衡のとれたものとする。

三 国の規制の撤廃又は緩和を進め、国と民間とが分担すべき役割を見直し、及び国と地方公共団体との役割分担の在り方に即した地方分権を推進し、これに伴い国の事務及び事業のうち民間又は地方公共団体にゆだねることが可能なものはできる限りこれらにゆだねること等により、国の行政組織並びに事務及び事業を減量し、その運営を効率化するとともに、国が果たす役割を重点化すること。

四 国の行政機関における政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能を分離することとを基本とし、それぞれの機能を高度化するとともに、組織上の分担体制を明らかにし、及びそれらに係る責任の所在を明確化すること。この場合において、政策の企画立案に関する機能を担う組織とその実施に関する機能を担う組織との緊密な連携の確保を図ること。

五 国の行政機関の間における政策についての協議及び調整の活性化及び円滑化並びにその透明性の向上を図り、かつ、政府全体として総合的かつ一体的な行政運営を図ること。

六 国民的視点に立ち、かつ、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた客観的な政策評価機能を強化するとともに、評価の結果が政策に適切に反映されるようにすること。

七 行政運営の透明性の向上を図るとともに、政府の諸活動を国民に説明する責務が全うされるものとする。

八 国の行政機関(その内部組織を含む。)の編

成に当たっては、内外の社会経済情勢の変化並びに行政需要及び政策課題の変化に柔軟かつ弾力的に対応し得る仕組みとすること。

(新体制への移行目標時期)

第五条 政府は、中央省庁等改革の緊要性にかんがみ、遅くともこの法律の施行後五年以内に、できれば平成十三年一月一日を目標として、中央省庁等改革による新たな体制への移行を開始するものとする。

第二章 内閣機能の強化

(内閣総理大臣の発議権)

第六条 内閣総理大臣が、内閣の首長として、国政に関する基本方針(対外政策及び安全保障政策の基本、行政及び財政運営の基本、経済全般の運営及び予算編成の基本)並びに行政機関の組織及び人事の基本方針のほか、個別の政策課題であつて国政上重要なものを含む。以下同じ)について、閣議にかけることができることを法制上明らかにするものとする。

(国務大臣の数)

第七条 内閣総理大臣以外の国務大臣について、複数省に關係する案件に関する総合調整等を担当する国務大臣が果たすべき役割にかんがみ、その総数を十五人から十七人程度とするよう必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(内閣官房の基本的性格及び任務)

第八条 内閣官房は、内閣の補助機関であるとともに、内閣の首長としての内閣総理大臣の職務を直接に補佐する機能を担うものとする。

2 内閣官房は、内閣及び内閣総理大臣を補佐する機関として、閣議に係る事務等を処理するほか、国政に関する基本方針の企画立案、国政上の重要事項についての総合調整、情報の収集及び分析、危機管理並びに広報に関する機能を担うものとし、これらの機能を強化するため必要な措置を講ずるものとする。

3 内閣官房の任務に、国政に関する基本方針の企画立案を行うことが含まれることを法制上明らかにするものとする。

(内閣官房の組織の在り方)

第九条 内閣官房は、基本的に内閣総理大臣により直接選任された者によって運営されるべきものとし、このため、行政組織の内外から人材を機動的に登用することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 内閣官房の組織については、その時々の政策課題に応じ、柔軟かつ弾力的な運営が可能な仕組みとするものとする。

3 内閣総理大臣の職務を直接に補佐する体制を整備するため、内閣総理大臣補佐官及び内閣総理大臣秘書官の定数の在り方を弾力的なものとするほか、内閣官房の定数管理を柔軟なものとする。この場合、必要措置を講ずるものとする。

(内閣府の基本的な性格及び任務)

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

2 内閣府の任務及び機能(外局に係るものを除く)は、おおむね次に掲げるものとする。

一 経済財政政策、総合科学技術政策、防災、男女共同参画その他の各省の事務に広範に關係する事項に関する企画立案及び総合調整

二 皇室、榮典及び公式制度に関する事務その他の内閣総理大臣が担当することがふさわしい事務の処理

三 沖縄対策(企画立案及び総合調整のほか、沖縄振興開発計画に関する事務及びその関係予算の一括計上に係る事務を含む。以下同じ)。

四 北方対策

五 消費者行政、物価行政及び市民活動を行う団体一般に関する行政

六 青少年健全育成行政に関する総合調整

3 各省庁が所掌している消費者行政に関する事務については、できる限り内閣府に統合するものとする。

4 官内庁は、内閣府に置くものとする。

5 防衛庁及び国家公安委員会は、内閣府に、その外局として置くものとし、国務大臣をこれらの長とするものとする。

6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。

一 国内金融に関する企画立案(第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く。)を担うこと。

二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。

三 金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。

四 関係法律に基づく命令の立案に関する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所管しているものについては、できる限り単独で所管すること。

五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。

7 防衛施設庁は、防衛庁に、その外局として置くものとする。

8 内閣官房長官は、内閣府(防衛庁及び国家公安委員会を除く。)の事務を統轄し、その職員の服務を統括するものとする。

(担当大臣)

第十一條 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該国務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、関係す

る国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。

2 沖縄対策及び北方対策については、前項の国務大臣に担当させるものとする。

3 金融庁が所管する事項については、第一項の国務大臣に担当させるものとする。

(内閣府の組織の在り方)

第十二條 内閣府の内部部局は、第十条第二項に規定する任務及び機能に係る事務を的確に処理できるよう組織するものとする。この場合において、沖縄対策については、その担当部局を設け、かつ、その任務及び機能を果たすため必要かつ十分な体制を整備するものとする。

2 内閣府の内部部局には、国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行うため、必要に応じ、広く行政組織の内外から人材を登用するものとする。

3 内閣府に、経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関し、国務大臣、学識経験を有する者等の合議により審議し、必要な意見を述べるための合議制の機関として、経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議を置くものとし、その任務及び構成員は、別表第一のとおりとする。

4 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する重要事項を審議するため、内閣府に、内閣総理大臣、財務大臣、前条第三項の担当大臣、金融庁長官、日本銀行総裁等によって構成される合議制の機関を置くものとする。

5 原子力委員会及び原子力安全委員会は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。

6 経済企画庁に置かれていた試験研究機関は、内閣府に移管し、内閣府の内部部局と連携して機能するようにするものとする。

7 沖縄総合事務局は、内閣府に置き、その機能を継続するものとする。
(国の行政機関の幹部職員の任免についての内

閣承認)

第十三條 国の行政機関の事務次官、局長その他の幹部職員については、任命権者がその任免を行うに際し内閣の承認を要することとするための措置を講ずるものとする。

(内閣機能の強化に関するその他の措置)

第十四條 政府は、第六条から前条までに規定するもののほか、第四条第一号の基本方針の趣旨にのっとり、内閣機能を強化するため、内閣及び内閣官房の運営の改善を図るものとする。

第三章 国の行政機関の再編成
(新たな省の名称等)

第十五條 第四条に規定する基本方針に従い新たに編成される省(以下「新たな省」という。)の名称、主要な任務及び主要な行政機能は、別表第二のとおりとするものとする。
(内部部局及び外局)

第十六條 内閣府及び新たな省(第四項第一号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。)の内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。

2 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、その任務及び機能に即して、総合的かつ機能的な行政運営が可能となるようにするとともに、状況に応じて所掌事務を分享して機動的に遂行する職の活用を図るものとする。

3 政府は、府省の内部部局の組織の編成に当たっては、一府省の内部部局として置かれる局の数を基本として十以下することを目標とするものとする。

4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する機能を担うものとする。

一 内閣府の外局として置かれる委員会及び庁であって、法律で、国務大臣をもってその長に充てることができるもの

二 特段の必要があり、主として政策の企画立案に関する機能を担うため、内閣府又は新たな省の外局として置かれる庁

5 新たな省に、その外局として置かれる委員会及び庁は、別表第三のとおりとする。

6 政府は、主として政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるために必要な措置を講ずるものとする。

一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。

二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。

三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの範囲に限定することを基本とすること。

四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。

7 政府は、第四項第二号の庁が政策の実施に関する事務を行う場合には、実施庁に準じて、その運営の効率化を図るものとする。

(総務省の編成方針)

第十七條 総務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人事管理機能について、国家公務員制度に関する企画立案並びに内閣官房が策定する人事運用の基本方針を踏まえた政府全体を通ずる人事管理の方針、計画等に関する企画立案及び総合調整、各行政機関における人事管理施策の統一その他中央人事行政機関としての内閣総理大臣を補佐する機能を担うこと。
二 行政の評価及び監視の機能について、府省

の關係部門との連携、客観的かつ公正な評価方法の確立、評価の迅速化、評価結果の公開及び府省の政策への反映、調査対象の拡充及び権限の明確化等その充実を図るとともに、当該機能を公共事業における費用効果分析の仕組みの確立及び実効性の確保のために活用すること。

三 統計行政について、次に掲げるところによること。

イ 統計について、政府全体を通ずる調整を行い、府省の行う統計行政の重複を是正するほか、それぞれの調査結果の共有化を推進すること。

ロ 府省が行う大規模統計で全数調査として行われるものについて、分野ごとの専門性を踏まえ、その実施について必要な一元化を行うこと。

ハ 統計事務について、できる限り民間への委託を進めること。

四 国の地方自治に関する行政機能の在り方については、地方自治が国の基本的な制度であり、かつ、地方自治を維持し、及び確立することが国の重要な役割であることを踏まえるとともに、地方分権の推進に伴い国の地方に対する機能を縮小することを基本とし、地方分権の推進の状況を勘案しつつ、中期的な観点にも立って、各省の関連する行政の見直しと併せて、次に掲げるところにより、国の地方公共団体に対する関与を必要最小限のものとすよう、その見直しを行うこと。

イ 地方公共団体の組織運営に関する事務については、基本的に地方公共団体の自主性を尊重しつつ、国は、広域行政制度その他の地方自治に関する制度の整備、国と地方公共団体との間の調整等地方自治に関する制度の企画立案及び管理を行う立場から必要な範囲のものをを行うこと。

ロ 自治省から引き継ぐ地域振興に関する事務については、地方公共団体の創意工夫を

尊重した政策の企画立案を行うことを基本とする。

ハ 地方公共団体の歳入及び歳出に関する個別の関与については、財政収支が著しく不均衡な状況にある団体等に関するものを除き、地方公共団体の自主性を尊重したものとすること。

ニ 地方税制について、地方公共団体の課税権の自主性を尊重したものとすること。

ホ 地方公共団体間の財政の調整については、財源の均衡化を図り、行政の標準的な水準を確保するという本来の目的に照らして必要な範囲に限定し、その算定事務について一層の簡素化及び透明化を進めること。

五 消防行政について、次に掲げるところによること。

イ 消防制度の企画立案及び全国的見地から広域的に対応する必要がある事務にその機能を集中させること。

ロ 個別の地方公共団体に対する関与及び補助については、真に必要な範囲にとどめること。

ハ 検査、検定その他の安全の確保のための規制については、その目的に照らして必要最小限のものとすほか、民間の能力の活用を進めること。

六 電気通信行政及び放送行政については、当該行政に係る郵政省の機能を通商産業省との分担を変更しないで引き継ぐとともに、当該行政を担当する局を二局に再編して内部部局に置くこと。

七 郵政事業について、次に掲げるところによること。

イ 郵政事業に係る企画立案及び管理を所掌する一局を内部部局に置くこと。

ロ 郵政事業の実施に関する機能を担う外局として置かれる郵政事業庁は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日

(その日が郵政事業庁の設置の日から起算して二年を経過する日より前である場合は、同日)の属する年において、第三十三条第一項に規定する国営の新たな公社に移行すること。

八 公正取引委員会については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の厳正な執行を確保することの重要性にかんがみ、その審査体制等の充実を図ること。

九 日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討すること。

(法務省の編成方針)
第十八条 法務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 人権擁護行政について、その充実強化を図ること。

二 司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、関係機関に対し必要な協力を行うこと。

三 行政審判機能の充実強化の方策及びこれを行う組織の在り方についての検討の支援を行うこと。

四 公安調査庁について、内外における諸情勢の変化に対応し、組織の減量を図るとともに、相当数の人員を在外における情報収集活動の強化及び内閣における情報の収集、分析等の機能の充実のために充てるものとするほか、破壊活動防止法(昭和二十七年法律第二百四十号)に基づく破壊的団体の規制の実効性を確保するなど、同庁の機能を見直すこと。

五 出入国管理機関について、税関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

(外務省の編成方針)
第十九条 外務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 総合的な外交政策の策定に関する機能を充実強化すること。

二 情報の収集、分析及び報告に関する機能を充実強化すること。

三 国際社会に広く影響を及ぼす国際約束等の策定に主体的に参画すること。

四 政府開発援助について、次に掲げるところによること。

イ 政府開発援助のより効果的かつ効率的な推進を図るとともに、その推進に当たって民間の人材を活用すること。

ロ 対象国に関する総合的な援助方針の策定その他の政府開発援助に関する全体的な企画及び有償資金協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる調整の中核としての機能を担うこと。

ハ 海外経済協力基金と日本輸出入銀行の統合を踏まえ、海外経済協力基金に係る事務については外務省が中心となり関係省との関係を緊密化するとともに、日本輸出入銀行に係る事務については財務省が担当し外務省等との関係を緊密化すること。

ニ 技術協力に関する企画立案について、政府全体を通ずる一元的な調整の中核としての機能を担うこと。ただし、留学生に係るものについては、教育科学技術省の主導性を確保すること。

ホ 技術協力については、国際協力事業団を中心として実施するものとし、関係府省は、同事業団と緊密な連携を確保しつつ、協力すること。

ヘ 国際機関を通じた協力については、大蔵省等との間の分担の在り方を基本として財務省等との間でこれを分担することとする

とともに、相互の連携を緊密化すること。

五 対外経済政策について、通商政策機能等を担う関係省との間において、人事交流その他の協力体制の充実及び役割分担の明確化を図ること。

六 国際文化交流について、教育科学技術省との連携を更に緊密化すること。

七 安全保障について、外交政策と防衛政策を始めた関係府省の政策との密接な連携を確保することにより、総合的な安全保障政策の構築を図ること。

八 地域に関するよりきめ細かな外交政策を推進するため、これを担当する局を適切な分担に再編すること。

(財務省の編成方針)

第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 財政構造改革を推進すること。

二 財政投融資制度を抜本的に改革することとし、郵便貯金として受け入れた資金及び年金積立金(厚生保険特別会計の年金勘定及び国民年金特別会計の国民年金勘定に係る積立金をいう。)に係る資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第一条に基づく資金運用部への預託を廃止し、並びに資金調達について、既往の貸付けの継続にかかわる資金繰りに配慮しつつ、市場原理にのっとりたものとし、並びにその新たな機能にふさわしい仕組みを構築すること。

三 国際金融及び為替管理を担当する部門については、当面、財務省に置き、日本銀行の役割を含め、当該部門の在り方について検討し結論を得ること。

四 国と地方を通じた徴税の一元化については、地方自治との関係及び国と地方を通ずる税制の在り方を踏まえて更に検討すること。

五 徴税における中立性及び公正性の確保を図るため、税制の簡素化を進め、通達への依存を縮減するとともに、必要な通達は国民に分かりやすい形で公表すること。

六 税関について、出入国管理機関、検疫機関及び動植物検疫機関との密接な連携を確保すること。

七 財政投融資制度の改革及び国有財産管理事

務の減量に伴い、これらを担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

八 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、その範囲を明確に定めるとともに、これに配置する職員の数には、必要最小限のものとすること。

(経済産業省の編成方針)

第二十一条 経済産業省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 経済構造改革を推進すること。

二 産業政策について、次に掲げるところによること。

イ 個別産業の振興又は産業間の所得再分配を行う施策から撤退し、又はこれを縮小し、市場原理を尊重した施策に移行すること。

ロ 市場における経済取引に係る準則の策定及び整備、工業所有権等の保護、技術開発等の業種横断的な政策に重点化するとともに、円滑な産業構造の転換を推進すること。

三 通商政策及び貿易政策について、地域の又は多国間の枠組みによる新たな国際経済秩序の形成に積極的に貢献するとともに、産業に関する国際的な調整のための施策を展開すること。

四 中小企業政策について、中小企業の保護又はその団体の支援を行う行政を縮小し、地域の役割を強化するとともに、新規産業の創出のための環境の整備への重点化を図ること。

五 地域の経済及び産業を振興する施策について、地域の役割を強化し、国の関与を縮小すること。

六 エネルギー政策について、次に掲げるところによること。

イ 省エネルギー及び新エネルギーに関する施策に重点的に取り組むこと。

ロ 事業者に対する需給調整のための規制を大幅に廃止し、又は緩和すること。

ハ 危機管理に係る政策及び環境政策との連携を強化すること。

二 原子力の開発及び利用に関し、適切な方向付けを行うこと。

七 技術開発について、国が政策的に行う必要がある重要なものへの重点化を図ること。

八 経済財政諮問会議における経済全般の運営の基本方針の審議に関し、産業政策、経済構造改革、民間経済の活力の維持及び強化を図る観点から必要な企画立案に参画すること。

九 情報通信に関する通商産業省の機能を郵政省との分担を変更しないで行き継ぐこと。

十 独占禁止政策を中心とした競争政策については、引き続き公正取引委員会が担うものとし、経済産業省の所管としないこと。

十一 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、主として商業化及び実用化に向けたものを経済産業省が担うこと。

十二 原子力に関する技術開発について、学術研究及び科学技術に関するものは教育科学技術省が担うことを踏まえ、エネルギーとしての利用に関係するものを経済産業省が担うこと。

十三 原子力のエネルギーとしての利用に関係する安全の確保のための規制については、一次的には経済産業省が行い、二次的審査は、引き続き、原子力安全委員会が行うこと。

十四 産業政策の転換を踏まえ、個別産業の振興を担当する局を整理する等内部組織を見直すこと。

(国土交通省の編成方針)

第二十二条 国土交通省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 総合的な国土の形成に向けた体系的な取組を推進すること。

二 社会資本の整備を整合的かつ効率的に推進すること。

三 施設の整備及び管理、運輸事業者による安全かつ効率的な輸送サービスの提供の確保その他の施策による総合的な交通体系の整備を行うこと。

四 運輸事業について、需給調整のための規制の撤廃等を通じて市場原理にゆだねることを徹底し、行政の関与を大幅に縮小すること。

五 所管行政の全般にわたり、地方分権推進委員会の勧告を着実に実施するとともに、さらに、地方公共団体への権限の委譲、国の関与の縮減等を積極的に進めるほか、徹底した規制緩和、民間の能力の活用等を行うこと。

六 運輸省及び建設省に置かれた公共事業に関する事務を行う地方支分部局であって、その管轄区域が一の都府県を超えるものは、一の都府県の区域を超える各地方を単位として統合し、これに、その管轄区域における国土交通省が所掌する公共事業の実施及び助成、地方計画に関する調査及び調整、施設の管理、災害の予防及び復旧その他の国土の整備及び管理に関する事務を主体的かつ一体的に処理させること。

七 北海道開発庁の任務及び行政機能を引き継ぐものとし、その関係予算は、国土交通省に從前のとおり一括して計上し、北海道開発局は、同省に置くこと。この場合において、農林水産省が所掌する事業については、従前のとおり、同省に所要の予算の移替え又は繰入れをするるとともに、農林水産大臣のみが北海道開発局長を指揮監督すること。

八 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うとともに、入札及び契約に係る制度の一層の改善を進めること。

九 航空交通管制に用いる機器の整備等について、民間の能力を活用すること。

十 気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等

の機能は民間の主体性にゆだねること。

十一 社会資本の総合的な整備計画については、経済財政諮問会議の議を経るものとする。

十二 交通安全行政について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

十三 船員労働行政を担うこと。

十四 小笠原総合事務所は、国土交通省に置き、その機能を継続すること。

(農林水産省の編成方針)

第二十三条 農林水産省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 食料の安定供給の確保の観点から、国、地方公共団体及び生産者の役割について、その分担の明確化を図ること。

二 農業生産、流通加工、農村及び中山間地域対策等における地方公共団体の役割について、その拡大及び地方分権の徹底を図ること。

三 消費者及び原料需要者の視点を重視すること。

四 生産性の高い農業を実現するための農業構造の改善を推進すること。

五 自由で効率的な農業経営の展開を可能とするための施策を推進するとともに、これに併せて生産者の所得を補償する政策への転換について検討すること。

六 国土及び環境の保全、景観の保全等の農林水産業のもつ多面的機能の位置付けを明確化すること。

七 第四十六条に定めるところによる公共事業の見直しを行うこと。

八 統計調査の実施において、地方公共団体及び民間の能力の大幅な活用を図ること。

九 森林行政について、環境行政との緊密な連携を確保すること。

十 食品行政について、労働福祉省との間の責任の分担を明確化するとともに、同省との緊密な連携を確保すること。

十一 農業構造の改善に係る公共事業については、真に食料の安定供給の確保に資するものに限り、必要やむを得ず整備するものについては、国土交通省との相互協議を通じ、同省が所管する公共事業との総合的な実施を図ること。

十二 農村及び中山間地域等の振興について、第二十八条に規定する政策調整のための制度の活用等により、他の府省の行政との総合性を確保すること。

十三 動物検疫機関について、出入国管理機関、税関及び検疫機関との密接な連携を確保すること。

(環境省の編成方針)

第二十四条 環境省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 地球温暖化の防止等の環境行政における国際的な取組に係る機能及び体制を強化すること。

二 関係行政との間の調整及び連携の強化等を通じた環境行政の総合的展開を図ること。

三 大気、水質及び土壌の汚染規制、騒音規制等の公害を防止するための規制、環境の保全のための監視及び測定、公害に係る健康被害の補償等のための措置、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に規定する廃棄物をいう。）に係る対策、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）による規制（貿易管理に関するものを除く）、野生動物植物の種の保存並びにその他専ら環境の保全を目的とする制度並びに事務及び事業については、環境省に一元化すること。

四 化学物質の審査及び製造の規制、公害防止のための施設及び設備の整備、工場立地の規制、海洋汚染の防止、下水道等による排水の処理、環境中の放射性物質に関する監視及び測定、資源の循環的再利用の促進、オゾン層の保護、温室効果ガスの排出の抑制、森林及び

緑地の保全、河川及び湖沼の保全、環境影響評価その他その目的及び機能の一部に環境の保全が含まれる制度並びに事務及び事業については、環境省が環境の保全の観点から、基準、指針、方針、計画等の策定、規制等の機能を有し、これを発揮することにより、関係府省と共同で所管すること。

五 他の府省が所管する事務及び事業について、環境の保全の見地から必要な勧告等を行うこと。

六 総合科学技術会議と密接に連携するとともに、第二十八条に規定する政策調整のための制度を積極的に活用することにより、環境行政における横断的な調整機能を十全に発揮すること。

(労働福祉省の編成方針)

第二十五条 労働福祉省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 社会保障制度の構造改革を推進すること。

二 少子高齢化等の社会の変化及び男女共同参画社会の形成に対応した労働政策及び社会保障政策との統合及び連携の強化を推進すること。

三 社会福祉、保健、雇用等における地域の役割について、その強化を図ること。

四 労働関係の変化に対応し、その調整に係る行政を見直し、縮小すること。

五 公的年金制度の一元化を推進すること。

六 少子高齢化社会への総合的な対応について、関係府省の間における調整の中核としての機能を担うこと。

七 医薬品についての安全性等の審査及び製造等の承認について、その透明性、客観性及び中立性を一層高めるため、体制の見直しを行うこと。

八 健康保険、政府が保険者であるものに限る）、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険に係る徴収事務の一元化を図ること。

九 福祉サービスの分野において、民間の能力の活用及び利用者による選択の拡大を図ること。

十 職業紹介事業等に対する規制を緩和することにより、労働市場を通じた需給調整の機能の発揮を促進すること。

十一 事業行政、公衆衛生行政、食品衛生行政及び水道行政は、労働福祉省が担うこと。

十二 保育所及び幼稚園について、教育科学技術省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。

十三 検疫機関について、出入国管理機関、税関及び動物検疫機関との密接な連携を確保すること。

(教育科学技術省の編成方針)

第二十六条 教育科学技術省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

一 豊かな人間性の育成、教育制度の革新等を旨とした教育改革を推進すること。

二 学術及び科学技術行政に關し、明確な目標の下に総合的、積極的かつ計画的な取組を強化するとともに、学術及び科学技術研究の調和及び総合性の確保を図ること。

三 総合科学技術会議の議により策定される科学技術に関する基本方針を踏まえ、研究開発に関する具体的な計画を策定し、その推進を図るとともに、これに基づく関係府省の間の調整を行うこと。

四 国立大学の組織、運営体制等の改革その他高等教育の改革を行うこと。

五 個性に応じた教育の多様化、地方の自主性の尊重等の観点から、初等中等教育行政の改革を行うこと。

六 生涯学習行政を推進すること。

七 文化行政の機能の充実を図ること。

八 国際文化交流については、外務省との連携を更に緊密化し、文化庁がより重要な役割を果たすこと。

九 大規模プロジェクト等による技術開発について、主として商業化及び実用化に向けたものは経済産業省が担うことを踏まえ、主として学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十 原子力に関する技術開発について、エネルギーとしての利用に関係するものは経済産業省が担うことを踏まえ、学術研究及び科学技術に関するものを教育科学技術省が担うこと。

十一 幼稚園及び保育所について、労働福祉省と連携してこれらの施設及び運営の総合性を確保すること。

十二 青少年健全育成行政に関する総務庁の事務のうち、内閣府に移管する総合調整に関する事務以外の事務は、教育科学技術省が担うこと。

(総理府及び総務庁の所掌事務の帰属)

第二十七条 総理府及び総務庁が所掌している事務(第十条、第十五条及び第十七条から前条までの規定においてその帰属が明らかにされていないものを除く)については、その必要性について見直した上、内閣官房、内閣府又は総務省の事務とするにふさわしいものを除き、その事務の内容に最も関連の深い総務省以外の新たな省に担わせるものとする。

(府省間の政策調整等)

第二十八条 政府は、第四条第五号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、府省間における政策についての協議及び調整(内閣府が行う総合調整を除く。以下この条において「政策調整」という。)のための制度を整備するものとする。

一 府省は、その任務の達成に必要な範囲において、他の府省が所掌する政策について、提言、協議及び調整を行い得る仕組みとする。

二 内閣官房は、必要に応じ、調整の中核となる府省を指定して政策調整を行わせること等

により、総合調整を行うこと。

三 関係府省の間において迅速かつ実質的な政策調整を行うための会議を機動的に開催する仕組みの活用を図ること。

四 政策調整の過程について、できる限り透明性の向上を図ること。

(政策評価等)

第二十九条 政府は、第四条第六号の基本方針に従い、次に掲げるところにより、政策評価機能の充実強化を図るための措置を講ずるものとする。

一 府省において、それぞれ、その政策について厳正かつ客観的な評価を行うための明確な位置付けを与えられた評価部門を確立すること。

二 政策評価の総合性及び一層厳格な客観性を担保するため、府省の枠を超えて政策評価を行う機能を強化すること。

三 政策評価に関する情報の公開を進めるとともに、政策の企画立案を行う部門が評価結果の政策への反映について国民に説明する責任を明確にすること。

(審議会等の整理及び合理化)

第三十条 政府は、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。)について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

一 活動の実績が乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、基本的に廃止すること。

二 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。

イ 原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。

ロ イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に

限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるとする。

三 その他不服審査等を行う審議会等については、その必要性を検討し、必要最小限のものに限ること。

四 審議会等の委員の構成及びその資格要件については、当該審議会等の設立の趣旨及び目的に照らし、適正に定めること。

五 会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。

(特別の機関)

第三十一条 政府は、国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関に関し、府省の編成に併せ、その目的、機能、組織の態様等を個別に検討し、各機関の必要性及び在り方について、その性格に応じた見直しを行うものとする。

第四章 国の行政組織等の減量、効率化等

第一節 国の行政組織等の減量、効率化等の推進方針

第三十二条 政府は、次に掲げる方針に従い、国の行政組織並びに事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに国が果たす役割の重点化(第五十三条第三号において「国の行政組織等の減量、効率化等」という。)を積極的かつ計画的に推進し、その具体化のための措置を講ずるものとする。

一 国の事務及び事業の見直しを行い、国の事務及び事業とする必要性が失われ、又は減少しているものについては、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を進めること。

二 前号の見直しの結果、民間事業への転換、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を行わないこととされた事務及び事業のうち、政策の実施に係るものについては、第三十六条に規定する独立行政法人の活用等を進め、その自律的及び効率的な運営を図ること。

と。

三 国の事務及び事業であっても、国が自ら実施する必要性に乏しく、民間に委託して実施する方が効率的であるものについては、民間への委託を進めること。

四 国の規制の撤廃又は緩和、国の補助金等(財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成九年法律第九号)第三十四条に規定する補助金等をいう。以下同じ。)の削減又は合理化その他行政の在り方の方の見直しを進め、民間及び地方公共団体に対する国の関与の縮減を図ること。

第二節 現業の改革

(郵政事業)

第三十三条 政府は、次に掲げる方針に従い、総務省に置かれる郵政事業の所掌に係る事務を一体的に遂行する国営の新たな公社(以下「郵政公社」という。)を設立するために必要な措置を講ずるものとする。

一 郵政公社は、第十七条第七号ロに定めるところによる移行の時に、法律により直接に設立されるものとする。

二 郵政公社の経営については、独立採算制の下、自律的かつ弾力的な経営を可能とすること。

三 主務大臣による監督については、法令で定めるものに限定するものとする。

四 予算及び決算は、企業会計原則に基づき処理するものとし、その予算について毎年度の国会の議決を要しないものとするほか、繰越し、移用、流用、剰余金の留保を可能とするなどその統制を必要最小限のものとする。

五 経営に関する具体的な目標の設定、中期経営計画の策定及びこれに基づく業績評価を実施するものとする。

六 前各号に掲げる措置により民間化等の見直しは行わないものとする。

七 財務、業務及び組織の状況、経営目標、業

織評価の結果その他経営内容に関する情報の公開を徹底するものとする。

八 職員については、郵政公社を設立する法律において国家公務員としての身分を特別に付与し、その地位については、次に掲げるところを基本とするものとする。

イ 団結する権利及び団体交渉を行う権利を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

ロ 一般職の国家公務員と同様の身分保障を行うこと。

ハ 職員の定員については、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）及び同法に基づく政令による管理の対象としないこと。

2 政府は、資金運用部資金法第二条第一項に基づく資金運用部への預託を廃止し、当該資金の全額を自主運用することについて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、郵便事業への民間事業者の参入について、その具体的条件の検討に入るものとする。

4 政府は、郵便貯金への預入及び簡易生命保険への加入の勧奨を奨励する手当について、郵政公社の設立に併せて検討するものとする。

（国有林野事業）

第三十四条 政府は、国有林野事業に関し、次に掲げる改革を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 森林の有する公益的機能の維持増進を旨とする管理経営への転換、民間事業者への業務の委託の推進等による国有林野事業の業務運営の適正化

二 その職員数を業務に応じた必要最小限のものとするともに、簡素かつ効率的な組織に再編することによる国有林野事業の実施体制の効率化

三 特定の債務を一般会計に帰属させること等による国有林野事業の財務の健全化

（造幣事業及び印刷事業）

第三十五条 政府は、造幣事業及び印刷事業について、その経営形態の在り方を検討するものとする。

第三節 独立行政法人制度の創設等

（独立行政法人）

第三十六条 政府は、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要があるが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものについて、これを効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自律性、自発性及び透明性を備えた法人（以下「独立行政法人」という。）の制度を設けるものとする。

（法令による規律）

第三十七条 政府は、独立行政法人について、その運営の基本、監督、職員の身分その他の制度の基本となる共通の事項を定める法令を整備するものとする。

2 それぞれの独立行政法人の目的及び業務の範囲は、当該独立行政法人を設立する法令において明確に定めるものとする。

3 それぞれの独立行政法人を所管する大臣（次条において「所管大臣」という。）が独立行政法人に対し監督その他の関与を行うことができる事項は、法令において定めるものに限るものとする。

（運営の基本）

第三十八条 独立行政法人の運営に係る制度の基本は、次に掲げるものとする。

一 所管大臣は、三年以上五年以下の期間を定め、当該期間において当該独立行政法人が達成すべき業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス等の質の向上、財務内容の改善その他の業務運営に関する目標（次号において「中期目標」という。）を設定するものとする。

二 独立行政法人は、中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）及び中期計画の期間中の各事業年度の業務運営に関する計画（第七号において「年度計画」という。）を策定し、実施するものとする。

三 独立行政法人の会計は、原則として企業会計原則によるものとする。ととも、各事業年度において生じた損益計算上の利益は、これを積み立て、法令の定めるところにより、中期計画に定められた使途の範囲内において使用することができるものとする。等弾力的かつ効率的な財務運営を行うことができる仕組みとする。

四 国は、独立行政法人に対し、運営費の交付その他の所要の財源措置を行うものとする。

五 独立行政法人の業務については、その実績に関する評価の結果に基づき、業務運営の改善等所要の措置を講ずるものとする。

六 独立行政法人の職員の給与その他の処遇については、当該職員の業績及び当該独立行政法人の業務の実績が反映されるものとする。

七 独立行政法人は、各事業年度において、業務の概要、財務内容、中期計画及び年度計画、業務の実績及びこれについての評価の結果、人員及び人件費の効率化に関する目標その他の組織及び業務に関する所要の事項を公表するものとする。

八 所管大臣は、中期計画の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

（評価委員会）

第三十九条 独立行政法人の業務の実績に関する評価が、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行われるようにするため、府省に、当該評価の基準の作成及びこれに基づ

く評価等を行うための委員会を置くとともに、総務省に、府省に置かれる委員会の実施した評価の結果に関する意見の表明、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃の勧告等を行う委員会を置くものとする。

（職員の身分等）

第四十条 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して必要と認められるものについては、法令により、その職員に国家公務員の身分を与えるものとし、その地位等については、次に掲げるところを基本とするものとする。

一 団結する権利及び団体交渉を行う権利（労働協約を締結する権利を含む。）を有するものとし、争議行為をしてはならないものとする。

二 法令に定める事由による場合でなければ、その意に反して、降任され、休職され、又は免職されることがないものとする。

三 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項は、独立行政法人が中期計画に照らして適正に決定するものとし、団体交渉並びに中央労働委員会のあつせん、調停及び仲裁の対象とするものとする。

四 定員については、行政機関の職員の定員に関する法律その他の法令に基づく管理の対象としないものとする。とともに、職員の数については、毎年、政府が国会に対して報告するものとする。

（労働関係への配慮）

第四十一条 政府は、それぞれの独立行政法人に行わせる業務及びその職員の身分等を決定するに当たっては、これまで維持されてきた良好な労働関係に配慮するものとする。

（特殊法人の整理及び合理化）

第四十二条 政府は、特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人

(総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号) 第四十四条第一号の規定の適用を受けない法人を除く。第五十九条第一項において「特殊法人」という。)について、中央省庁等改革の趣旨を踏まえ、その整理及び合理化を進めるものとする。

第四節 その他の見直し

(施設等機関等)

第四十三条 政府は、施設等機関について、国として必要なもの以外のものについては、民間若しくは地方公共団体への移譲又は廃止を推進するほか、その必要性が認められるものについても、府省の編成に併せてその統合を推進するとともに、各施設等機関の性格に応じて独立行政法人への移行を検討するものとする。

2 政府は、国立大学が教育研究の質的向上、大学の個性の伸長、産業界及び地域社会との有機的連携の確保、教育研究の国際競争力の向上その他の改革に積極的かつ自主的に取り組むことが必要とされることにかんがみ、その教育研究についての適正な評価体制及び大学ごとの情報の公開の充実を推進するとともに、外部との交流の促進その他人事、会計及び財務の柔軟性の向上、大学の運営における権限及び責任の明確化並びに事務組織の簡素化、合理化及び専門化を図る等の観点から、その組織及び運営体制の整備等必要な改革を推進するものとする。

3 政府は、国立病院及び国立療養所に関し、国の医療政策として行うこととされてきた医療について、真に国として担うべきものに特化することとし、かかる機能を担う機関以外の機関の民間若しくは地方公共団体への移譲、統合又は廃止を推進すること等により、その再編成を一層促進するとともに、国として担うべき医療を行う機関の間の緊密な連携を阻害しないよう留意しつつ、高度かつ専門的な医療センター、ハセン療養所等特に必要があるものを除き、独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うものとする。

4 政府は、国の試験研究機関について、府省の

編成に対応して、次に掲げるところにより、その見直しを行うものとする。

一 その業務を国として本来担うべき機能にふさわしいものとし、その規模を適切なものとするとともに、その組織及び人員の効率化及び重点化を推進すること。

二 類似の研究を行っている機関、必要以上に細分化されている小規模な機関、地域別又は業種別の機関等その機能の見直しが求められる機関については、原則として廃止又は統合を行い、国として総合的に取り組む必要のある重要な研究分野及び広範な行政目的に關係する横断的な研究分野を担う中核的な機関を育成すること。

三 その活動の自律性、柔軟性及び競争性を高めることを基本とし、その管理運営の仕組みの改善及び評価体制の確立を図るとともに、政策研究等の国が直接に実施する必要がある業務を行う機関以外の機関は、原則として独立行政法人に移行すべく具体的な検討を行うこと。

5 政府は、検査検定機関について、その事業の必要性を厳しく見直し、民間への移譲及び廃止を推進するとともに、府省の編成に併せてその統合を推進するものとする。この場合において、事業の性質に応じて独立行政法人への移行を検討するとともに、国の事業として行うものについては、できる限り外部への委託を進め、その効率化を図るものとする。

6 政府は、文教研修施設(国立学校を除く。)及び作業施設について、国の行政機関としての必要性を見直し、その結果に基づき、民間事業への転換をはじめ、民間若しくは地方公共団体への移譲若しくは廃止又は府省の編成に併せた統合を推進するほか、行政機関の職員のみを対象とする研修施設以外のものの独立行政法人への移行等により、その運営の効率化を図るものとする。

7 政府は、矯正収容施設について、その特性を

考慮しつつ、可能な限り、その運営につき効率化及び質的向上を進めるものとする。

(国の規制及び補助金等の見直し)

第四十四条 政府は、次に掲げる観点から、国の規制の見直しを行うものとする。

一 規制の在り方について、事前の規制から民間の自由な意思に基づく活動を重視したものに転換すること。

二 市場原理にゆだねることができる場合における経済活動に対する規制は廃止するとともに、その他の規制についてもその目的に照らして必要最小限のものとする。

三 国際的な整合性の確保を図ること。

四 手続を簡素化するとともに、規制の実施に係る事務について、民間の能力の活用等により、その効率化を進めること。

五 基準の明確化、その公表等により国民に説明する責任を明確化すること。

2 政府は、次に掲げる観点から、国の補助金等の見直しを行うものとする。

一 地方公共団体に対するものについては、地方分権推進委員会の勧告に沿って、その削減又は合理化を推進すること。

二 事業等の振興又は助成を図るためのものであって、長期間の継続によりその効果が乏しくなっているもの又は少額なものは、原則として廃止すること。

三 補助の効果を得る限り客観的に評価して公表する仕組みを整備すること。

(地方支分部局の整理及び合理化)
第四十五条 政府は、次に掲げる方針に従い、地方支分部局の整理及び合理化のために必要な措置を講ずるものとする。

一 社会経済情勢の変化等を踏まえ、地方支分部局の事務及び事業の必要性を見直し、その再配置、統合及び廃止並びにその内部組織及び職員の定員の整理及び合理化その他必要な措置を講ずること。

二 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、そ

の管轄区域が一の都府県の区域を超え又は道の区域である地方支分部局は、可能な限り、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域を単位として総合化すること。

三 府省の編成に併せ、一の府省に置かれ、その管轄区域が一の都府県の区域である地方支分部局は、管轄区域が当該都府県の区域を超える同種の事務及び事業を行う地方支分部局が存在しない場合には、可能な限り、当該都府県の区域を単位として総合化すること。

四 前三号の地方支分部局以外の地方支分部局は、可能な限り、整理すること。

五 各府省の地方支分部局がもつ地域の振興、施設の整備等に係る企画立案、調査、助言等を行う機能について、地方公共団体その他地域の必要に応じ、一の都府県の区域を超える各地方又は道の区域の単位ごとに調整する仕組みを整備すること。

六 地方支分部局が関与する許可、認可、補助金等の交付の決定その他の処分に係る手続について、できる限り、当該処分に係る府省の長の権限を当該地方支分部局の長に委任し、これらの手続が当該地方支分部局において完結するようにすること。

(公共事業の見直し)

第四十六条 政府は、次に掲げる方針に従い、公共事業の見直しを行うものとする。

一 公共事業に関し、国が直接行うものは、全国的な政策及び計画の企画立案並びに全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業の実施に限定し、その他の事業については、地方公共団体にゆだねていくことを基本とする。

二 国が個別に補助金等を交付する事業は、国の直轄事業に関連する事業、国家的な事業に関連する事業、先導的な施策に係る事業、短期間に集中的に施行する必要がある事業等特に必要があるものに限定し、その他の事業に対する助成については、できる限り、個別の

補助金等に代えて、適切な目的を付した統合的な補助金等を交付し、地方公共団体に裁量的に施行させること。

三 次に掲げるにより、地方支分部局にその管轄区域内において実施される公共事業に関する国の事務を主体的かつ一体的に処理させること。

イ 事業の決定及び執行に関する府省の長の権限について、明確な法令の規定により、できる限り地方支分部局の長に委任すること。

ロ 府省の長は、イに規定する権限の委任を受けた地方支分部局の長がその判断で事業の決定及び執行を行うことができるよう、各地方支分部局ごとに所要の予算額を一括して配分すること。この場合において、併せて、各事業間及び各地方支分部局間における調整を円滑に行うための措置を講ずること。

四 国の直轄事業の実施を担当する組織については、その業務を事業計画の決定等に重点化し、その他の業務は施工監理を含め民間への委託を徹底すること等により、業務の効率化を図ること。

五 社会資本の整備に関する計画等において主要な事業の実施場所等その具体的内容をできる限り明らかにすること、及び事業の実施の前後において、それぞれ、できる限り客観的な費用効果分析を行い、その結果を公表することにより、公共事業の決定過程の透明化及び評価の適正化を図ること。

(国の行政組織の整理及び簡素化等)

第四十七条 政府は、国の事務及び事業の減量、その運営の効率化並びに府省の編成を推進することにより、次に掲げるところに従い、国の行政組織の整理及び簡素化並びに定員の削減を行うものとする。

一 府省の編成の時にあって、府省の内部部局として置かれる官房及び局の総数をできる限

り九十に近い数とすること。

二 府省の編成の時にあって、府省、その外局及び国家公安委員会に置かれる庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室の総数、次号において「課等の総数」という。を千程度とする。

三 府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の一度の削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。

四 府省の編成に併せ、行政機関の職員の定員に関する法律を改正するための措置を執るとともに、国の行政機関の職員（法律で定数が定められている特別職の職員及び国際平和協力隊の隊員を除く）の定員について、十年間で少なくとも十分の一の削減を行うための新たな計画を策定した上、当該計画に沿った削減を進めつつ、郵政公社の設立及び独立行政法人への移行により、その一層の削減を行うこと。

第五章 関連諸制度の改革との連携

(国家公務員制度の改革)

第四十八条 政府は、中央省庁等改革が行政の組織及び運営を担う国家公務員に係る制度の改革を併せて推進することにより達成されるものであることにかんがみ、政策の企画立案に関する機能とその実施に関する機能との分離に対応した人事管理制度の構築、人材の一括管理のための仕組みの導入、内閣官房及び内閣府の人材確保のための仕組みの確立、多様な人材の確保及び能力、実績等に応じた処遇の徹底並びに退職管理の適正化について、早期に具体的成果を得るよう、引き続き検討を行うものとする。

(中央人事行政機関の機能の分担の見直しの基本方針等)

第四十九条 政府は、中央人事行政機関としての人事院及び内閣総理大臣の機能の分担の在り方について、所要の見直しを行うものとする。この場合において、人事院について、人事行政の

公正の確保及び職員の利益の保護のためにふさわしい機能に集中するとともにその実効的な遂行が確保されることの重要性に配慮しつつ、内閣総理大臣について、各行政機関が行う国家公務員等の人事管理に関する事務の統一保持上必要な機能を担うものとし、総合的かつ計画的な人事管理、国家公務員全体について整合性のとれた人事行政等を推進するため必要な総合調整機能の充実を図るものとする。

2 政府は、各任命権者の人事管理に関する責任を明確化し、行政運営に即応した機動的かつ弾力的な人事管理を実現するとともに、人事行政を簡素化、効率化するため、所要の措置を講ずるものとする。

(行政情報の公開等)

第五十条 政府は、中央省庁等改革がその目指す目的を実現するためには行政機関の保有する情報の公開が欠くことのできないものであることにかんがみ、これを公開するための制度の確立及びその適切な運用の確保のため必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他の広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図るものとする。

3 政府は、国の規制の撤廃又は緩和に伴い、司法機能の充実強化の方策について更に検討するとともに、行政庁と私人の間又は私人相互間の紛争を解決するための行政審判の機能がより重要になることにかんがみ、その充実強化の方策及びこれを担う組織の在り方について、検討するものとする。

(地方分権等)

第五十一条 政府は、中央省庁等改革が地方分権の推進並びに地方公共団体における行政及び財政の改革と密接に関連するものであることにか

んがみ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 地方公共団体に対し、自主的かつ主体的にその行政及び財政の改革を引き続き推進するよう要請するとともに、必要な助言等の協力を行うこと。

二 地方分権の推進について、地方分権推進委員会の勧告を尊重して着実にこれを実施し、及び地方行政制度の改革について更に本格的な検討を進めること。

第六章 中央省庁等改革推進本部

(中央省庁等改革推進本部の設置)

第五十二条 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に必要な中核的事務を集中的かつ一体的に処理するため、内閣に、中央省庁等改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第五十三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中央省庁等改革による新たな体制への移行の推進に関する総合調整に関すること。

二 内閣機能の強化、国の行政機関の再編成及び独立行政法人の制度の創設に関し必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

三 国の行政組織等の減量、効率化等を推進するため必要な基本的な計画の策定に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属せられた事務

(組織)

第五十四条 本部は、中央省庁等改革推進本部長、中央省庁等改革推進副本部長及び中央省庁等改革推進本部員をもって組織する。

(中央省庁等改革推進本部長)

第五十五条 本部の長は、中央省庁等改革推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(中央省庁等改革推進副本部長)

第五十六条 本部に、中央省庁等改革推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、副本長の職務を助ける。

（中央省庁等改革推進本部員）

第五十七条 本部に、中央省庁等改革推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、副本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（幹事）

第五十八条 本部に、幹事を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、本部の所掌事務について、副本部長、副本部長及び本部員を助ける。

（資料の提出その他の協力）

第五十九条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに特殊法人の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務局）

第六十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、内閣審議官をもって充てる。

4 事務局長は、副本長の命を受け、局務を掌理する。

（設置期限）

第六十一条 本部は、その設置の日から起算して三年を経過する日まで置かれるものとする。

（主任の大臣）

第六十二条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第六十三条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六章の規定は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（新たな省の名称についての検討）

2 新たな省の名称については、これを設置する法律案の立案までの間に、当該省が担う任務をより適切に表す名称となるよう検討を行うこと及びその結果に基づきこの法律において規定するものと異なるものとするを妨げない。

別表第一（第十二条関係）

名 称	任 務	構 成 員
経済財政諮問会議	一 経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針等経済財政政策に関する重要な事項について審議すること。 二 前号に掲げるもののほか、政府全体としての政策の一貫性及び整合性を確保するため、社会資本の総合的な整備計画その他の経済財政政策に関連する重要な事項について審議すること。	一 内閣総理大臣 二 第十一條第一項の担当大臣その他関係する国務大臣 三 関係機関の長 四 学識経験を有する者

総合科学技術会議

一 人文科学、社会科学及び自然科学を総合した科学技術の総合的かつ計画的な推進に関する政策の基本、科学技術に関する予算、人材等の資源の配分の基本方針その他政府全体として取り組むべき科学技術政策に関する重要な事項について審議すること。
二 科学技術に関する国家的に重要なプロジェクト等について、政府全体の視点から評価を行うこと。

一 内閣総理大臣
二 第十一條第一項の担当大臣その他関係する国務大臣
三 関係機関の長
四 学識経験を有する者

中央防災会議

一 防災に関する総合的な計画を策定し、及びその実施を推進すること。
二 防災に関する行政の内外の知見を集約し、災害発生時において、内閣官房の危機管理機能を助けること。
三 災害緊急事態の布告等に係る内閣総理大臣の判断を助けること。
四 総理府に置かれた中央防災会議が有しているその他の任務

一 内閣総理大臣
二 第十一條第一項の担当大臣その他関係する国務大臣
三 関係機関の長
四 学識経験を有する者

男女共同参画会議

一 男女共同参画に関する基本方針、総合的な計画等について審議すること。
二 政府の施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、関係大臣に必要な意見を述べること。
三 男女共同参画に關して講じられる施策の実施状況を調査し、及び監視すること。

一 内閣官房長官
二 関係する国務大臣
三 学識経験を有する者

備考

一 経済財政諮問会議、総合科学技術会議、中央防災会議及び男女共同参画会議については、内閣府の内部部局のうち、それぞれ経済財政政策、総合科学技術政策、防災及び男女共同参画に関する総合調整を担当する部門がその事務局としての事務を行うものとし、当該部門に行政組織の内外から人材を登用するとともに、必要に応じ、行政の内外から幅広い協力を得るものとする。
二 経済財政諮問会議については、財政、産業、貿易、運輸、労働等をその任務とする省が、それぞれの行政目的の観点から必要な企画立案に参画するものとする。
三 総合科学技術会議については、常勤の委員を拡充するなど、その構成員の充実を図るものとする。

別表第二(第十五条関係)

名称	主要な任務	主要な行政機能
総務省	一 行政の基本的な制度の管理運営、地方自治制度の管理運営、電気通信・放送行政、郵政事業等 二 固有の行政目的の実現を任務とした特定の府省で行うことを適当としない特段の理由がある事務の遂行	行政の組織及び運営の管理、人事管理、行政評価・監視(行政監察)、地方行政・地方財政・地方税制、選挙、電気通信・放送行政、郵政事業、恩給行政、統計行政(他の府省に属するものを除く)、消防行政、独占禁止政策、公害等調整等
法務省	基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護等	司法制度、民事行政(国籍、戸籍、登記、供託)、刑事・民事法の立案、検察、矯正、更生保護、国の利害に係る争訟、人権擁護、出入国管理、公安調査等
外務省	国際社会の平和秩序維持、良好な国際環境の主体的形成、国際社会における国益の追求と調和ある対外関係の維持・発展等	安全保障政策、対外経済政策、経済協力政策、国際交流政策等の外交政策
財務省	健全な財政の確保、通貨制度、為替の安定確保、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等	予算・決算、税制、国庫・通貨制度、財政投融資、国有財産管理、国際金融・為替管理、金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案等
経済産業省	民間経済の活性化及び対外経済関係の円滑な発展を中核とした経済及び産業の発展、エネルギー(原子力を含む)の安定的かつ効率的な供給の確保等	通商・貿易政策、産業政策(産業構造・産業組織政策)、経済取引に係る準則の整備、中小企業政策、エネルギー政策、技術開発、工業所有権の保護、産業保安等
国土交通省	国土の総合的、体系的な開発及び利用、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進等	国土計画、都市整備、住宅・土地、治水・水利、公共施設整備・管理(道路、鉄道、空港、港湾等)、北海道開発、運輸事業、運輸安全、海上保安、気象、観光等
	食料の安定供給の確保、農村・中	食料の生産・輸入・備蓄、食料の加工・

農林水産省	山間地域等の振興、森林の保護及び育成等	流通・消費、農村・中山間地域等の振興、水産、森林・治山等
環境省	良好な環境の創出及び保全等	自然環境保全(国立公園等を含む)、地球環境保全、公害防止、廃棄物対策等
労働福祉省	雇用の確保、労働条件の整備、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進等	労働基準・安全衛生、労働関係調整、職業安定・雇用確保、男女雇用機会均等、職業能力開発、医療供給体制、保健医療、医薬品安全、麻薬取締り、高齢者・障害者・児童・母性等の福祉、公的扶助、医療保険、年金、労働保険、援護等
教育科学技術省	創造的な人材の健全育成、学術・文化の振興、科学技術の総合的な振興等	生涯学習、初等・中等・高等教育、学術・体育・スポーツ、文化、科学技術等
備考	一 総務省は、内閣及び内閣総理大臣を補佐し、支援する体制を強化する役割を担うものとして設置するものとする。 二 財務省において金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案の任務及び機能を担うのは、金融システム改革の進捗状況等を勘案し、当分の間とするものとする。 三 国土交通省は、建設省、運輸省、国土庁及び北海道開発庁を母体に設置するものとする。 四 この表の主要な行政機能の欄に規定する新たな省の行政機能は、その新たな省の主要な任務に対応するものであり、他の府省がその任務に対応して当該行政機能の一部を担うこととなる場合がある。	

別表第三(第十六条関係)

委員会及び庁の置かれる新たな省	委員会及び庁	委員会及び庁
総務省	公正取引委員会 公害等調整委員会 郵政事業庁	消防庁
法務省	司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	

財務省	国税庁	
経済産業省	特許庁	資源エネルギー庁 中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	
農林水産省		食糧庁 林野庁 水産庁
労働福祉省	中央労働委員会 社会保険庁	
教育科学技術省		文化庁

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願(第一七九二号)(第一七九三号)(第一七九四号)(第一七九五号)(第一七九六号)(第一七九七号)(第一七八号)(第一七九九号)(第一八〇〇号)(第一八〇一号)(第一八〇二号)(第一八〇三号)(第一八〇四号)(第一八〇五号)

一、国民生活を重視した行財政改革に関する請願(第一八三二号)(第一八三三号)(第一八三四号)(第一八三五号)(第一八三六号)(第一八三七号)(第一八三八号)(第一八三九号)(第一八四〇号)(第一八四一号)(第一八四二号)(第一八四三号)(第一八四四号)(第一八四五号)

一、労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願(第一八六一号)

一、国民生活を重視した行財政改革に関する請願

願(第一八九九号)(第一九〇〇号)

第一七九二号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都北区東十条三ノ一一ノ一ノ一 佐藤八重 外九名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七九三号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都北区滝野川六ノ八〇ノ五 渡辺恵美子 外九名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七九四号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区稻荷台二七ノ一ノ四 鈴木朝信 外九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七九五号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区中台三ノ二七ノKノ四一 五十嵐フミ 外九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七九六号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区蓮根三ノ一五ノ一ノ二〇一 中川美枝子 外九名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七九七号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区若木一ノ三ノ二片 岡利朗 外九名

紹介議員 豊澤 弘君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七八八号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都練馬区上石神井二ノ一九ノ一五〇七 中出禮子 外九名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一七九九号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸四ノ三〇ノ二三 ノ一〇四 鎌田英雄 外九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八〇〇号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区小茂根一ノ六ノ一ノ五〇七 鎌田明雄 外九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八〇一号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区坂下三ノ二六ノ一ノ四〇三 今井栄一 外九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八〇二号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区宮本町六二ノ一六ノ二〇六 梁川和子 外九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八〇三号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区泉町三〇ノ一 藤吉 次行 外九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八〇四号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区志村一ノ三〇ノ一九
ノ三〇六 春名良子 外九名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八〇五号 平成十年五月八日受理

労働行政の縮小・後退につながる労働福祉省創設
反対等に関する請願

請願者 東京都板橋区徳丸四ノ二七ノ五
安部三郎 外九名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八三二号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 北九州市八幡西区末広三ノ三三
平田進 外四十二名

紹介議員 阿部 幸代君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三三号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 福岡県大牟田市倉永八三ノ五九
小堺洋子 外四十二名

紹介議員 有働 正治君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三四号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 熊本県八代市古閑中町七二〇ノ二
中山俊幸 外四十二名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三三号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 宮崎県都城尾二ノ六ノ一一
生山一利 外四十二名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三六号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字下高家一、〇二
三ノ一 木部公生 外四十三名

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三七号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 熊本県荒尾市高浜八八ノ五
田勝輝 外四十二名

紹介議員 豊壽 弘君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三八号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 岡山市今在家二七八ノ一 相津智
子 外四十二名

紹介議員 須藤美也子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八三九号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 富山県射水郡大島町小島五四ノ二
八 永吉俊二 外四十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八四〇号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 広島市安芸区上瀬野南一ノ一、七
六三ノ七 西浦寛之 外四十二名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八四二号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 熊本県宇土市松山町四、三五〇ノ
二 中島幸義 外四十二名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八四三号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 北九州市門司区奥田三ノ一ノ二三
佐藤隆 外四十二名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八四四号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 福岡県行橋市泉中央三ノ五ノ三六
龜田勝行 外四十二名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八四四号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 山口県長門市仙崎北本町一、六八
九 岡村光洋 外四十三名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一八四五号 平成十年五月十一日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 広島県安芸郡倉橋町六、六四三ノ
三七 竹下勝大 外四十三名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

反対等に関する請願

請願者 川崎市宮前区白幡台一ノ一ノ三
福永佑司 外四十名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第一四三三号と同じである。

第一八九九号 平成十年五月十三日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 高知県安芸市土居一、四五九
小 松正文 外三千二百十七名

紹介議員 朝日 俊弘君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

第一九〇〇号 平成十年五月十三日受理

国民生活を重視した行財政改革に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ三六ノ二
加藤有紀 外四百六十二名

紹介議員 大脇 雅子君

この請願の趣旨は、第八三〇号と同じである。

平成十年六月一日印刷

平成十年六月二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D